



Title	鷓川, 沙流川流域における製材業および木材市場の史的展開に関する研究
Author(s)	成田, 雅美; NARITA, Masami
Citation	北海道大學農學部 演習林研究報告, 33(1), 1-100
Issue Date	1976-03
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/20955">https://hdl.handle.net/2115/20955</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	33(1)_P1-100.pdf



# 鶴川，沙流川流域における製材業および 木材市場の史的展開に関する研究\*

成 田 雅 美\*\*

The Study on the Historical Development Process of  
the Sawing Industry and the Lumber Market  
in both Mukawa and Saru Watersheds\*

By

Masami NARITA

## 目 次

は し が き .....	2
1. 序 論 .....	3
1) 課題の設定 .....	3
2) 北海道製材業の沿革 .....	6
3) 王子製紙のバルブ材生産地としての鶴川，沙流川流域 .....	15
2. 鶴川，沙流川流域製材業の成立 .....	18
1) 三井物産の素材生産の展開 .....	18
2) 素材生産業，製炭業と製材業の成立 .....	23
イ) 素材生産業，製炭業の展開 .....	23
ロ) 製材業の成立 .....	25
3. 昭和恐慌期の製材業 .....	31
1) 昭和恐慌期における北海道製材業の停滞と北海道林産物検査の確立 .....	32
2) 鶴川流域—林業生産の停滞と製材業の没落— .....	34
3) 沙流川流域—とくに昭和恐慌期後の製材業の確立— .....	36
4. 戦時体制期の製材業 .....	40
1) 木材統制と北海道林産物検査 .....	40
2) 鶴川流域—素材生産業，製炭業を中心とする地場資本の展開— .....	41
3) 沙流川流域—岩倉組の素材生産と製材業— .....	43
5. 戦後の復興需要と製材業 .....	46
1) 戦後国有林販売制度の確立と道内製材業 .....	46
2) 鶴川流域の製材業 .....	48
3) 沙流川流域の製材業 .....	51
6. 紙パルプ資本による木材市場の再編成と製材業 .....	54

\* 1975年6月30日受理

\*\* 北海道大学農学部林政学教室

Institute of Forest Policy, Faculty of Agriculture, Hokkaido University.

1) 国有林販売制度の合理化と紙パルプ資本, 製材業 .....	54
イ) 昭和29年の風倒木処理と製材業の増大, 製炭業の崩壊 .....	55
ロ) 国有林販売制度の合理化と紙パルプ資本, 製材業 .....	57
2) 紙パルプ資本の原木市場支配と製材業 .....	60
イ) パルプ原木集荷機構の複雑化と製材業 .....	62
ロ) 製材業のパルプ原木生産下請業者化とパルプ生産の部分工程の下請の拡大 .....	63
3) 昭和30年代, 鶴川, 沙流川流域製材業の展開 .....	67
イ) 鶴川, 沙流川流域林業生産の展開の特徴 .....	67
ロ) 鶴川流域の製材業 .....	70
ハ) 沙流川流域の製材業 .....	78
4) 鶴川, 沙流川流域製材業の系譜と紙パルプ資本 .....	88
7. 総括 .....	92
参考および引用文献 .....	97
Summary .....	100

## は し が き

私が、木材市場の研究とかかわりを持ち始めたのは、修士論文作成の過程からである。山形県の庄内地方を事例として作成した修士論文では、製材業を中心的な市場機能担当者とする木材市場が、外材輸入の増加のもとでどのような変貌をとげたか、またそれが国内の林業生産の構造にどのような影響を与えているのかが、その時の問題意識であった。

昭和47年に博士課程に入学し、研究課題を「北海道における木材市場の史的展開に関する研究」とした。現在、外材輸入の増加を軸として議論されている木材市場論の、本質的な問題の所在を明らかにするためにも、私なりに一度木材市場の歴史的展開を整理し具体的に検討する必要があると考えたからである。国内木材市場の急速な変貌過程の分析を、木材市場論の今日的課題とすべきであることは、当然のことであるが、あえて迂遠とも思われる木材市場の史的展開の分析を課題としたのは、そうした課題設定のもとでの研究を経ることなくおこなわれる木材市場の現状分析が、皮相的な理解に陥り易いことを恐れたからである。

昭和47年の秋、外国産輸入チップの国内チップ生産に与える影響を調査するために、はじめて鶴川流域河口の鶴川町と沙流川流域河口の門別町の、チップ生産業を兼営する製材工場を訪ずれた。鶴川、沙流川流域の林業生産、製材業の展開に着目したのは、この頃からであり、両流域を事例とし上記の課題にそった研究の準備を始めた。本論文の作成に至る過程で、一つの画期をなしたのは、和孝雄氏、石井寛氏、秋林幸男氏(大学院生)、餅田治之氏(大学院生)、そして私の5人の共同研究による論文「戦前期における鶴川流域の林業展開」(『北海道大学農学部演習林研究報告』第31巻第3号 昭和49年)の作成であった。経済主体別に執筆分担をきめ、それにそった調査をおこない、日常的に討論をくり返すという形ですすめられたこの研究は、本論文の作成のために大きな足がかりとなってくれた。

この論文の作成のために、両流域各町村、札幌営林局、旭川営林局、金山営林署、鶴川営

林署，日高営林署，振内営林署，北海道総合経済研究所，北海道パルプ材協会，三井物産林業，高谷木材，坂本木材その他流域の製材業者，林業関係者の方々から多くの御協力と御教示をたまわった。

林政学教室の小関隆祺教授，霜鳥茂助教授，石井寛助手，演習林の和孝雄講師，森林経理学教室の谷口信一教授，有永明人助手には終始御指導をいただき，研究のための良き環境を作っていた。また，林政学教室大学院生諸兄には時と場所を選ばず討論の相手となっていた。ここに記して，心からの謝意を表するものである。なお，本論文は「北海道大学審査学位論文」である。

## 1. 序 論

### 1) 課題の設定

世界史的にみれば，日本は後進資本主義として成立した。そして，国内市場が充分に発展していなかったために後進資本主義国の辺境として存在した北海道における林業生産は，はじめからその市場を外国に求めざるをえなかった。西欧諸国において資本主義がすでに自由主義の段階から帝国主義の段階へ移行しつつある時期に生成，発展をみた日本資本主義は，すでに高度に発達していた外国の工業技術を輸入するというかたちでしか，成立しえなかったと同時に，農民層の分解が極めて不徹底のままに成立せざるをえなかった。こうした国内市場の狭隘性のために，成立期の日本資本主義は，市場を求めて中国大陸への進出，そして国内で生産された製品の外国輸出を重視せざるをえなかったのである。

大正初期までの北海道における林産物の外国輸出のウエートの高さは，日本資本主義の展開の特殊性に大きく規定づけられたものと考えなければならない。三井物産株式会社（以下三井物産と略称）を中心とする枕木の外国輸出，松角を中心とする天塩材の大陸輸出が，まさにそうした意味あいをもつものであり，また明治20年代に始まった燐寸軸木，白楊材の内地移出も次に示すように同様の意義をもつものであった。つまり，明治20年～40年代の繊維，雑貨を中心とする日本資本主義の輸出のなかで，とくに雑貨工業のなかで最も重要な位置を占めたのは，燐寸製造業であったからである。「20年代から30年代にかけても多少の消長はあったが輸出は，いちじるしく増大し，35年の輸出額は約945万円，全輸出額の3.2%に達し，生糸，絹織物，絹糸につぐ地位をしめた。できあがったマッチの過半数は外国市場に送られ明治23年には，総生産量の51%，30年には81%，40年には59%」<sup>1)</sup>が輸出されていたのである。明治40年代に入り拡大した北見材＝中丸太を中心とするいわゆる北洋材の原木内地移出も同様の意義をもつものであった。すでに名古屋市場などで，内地ツガ材を利用して展開していた輸出向けの製函工業は，その資源の減少，木材価格の高騰とともに，代替材として北見地方の中丸太などトドマツ原木の内地移入を急激に拡大させていったからである。

このように、明治30年代に入り本格化した北海道の林業生産は、ほぼ大正期中頃まで日本国内市場の狭隘性、さらに日本資本主義の辺境として位置した北海道内での木材市場の未成立ないしはさらなる狭隘性に規定されて展開したのであり、当初から木材の商品化を目的として展開した北海道の林業生産は、中国大陸、さらにはヨーロッパ諸国など外国をその販売市場として成立せざるをえなかったのである。

北海道の製材業をも含めた木材加工資本および木材市場の史的展開を対象とした研究の代表的なものとして、小関隆祺氏の「北海道林業の発展過程」(『北海道大学演習林研究報告』第22巻第1号、昭和37年、とくに第2章「採取林業の展開過程」)と、萩野敏雄氏の「北洋材経済史論」(昭和32年、とくに第1章「北海道森林開発の展開過程」)とがある。両論文とも道内の木材加工資本、木材市場そのものを対象としているわけではないが、それらに関していえば、小関論文においては「明治維新から現在の北海道林業が出発し、しかも主として外側からの働きかけによって発展したものと考えて、この観点を北海道林業史研究の第1段階<sup>2)</sup>としてとらえ、また萩野論文が、大正中期までを、燐寸軸木、枕木時代、天塩材時代、明治40年～大正7年を中丸太生産の開始＝北見材時代の形成として整理され<sup>3)</sup>、外国および内地市場に対応した内地資本を主軸とする林業生産、木材加工資本の成立、展開を分析された。

しかしながら、明治期から大正後期までの、北海道林業の発展を総体として把握するという小関論文の性格から、また、明治期から第2次大戦期までの北洋材輸移入と内地木材市場の関連の分析に主眼をおく萩野論文の性格から、北海道内でとくに大正中期以降著しく増加した地場の木材加工資本とくに製材業の分析は、ほとんど捨象されてきた。

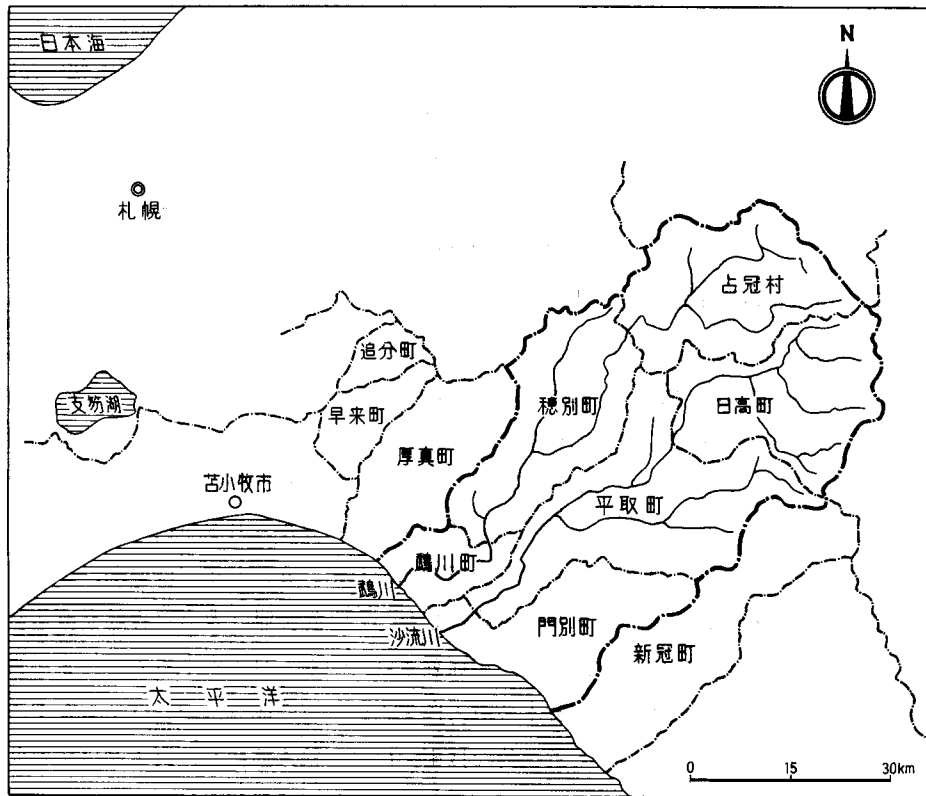
そのために、両氏の研究のなかで残された重要な課題のひとつとして設定されるのが、地場の木材加工資本、とくに製材業の史的展開に関する研究である。

地場の製材業の史的展開を研究するために、まず第1に検討しなければならないのが、北海道における国有林、道有林、私有林の林業経営の形成、展開と、地場の製材業がどのような係わりをもったか、である。つまり、地場の製材業の展開に林業経営の形成、展開がどのような規定性をもったか、あるいはそれらがどのような相互関連性をもったかである。第2に、明治後期から大正中期にかけての北海道を原木生産地とし、外国、内地をその消費地として、三井物産など内地資本が形成した木材市場と、また内地資本、地場資本が作りだしていった道内木材市場の形成と、地場の製材業がどのような係わりをもったか、である。この点について少し敷衍しておこなう。道内での国家資本の投下を軸とする交通手段とくに鉄道の発達(明治前期の炭鉱を中心とする鉱山開発を目的とした地域的なものから明治30年以降大正初期にかけてはより全道的に展開)、道内人口の増加と定着(明治21年35万人から同31年85万人、大正2年180万人、同9年236万人)とくに函館市、小樽市、札幌市、旭川市、室蘭市、釧路市など都市人口の増加(大正9年にはこの5都市で512千人)を背景として、大正中期以降、製材業を中心とする地場の木材加工資本の広範な成立がみられる。したがって北海道内で生成した地

場の資本が，大正中期までの外国市場，内地市場と対応して展開した内地の商業資本，産業資本といかなる係わりのもとに成立したのかをもふくめて，明治後期以降の地場の製材業の展開を具体的に検討していく必要がある。

第1，第2の点については，地場の製材業それ自体の歴史具体的な展開を中心に据え，それを軸として検討していく必要がある。そしてそのことは，地場の製材業を中小企業のひとつとしてとらえ，つまり帝国主義段階における中小企業問題，独占資本による支配，収奪の対象としてつねに再生産される中小企業のひとつとして製材業をとらえ，その具体的な支配，収奪のメカニズムを明らかにするために必要な課題でもある。

こうした課題の設定にそって，地場の製材業が，どのような歴史的展開をとげたか，以下本論で，北海道の鶴川，沙流川流域の6カ町村（鶴川町，穂別町，占冠村，門別町，平取町，日高町）一図参照一の林業生産，製材業を事例として検討していくことにする。



鶴川，沙流川流域各町村の位置図

鶴川，沙流川両流域を事例としてとりあげたのは，流域を林業生産のひとつの大きな地域単位としてとらえることが重要であると考えからである。明治期から大正中期にかけての農業開拓の外延的拡大の過程での林業生産も含めて，北海道の林業生産の場は，河川流域をひと

つの地域単位として展開したといえよう。明治30年代後半から本格化した北海道の林業生産は、生産された商品の消費市場への輸送手段の発展と関連させてみると、河川流送と船舶を輸送手段とした沿岸線及び河川流域での地域的な林業生産から、河川流送と鉄道を輸送手段とした全道的な林業生産へと拡大した。農業開拓の外延的拡大の過程と土地利用区分の確立とともに、また鉄道敷設の拡大とともに、河川流送は徐々に縮少していったが、戦前期においては、依然林業生産の部分工程として大きな位置を占めていた。つまり、北海道の林業生産は、与件としての森林の自然状態に大きく規定され、またそれを利用する形で展開したのである。さらに戦後のトラック運材と林道網の拡大の過程においても、流域を林業生産のひとつの地域単位とすることを全面的には克服しえなかったのである。

このように流域を林業生産の地域単位としてとらえると同時に、流域を一定の経済活動の場として成立、展開した地場の製材業が、そこでの林業生産のありように規定され、また反面そこでの林業生産のありようを規定していくという相互規定の関係をとらえることが必要となってくる。

そうした意味で、明治30年代末から現在まで林業生産地としての位置を保ち続けた鶴川、沙流川流域の地場の製材業、木材市場の歴史的な展開を検討することは、北海道における地場の製材業、木材市場の歴史的展開のひとつの典型を示すことにもなるのである。

## 2) 北海道製材業の沿革

### ① 官営工場とその払下げ

北海道の製材業は、北海道開拓使により建設された官営工場にその端を発する。「北海道開拓使は、本道開拓を始めるに当たってとくに道路、橋梁、屋舎等を早急に造営するため、機械力による製材の必要を痛感したので……(中略)……五月(明治五年一筆者)より、札幌東創成通(現在東一丁目)南一条より北一条に至る三丁余四方を機械場設置の地と定め、工業課を設け、まず蒸気、水車両機械の建設に着手し、同年七月蒸気木挽所を、翌年五月水車機械所を完成した。八年六月には木工場を設け、九年五月木材乾燥所を加設した。また七年には室蘭、十二年には石狩国当別及根室国根室にそれぞれ木挽場を建設した。」<sup>4)</sup>明治初期、豊富な森林を擁した北海道においては開拓のためにその有効的な利用が痛感されつつも、日本資本主義がまだ資本の原始的蓄積の途上にあり、内地からの資本の導入による製材業の成立は望むべくもなく、北海道においても内地同様に先進諸国から近代的な技術、機械を輸入移植し、資本制生産の助長につとめなければならなかった。また、この期官業として製材工業機械、技術が外国より導入されたのは北海道だけであった。

鉱山、製鉄、鉄道、電信、土木、造船、製作、測量などきわめて広範囲にわたった官業の創設は、明治政府の意図に反し、会計上巨大な損失となり明治14年官業払下の方針が決定された。それにすこしおくれ道内各地の官営製材工場は、明治19年9月に根室木挽所が、20

年に札幌木挽所、厚別水車木挽所がそれぞれ民間に払下げられ<sup>5)</sup>、民間製材業の展開の基礎となったと考えられるが、これらの工場は明治30年頃まで停滞を続けた。明治20年代中頃までは、「北海道製材業は未だ開けずして、函館、小樽は勿論、東西海岸一帯の土地は主に秋田の杉板を使って居ったため、能代より北海道に出る板は、随分多額に上った……」<sup>6)</sup>とあるように函館、札幌、小樽などは、木挽生産による秋田杉材の製材品市場であった。北海道は、豊富な森林が存在していたにもかかわらず明治30年まで木材製品は移入超過であった。<sup>7)</sup>

## ② 日清、日露戦争を契機とする製材資本の成立

海外市場とくに清国市場の獲得を企図してひきおこされた明治27年の日清戦争の戦勝の結果、日本は償金2億3千万両をえて金本位制を確立するとともに拡大された市場を背景として綿糸紡績業、製糸業、織物業、製糖業、製紙業の軽工業部門、軍事工業と関連する機械工業、鉄鋼業などの重工業部門における産業資本の確立をみることとなった。清国への北海道木材の輸出は、明治25年に新松昌洋行によってはじめておこなわれ、日清戦争後明治29年よりそれが本格化し、その後ロシアが東支鉄道の建設のために北海道材の輸入をあおぐことによりさらに拡大した<sup>8)</sup>。また、同様に北海道材の内地移出も明治29年より急速に増大し、同30年以降移出超過となるとともに木材、燐寸軸木原料、鉄道枕木などの内地市場向けの木材及び木材加工品生産地となっていった。日清、日露戦争後の外国、国内市場の拡大を背景として道内の製材業は、「32年小樽入船木工場（後に小樽木材会社第1工場）の設立、33年釧路における釧勝工業会社、天塩木材会社の設立、34年小樽新富製材所（小樽木材会社附属工場）、35年三井物産砂川木挽工場の創立……（中略）……37年小樽信香製材工場、39年小樽木材会社設立その他道内各地に多くの工場、会社等が設立された。さらに40年札幌木材会社製材工場（元重谷木工場）、伊藤組落合製材所及び帯広本名木工場、41年札幌大場木工場、函館浜岡製材所、上川地方には松井、川北木工場等、42年伊藤組製材所、岩見沢北海製材所、43年札幌大島、大星製材工場その他各地に相いついで設立を見、製材を主とするものみでも、全道にその数40を超ゆるに至った。」<sup>9)</sup>

以上のように明治30年代から40年代にかけて道内各地に成立した製材業について整理したのが第1表である。同表は、明治44年当時北海道に存在した支庁別の製材工場数、そして動力数を示すとともにその創業年月を示したものである。明治44年に73工場（無動力の工場3工場を含む）が稼動しており、その創業年月は、大半が日露戦争後のことであった。これは、日露戦争による朝鮮、満州市場の獲得が、北海道材に商品性を附与するとともに道内製材工場の急速な拡大の契機となったことを示している。地域的には、北海道開拓のはやかだった函館市、札幌市、胆振支庁、空知支庁での製材業の成立が多いが、明治末期までには鉄道敷設の拡大など交通手段の発達により、上川支庁、十勝支庁など道内でもさらに辺境の地域にも製材工場の成立がみられた。また、工場規模からみると、製材工場は明治40年代には、三井物産、天塩

第1表 明治44年支庁別製材工場数、職工数、動力数

	工場数	創業年月別工場数			動力使用別			職工数 総数 (女子)	労働人夫 総数 (女子)
		明治28年 ~	明治 29~38年	明治 39~44年	使 用 工 場	非使用 工 場	使用工場 の 基 礎 力		
札幌市	6	—	1	5	6	—	12:684	83 (—)	49 (—)
函館市	12	—	—	12	12	—	14:291	54 (2)	44 (4)
小樽市	5	2	1	2	2	3	4:170	189 (—)	—
胆振支庁	9	—	—	9	9	—	11:391	104 (5)	75 (12)
石狩支庁	1	—	—	1	1	—	2: 65	15 (3)	— (—)
空知支庁	12	—	1	11	12	—	15:859	159 (59)	247 (7)
後志支庁	6	—	1	5	6	—	7:133	40 (—)	12 (—)
上川支庁	9	—	1	8	9	—	10:298	124 (5)	67 (7)
十勝支庁	5	—	1	4	5	—	8:111	32 (2)	4 (—)
網走支庁	3	—	—	3	3	—	4: 90	70 (5)	13 (—)
釧路支庁	4	—	2	2	4	—	7:366	81 (—)	41 (3)
根室支庁	1	—	—	1	1	—	1: 18	4 (—)	3 (—)
日高支庁	2	—	1	1	2	—	2: 34	10 (1)	64 (7)
留萌支庁	1	—	—	1	1	—	1: 75	28 (3)	11 (3)
計	76	2	9	65	73	3	98:3,585	993 (85)	630 (43)

	一工場 当 就業日数	使用職工数別工場数 (職工数) (馬力数)				
		500人 以上	100~ 500人	50~100人	10~50人	10人以下
札幌市	314	—	—	—	2 ( 60) 525	4 ( 23) 159
函館市	211	—	—	—	1 ( 12) 30	11 ( 42) 261
小樽市	295	—	—	1 ( 64) 0 1*	3 (115) 170 1*	1 ( 10) 0 1*
胆振支庁	247	—	—	—	2 ( 62) 215	7 ( 42) 176
石狩支庁	330	—	—	—	1 ( 15) 65	—
空知支庁	259	—	—	1 ( 70) 534	3 ( 55) 157	8 ( 34) 229
後志支庁	227	—	—	—	1 ( 20) 100	5 ( 20) 33
上川支庁	261	—	—	1 ( 55) 110	3 ( 42) 150	5 ( 27) 38
十勝支庁	176	—	—	—	2 ( 22) 65	3 ( 10) 46
網走支庁	263	—	—	—	2 ( 60) 88	1 ( 10) 2
釧路支庁	282	—	—	—	3 ( 77) 349	1 ( 4) 17
根室支庁	315	—	—	—	—	1 ( 4) 18
日高支庁	202	—	—	—	—	2 ( 10) 34
留萌支庁	335	—	—	—	1 ( 28) 75	—
計		—	—	3 (189) 644	24 (568) 1,989	49 (236) 1,013

注) 湯沢 誠. 「北海道農業論序説」, 昭和29年6月, 「附表5, 明治44年支庁別業種別工場数, 職工数, 動力数」より作成。

原典は「北海道庁統計書」。

\* は無動力の工場を示す。

木材（明治 39 年以降小樽木材に継承された）、秋田木材など内地資本により経営された大規模工場と、内地資本より時期的に若干おくれて成立した地場の零細な製材工場の併存という形ができあがっていたことを物語っている。

しかしながら、この期の製材業の展開の主軸をなしたのは、三井物産、天塩木材、小樽木材、秋田木材などであった。これら内地資本の製材業を少し詳しく述べておこう。

### 三井物産

三井物産は、明治 35 年に中国大陸向けの鉄道枕木の輸出を開始するとともに、同 36 年砂川市に製材工場を設立した。建設当初の工場出力馬力数は、220 馬力、労働者数は、職工 30 名、雇人夫 25 名（その他に臨時雇用あり）、事務員 2 名であった。工場原木は、空知川、雨竜川河岸、音江村で伐採のうえ砂川市まで流送された。また鉄道沿線からの原木購入もあった。三井物産の鉄道枕木の生産、輸出の拡大により、それまで鉄道枕木輸出の中心であった外国業者とその下請生産は、排除されていった<sup>10)</sup>。

日露戦争後、「製材は多く軍需品を主とし且つ清韓地方において本道材の需要漸次増加し来りまた、北海道炭礦鉄道株式会社業務拡張に伴う枕木材の供給倍加したるを以て茲に工場の規模を拡張し<sup>11)</sup>」た。工場動力数は、原動機汽機 428 馬力 1 基、同 80 馬力 1 基、発電機 45 kW、16 kW 各 1 基と一挙に大規模化した。それとともに製材生產品目も、建築用、家具用、枕木、下駄棒、板類等と多様化した。その後明治 41、42 年の不況期に規模は若干縮少するものの、機械設備はむしろ改良され、また大正元年には、製材職工 197 人と目立職工、機関職工その他を含め 529 人の工場労働者を擁していた。工場原木の生産地は、空知川、雨竜川など石狩川支流河岸地域からさらに上川、天塩、十勝などの鉄道沿線地域へと拡大した<sup>12)</sup>。明治末期の同工場の製材生産量は、第 2 表に示したように 15 万石～20 万石と極めて多量であり、また明治 39 年から始まった欧州向製材品（ナラなどの広葉樹材）の生産は、明治 41、42 年の深刻な不況期における減少はみられるものの大正元年には約 6 万 4 千石へと急激な増加を示した。

第 2 表 明治 40 年代の三井物産砂川工場の製材生産量

	欧州輸出堅木挽材 (石)	建築その他普通挽材 (石)	計 (石)
明治 39 年	7,083	112,402	119,485
40	54,915	144,783	199,698
41	18,875	101,315	220,190
42	20,236	131,786	152,122
43	41,034	108,879	149,913
44	52,392	101,944	154,356
大正元年	63,837	99,118	162,955

注) 北海道庁拓殖部。「三井物産株式会社砂川木挽工場概況」、『殖民公報』、第 72 号、大正 2 年、p. 40 より引用。

さらに三井物産は、大正元年に野付牛（現在の北見市）に工場新設を計画するとともに「従来砂川村に木工場を設け盛んに製材しつつあるも近来需用の増加とともに札幌その他の地方における個人経営の木工場とも特約の下に製材せしめつつ」<sup>13)</sup>あり、道内でこの期成立しはじめた地場の零細な個人経営の製材工場を系列下に組み込み賃挽工場として支配し、内地、外国市場向け製材品販売量の拡大はかった。

#### 天塩木材株式会社と小樽木材株式会社

天塩木材は、明治33年5月の設立で、資本金15万円、株主は、大倉喜八郎のほか12人で小樽市入舟町に本社をおいた。同社は、主として天塩地方での素材生産を目的として設立され、また明治34年8月から出力数28馬力、職工37人、人夫10人の製材工場が、小樽市入舟町で生産を開始した<sup>14)</sup>。こうして、同社は、内地および中国大陸市場向けの木材生産を目的とし、当初天塩川流域での素材生産をおこない、いわゆる「天塩材時代」を形成した。日露戦争後、同社の生産は、急速に拡大した。ちなみに、明治36年と同38年の同社の木材生産量をみると、36年の角材32,405石、丸太16,832石、下駄棒161,250本から、38年には、松角84,561石、雑木角21,419石、丸太29,165石、枕木410,965本、製材36,675石と、いずれの材種においても急激な生産の増加を示した。とくに、中国大陸向けの枕木生産の増加は著しく、その生産は、生産地を道内各地の鉄道沿線に拡大しておこなわれた<sup>15)</sup>。

明治39年に天塩木材は解散し、同社の事業は新設の小樽木材に引継れた。「小樽に本社を置く天塩木材会社は資本金二十万円にて殆んど大倉組の専有物の如くなりしも林業界の発展に伴ひ業務拡張の必要あり旁々一昨十二日東京に於て開催せる株主総会に於て解散を決議し其変体として更に小樽木材株式会社なるものを創立し資本金百五十万円を投ずる事」<sup>16)</sup>になった。日露戦争後、中国大陸市場の獲得により、道内での木材生産とその輸出をもって莫大な利益をあげた天塩木材は、さらにその事業を拡大するために解散し、小樽木材に改組されたのである。

天塩木材の全事業を継承した小樽木材は、「40年の4月から8月までの5カ月間の各業者取扱量は枕木では三井物産53%、小樽木材30%、木材板類で三井物産45.5%、小樽木材28%であった」<sup>17)</sup>といわれるほどに、三井物産とならんで木材貿易における独占的地位をきずいた。それとともに、小樽木材は、明治40年に紋別郡雄武村に、動力数100馬力、職工32名、労働人夫55名の製材工場を、同42年に小樽市真栄町に動力数50馬力、職工24名、労働人夫1名の製材工場を設立した<sup>18)</sup>。しかしながら日露戦争後、明治40年秋からの世界的不況により直接的打撃を受けた小樽木材は、その後経営不振におちいり、明治43年に小樽市真栄町の製材工場の操業を中止させ、大正2年の前期に12万余円の欠損金を生じ解散した<sup>19)</sup>。

#### 秋田木材株式会社

三井物産、小樽木材とならんで明治40年代に内地資本により経営されていた製材工場と

して秋田木材株式会社があげられる。秋田木材は、すでに我国屈指の製材資本として有名であった。北海道においては、宗谷郡猿払町で明治39年11月からエゾマツ、トドマツの素材生産を始めた。同地では、明治40年3月に北見出張所を設け、大正2年までに約60万石の素材生産地をおこなった。素材生産は、北見組合牧場（猿払）、大倉牧場（知来別）などの牧場地上の立木を対象とするものであった。生産された角材は、大連、營口、大阪、長崎、丸太は、大阪にそれぞれ販売された<sup>20)</sup>。

ついで明治41年5月に根室郡厚別に出張所を設け、同年11月に動力数140馬力、職工20名、人夫25名の製材工場の操業が開始された。さらに、大正2年11月に宗谷郡稚内町に動力数280馬力、職工、人夫数70名の製材工場の操業が開始された。工場原木は、いずれも附近の牧場地上の立木の購入、国有林立木の購入によるものであり、稚内工場では国有林から、大正2年から8カ年の年期特売（1カ年払下量4万尺締）をうけていた。その製品販売市場は、朝鮮、中国大陸を大部分とし、残余を地元および道内都市に船舶輸送し販売していた<sup>21), 22)</sup>。

このように明治初期から同20年代にかけての日本資本主義の原始的蓄積の過程を経て、資本の蓄積をおこなった内地資本は、日清、日露の戦勝を契機として、またそれによって拡大された外国市場（とくに中国大陸の）を背景として北海道に資本投下をおこないはじめ、そのひとつとして製材業、素材生産業があった。三井物産、天塩木材、小樽木材、秋田木材の事例によって具体的にみてきたように、内地資本による素材生産、製材工場の設立は、一方でみずから確保した船舶を輸送手段として天塩沿岸、北見沿岸、根室沿岸（河川流域をも含めて）と海岸線ぞいに拡大し、他方で国家資本の投下、内地鉱山資本の投下による鉄道敷設の拡大を利用しつつ、大正初期までには全道的なひろがりを見せた。

### ③ 第1次大戦後の地場製材業の増加

こうした内地資本による製材工場経営の拡大は、大正期に入ってからも続いた。一方、すでに明治40年代には、成立をみせはじめた道内の地場資本による製材業は、第1次大戦後の未曾有の好景気のもとに、「各地に工場を新設、増設するもの俄かに多きを加え、大正5年16、6年24、7年21、8年33、9年20と茲5年間に114工場を増し、これ等工場はいずれも、旭川方面、野付牛・網走方面あるいは宗谷線等原木生産地に進出し、その中には三井物産、大日本木管会社、伊藤組、松岡、新宮商行、秋田木材、札幌木材、新田ベニヤ、松浦木材等基礎堅実なるものがあつたが、当時の好景気につられ、いわゆる一獲千金を夢みて着業したものも少くなかつた。」<sup>23)</sup>とあるように、大正期に入るとひとり内地大資本による製材業のみならず、北海道内での一定の資本蓄積のもとに生成した地場の資本ともいうべき、製材業が急速に増加していった。

第3表は、道内で成立した地場の製材業のいくつかの事例を系譜により整理したものである。同表では、内地府県での職業はわからないが、その多くは明治20年代までの資本の原始

第3表 明治後期から大正期の

氏名	所在地	渡道時期と職業	～明治37年	～大正3年
川崎徳三郎	利別村	明治23年・農業		
早川市郎右衛門	湧別村	明治31年・農業	澱粉製造業	製材業
八田民五郎	札幌市	札幌市生れ・農業		製材業
遠藤八三郎	札幌市	明治31年・商業	木材商	
市村信次	函館市	明治14年・商業	木材商	製材業
佐藤勉	和寒村	明治39年・商業	木材商	製材業
稀玉菊治	伊達村	明治35年・商業	荒物雑貨商	製材業
田中喜代松	旭川市	明治25年・商業	木材商	製材業
花輪富太郎	旭川市	明治25年・商業	金物商	醸造業, 倉庫会社, 製材業
伊藤亀太郎	札幌市	明治18年・大工	土建業, 木材業	製材業
関直右衛門	札幌市	明治34年・土木請負	天塩木材会社の造材請負	王子製紙の専属造材請負
大星鶴松	札幌市	明治23年・土建請負	土建業, 製材業	
水上政治	名寄町	明治36年・土建請負	土建請負業, 製材業	
後藤豊吉	札幌市	明治27年・農場管理人	木材会社社員	製材業
瀬崎初三郎	函館市	明治28年・木材商雇人		製材業, 建築請負業
田中乙吉	瀬棚村	明治13年・魚場雇人	呉服反物行商	呉服反物雑貨商, 木材商
竹野繁次郎	岩見沢町	明治33年・商店店員		製材業
佐藤隆	留萌町	明治33年・会社員	土建業, 鉄工業, 製材業	
駒井伴平	帯広町	明治34年・魚業	木材会社社員	木材商

注) 金子信尚。「第貳版 北海道人名辞典」, 大正12年。および  
北海道庁拓殖部。「国有林事業成績, 第三次, 大正12年」大正13年。より作成。

的蓄積の過程, それに引続く農民層の分解によりはじきだされ渡道した人々であろうことは容易に想像されるところである。ここでは, 渡道後なんらかの形で一定の資金蓄積の後に製材工場の経営を開始したものを, 「地場の製材業, 製材資本」と称することにする。地場の製材業の系譜は, 渡道時期の職業を目安とすると, 農民系譜, 商人系譜, 大工, 土建請負業者系譜, 雇人, 商店店員系譜の4つに類型化できる。この4つの系譜類型のうち, どの系譜が, 地場製材業の主要な系譜であるかは, 同表からだけでは正確にいうことができないが, 農民系譜の地場製材業は少なく, 商人系譜それも木材商および土建業者の系譜が多かったと考えていいだろう。また雇人, 商店店員の系譜も同表でみるかぎりその展開のなかで土建業, 木材商との関連が多い。これら商人, 土建業系譜の地場製材業は, 製材専門の資本へと展開したのではなく, むしろ木材商, 土建業の経営展開の結果製材工場をも兼営するに到ったと考えられる。大工か

地場の製材業の系譜事例

～大正 12 年	大正 12 年の製材工場規模				備 考
	動力数 (馬力)	機械設備 (台)	職工数 (人)	原木消費量 (石)	
製材業 運送業, 荒物雑貨商, 醤油醸造業	その他 30	丸 2 帯 一 堅 一	5	350	
	蒸 26	2 一 一	5	1,400	
製材業	電 20	2 1 一	7	4,500	
	電 80	3 3 一	23	50,000	
除虫菊, 製粉業	電 50	1 1 一	6	13,000	
	蒸 40	3 一 一	10	8,698	
	電 37	4 1 一	5	15,000	
	蒸 100	3 1 一	15	34,100	
	蒸 90	4 3 一	15	53,880	
	蒸 75	4 1 一	9	28,000	明治40年設立・落合工場
	蒸113電120	9 4 4	30	65,000	明治42年設立・苗穂工場
	蒸 72	3 1 1	18	53,300	大正 3 年設立・置戸工場
	蒸 75	4 1 一	19	46,000	大正 6 年設立・中頓別工場
	蒸 75	6 1 一	8	45,769	大正 7 年設立・浜頓別工場
製材業(兼営)	蒸 15	1 一 一	3	1,680	大正 9 年設立・美幌工場
	蒸 48	3 1 一	27	28,314	
	電 65	2 2 一	17	24,500	
	蒸 75	3 1 一	29	25,500	
	蒸 21	3 一 一	6	7,000	
	蒸 57	3 1 一	11	32,780	
製材業	蒸 15	2 一 一	5	2,200	
	電 35	2 1 一	6	25,600	
製材業	蒸 48	3 1 一	9	20,833	
	電 30	4 2 一	6	13,900	

動力数の「蒸」は蒸気機関, 「電」は電気機関, 「その他」その他の機関の略である。  
また, 機械設備の「丸」は丸鋸, 「帯」は帯鋸, 「堅」は「堅鋸」の略である。

ら発し, 土建業にたずさわり大正 9 年までに, 道内各地に 6 工場の製材工場を設立した伊藤組(伊藤亀太郎)は, その典型的な事例であろう。

こうして大正中期には, 先にも述べたように, 国家資本の投下を軸とする交通手段とくに鉄道の発達, 道内人口の増加とその定着による道内木材市場の拡大を背景として地場の製材資本が確立した。またこの期の製材資本の展開に忘れてはならないのが大正 8 年の国有林の直営生産事業の開始である。「この国家資本投下(森林鉄道・軌道の敷設…筆者)は, 奥地林の多い国有林開発を促進することはもちろん, 山元製材工場の進出・開拓地農産物の流通・採取圏の奥地化に悩む民間伐出資本の救済等をもたらす<sup>24)</sup>こととなったからである。地場の製材業は, いずれにしろ国家資本の投下により与えられた市場条件(交通手段とくに鉄道の発達)のもとに第 4 表にみられるように道内各地, 地域的に広範囲に成立した。この表からもわかるように

第4表 大正11年，地域別工場数，出力馬力数，  
職工・人夫数及び原木消費量

営林区署同分署	工場数	出力馬力数	職工数	人夫数	原木消費量 (千石)
札幌	59	2,490	558	158	810
室蘭	24	466	113	50	204
浦河	11	312	58	27	82
倶知安	11	265	50	38	43
函館	63	1,507	281	116	421
桧山	7	274	75	14	31
旭川	69	3,003	748	351	850
天塩	3	251	61	31	73
釧路	17	832	283	71	305
帯広	21	1,412	351	80	236
陸別	12	515	173	59	192
根室	7	265	56	19	64
国後	5	124	19	16	24
紗那	3	118	18	12	8
網走	19	767	228	78	203
野付	28	1,054	437	135	422
遠軽	36	1,119	258	111	324
枝幸	17	620	202	43	276
宗谷	4	15	66	40	93
計	416	15,687	3,876	1,449	4,668

注) 大正11年度「国有林事業成績」，道庁拓殖部より作成。パルプ工場は除いてある。

第5表 大正11年以降の製材工場数，出力馬力数，  
原木消費量の推移

	工場数	総出力数 (千馬力)	原木消費量 (千m <sup>3</sup> )		工場数	総出力数 (千馬力)	原木消費量 (千m <sup>3</sup> )
大正11年	416	16	1,303	昭和20年	378	19	1,601
13	481	18	1,329	22	573	30	?
15	479	20	1,384	24	854	39	?
昭和3年	472	21	1,390	26	963	42	1,822
5	516	20	1,230	28	1,257	55	2,277
7	505	21	1,125	30	1,291	61	2,623
9	565	22	1,734	32	1,334	67	2,998
10	600	23	1,751	34	1,364	73	3,405
13	618	24	1,777	36	1,408	81	4,066
15	?	?	?	38	1,373	92	4,580
17	?	?	?	40	1,272	94	4,525
19	?	?	?				

- 注) 1. 大正11年～昭和13年までは「国有林事業成績」(道庁拓殖部)但し動力を有する工場のみ。  
 2. 昭和25年～38年までは「北海道における製材業の現況」(道庁林務部資料)より。  
 3. 昭和20年～24年，40年は「北海道林業統計」より。  
 4. 大正11年～昭和13年まで「国有林事業成績」に記載されているパルプ工場は除いてある。

製材工場数の多い地域は，木材消費都市を擁する札幌，函館など開拓の早かった地域と，当時国有林を中心に木材生産地として展開しつつあった旭川，帯広，野付牛，遠軽地方などであった。後者の地域は，鉄道の敷設，さらには国有林の直営生産事業の開始などによる，国家資本の投下なしには地場の製材資本の生成，展開を望むべくもなかった地域であった。

ここで，大正中期以降昭和40年までの道内製材業の動向を簡単に示すと第5表のとおりである。

### 3) 王子製紙のパルプ材生産地としての鶴川，沙流川流域

鶴川，沙流川流域が，王子製紙株式会社（以下王子製紙と略称）のパルプ材生産地として重要な地域であったことは周知のところであり，また戦前期には王子製紙について多くをふれることができないため，ここに一節を設け，その特徴を述べておこう。

鶴川，沙流川の上流流域は，王子製紙のパルプ原木生産地として位置づけられ，国有林の年期特売<sup>25)</sup>の設定による流域森林資源とくに上流部針葉樹地帯の独占的掌握，そしてパルプ原木の輸送手段たる河川の独占的な利用が，明治40年代から昭和20年代までほぼ半世紀にわたって継続したところである。また，流域下流部の広葉樹地帯では，明治30年代末からの三井物産による広葉樹の素材生産とその沿岸積取がおこなわれ，大正中期以降道内でも有数の木炭生産地帯として展開したところでもある。両流域下流部における三井物産の素材生産と地場の資本との関連については後に述べることにしよう。

王子製紙は，内地におけるパルプ原木の減少，原木価格の高騰のため明治30年代後半には紙・パルプ工場の北海道進出を企図し，工場建設適地をさがして道内各地を踏査し，その地を苫小牧市に定め明治41年に工場の竣工をみた。そこでは，後背地に豊富な森林が存在し工場原料・パルプ原木の入手が容易であるとともに，近接地に工場動力源としての水力発電所の建設が可能だったからである。

明治末期の王子製紙のパルプ原木購入についてみると明治39年4月に「製紙原料木材払下予約願」を道庁に提出し，また同年千歳，白老御料林と年期特売契約を結び同41年から42年にかけて素材生産をおこなった。これが王子製紙の年期特売契約の嚆矢であった。明治40年には，鶴川，沙流川流域，厚岸の国有林の森林調査をおこなうとともに，これら国有林との年期特売契約を結んだ。

このように苫小牧工場の操業当初から王子製紙は，工場原木を国家的所有山林に依存し，なかでも鶴川，沙流川流域上流部の国有林は，苫小牧工場から距離的に近いこともあって，さきにも述べたように，明治40年代以降ほぼ半世紀にわたり王子製紙の重要なパルプ原木供給地となった。明治期，大正期の鶴川，沙流川流域における国有林との年期特売の設定についてみると先に述べた明治40年の鶴川，沙流川，厚岸事業区が10カ年契約で3,627,460尺メ，つづいて同43年から8カ年契約で11,120千尺メ，大正3年から4カ年契約で1,395,960尺メ，大

正7年から6カ年契約で2,046千石、大正13年から10カ年契約で4,010千石<sup>26)</sup>と、この間、厚岸事業区を含む明治40年の年期特売を除いても、21,075千石(1尺メ=1.2石で換算)と膨大な数量の年期特売の設定であった。また第6表は、明治40年代から昭和20年代までの王子製紙への道内国有林の立木払下げ量を示したものであるが、鶴川、沙流川流域のパルプ原木供給地としての位置は高く、明治40年代はほぼ両流域に集中しており、大正期以降王子製紙のパルプ原木生産が道内各地に分散するとともに、その比重は低下するものの昭和20年代まで王子製紙に対する道内国有林立木の払下げ総量の20~50%を占めていた。

第6表 王子製紙への国有林立木払下げ量

(単位・立木千石)

	道内総計 (A)	鶴川 (B)	沙流川 (C)	$\frac{(B)+(C)}{(A)} \times 100$ (A)		道内総計 (A)	鶴川 (B)	沙流川 (C)	$\frac{(B)+(C)}{(A)} \times 100$ (A)
明治41年	241	191	—	79.3	昭和3年	700	127	132	39.0
43	326	140	139	85.6	5	389	117	137	65.2
45	542	245	181	78.6	7	684	165	195	52.6
大正3年	716	279	91	51.7	9	823	151	112	32.0
5	831	244	109	42.5	11	822	111	95	25.1
7	1,436	260	70	23.0	13	926	53	113	17.9
9	1,307	206	126	25.4	15	958	159	119	29.0
11	963	117	—	12.1	17	990	161	145	30.9
13	887	112	88	22.5	19	1,024	258	288	53.3
15	813	182	157	41.7	21	372	13	—	3.5
					23	586	126	125	42.8

注) 王子製紙、「山林事業統計第一集」, 昭和26年2月より作成。

鶴川、沙流川流域における王子製紙のパルプ原木生産は、パルプ原木であるエゾマツ、トドマツの賦存状態から、鶴川流域では占冠村、沙流川流域では日高町の国有林に集中し、10月頃の小屋掛けに始まる冬山造材、そして融雪を待って春から初夏にかけて原木の河川流送がおこなわれた。王子製紙のパルプ原木生産は、造材、搬出、流送の全工程を、河川流域ごとの一業者に請負わせるかたちでおこなわれ、鶴川流域では関直右衛門(大正13年以降は高谷造材部)、沙流川流域では坂本竹次郎が下請業者であった。このような一河川一下請業者による素材生産、河川流送は、鶴川、沙流川両流域において昭和30年代初期まで継続した。

また、河口まで流送されたパルプ原木は、当初苫小牧市まで海上輸送されていたが、明治41年に三井物産により敷設された鶴川、苫小牧間の馬車軌道が、同44年に佐留太(現在の門別町)まで延長され、軽便鉄道に改良されるとともに三井物産、王子製紙の共同経営となり、鶴川、沙流川両河口から苫小牧までの貨車輸送にきりかわった。さらに、網羽の移設とともに大正9年に、王子製紙は平取、佐留太間の沙流軌道を敷設し、昭和5年には、富内、沼の端間の北海道鉄道会社金山線を買収し、パルプ原木の輸送は、上流部での河川流送と、下流部での貨車輸送とによっておこなわれていた。

さて、こうした王子製紙による鶴川，沙流川の独占的な河川利用と，国有林との年期特売の設定による両流域上流部針葉樹地帯の独占的な掌握は，以降の両流域の地域開発に大きな影響を与えた。両流域上流部での年期特売の設定による国有林資源の独占的掌握を背景とした王子製紙のパルプ材生産は，明治末期から大正年代を通じて，とくに流域上流部占冠村，日高町での地場の木材関連資本の成立する余地をほとんどのこさず，また当時の技術水準でほとんど唯一の原木輸送手段であった両河川の王子製紙による独占的な利用は，他の資本の流域上流部への参入を徹底的にさまたげたからである。

したがって鶴川，沙流川流域を事例とする地場の製材資本の史的展開を検討するためには，こうした長期間にわたる王子製紙の両流域パルプ材生産地化を，製材資本の展開の桎梏条件として十分に把握し，本論で述べられる地場の製材資本の成立の遅れもそれとの関連のもとに理解しなければならない。

注

- 1) 揖西光速・岩尾裕純・小林義雄・伊藤岱吉編。「講座中小企業」，第1巻，昭和35年，p. 61-62.
- 2) 小関隆祺。「北海道林業の発展過程」，『北海道大学演習林研究報告』，第22巻，第1号，昭和37年，p. 27.
- 3) 萩野敏雄。「北洋材経済史論」，昭和32年，p. 76-81 および p. 94-96.
- 4) 北海道。「北海道山林史」，昭和28年，p. 961.
- 5) 同上書。 p. 966.
- 6) 大日本山林会。「明治林業逸史」，昭和6年，p. 577.
- 7) 前掲。「北海道山林史」，p. 809-810.
- 8) 同上書。 p. 780-781.
- 9) 同上書。 p. 967.
- 10) 北海道庁拓殖部。「三井物産合名会社砂川工場」，『殖民公報』，第16号，明治36年，p. 58-59.
- 11) 北海道庁拓殖部。「三井物産株式会社砂川木挽工場概況」，『殖民公報』，第72号，大正2年，p. 40.
- 12) 同上書。 p. 40-41.
- 13) 北海道林業会。「三井木工場増設」，『北海道林業会報』，第10巻，第10号，大正元年，p. 43.
- 14) 北海道庁拓殖部。「天塩木材株式会社」，『殖民公報』，第7号，明治35年，p. 63.
- 15) 北海道庁拓殖部。「天塩木材株式会社」，『殖民公報』，第23号，明治37年，p. 34-36，および「天塩木材会社の近況」，『殖民公報』，第31号，明治39年，p. 48-49.
- 16) 北海道林業会。「天塩木材会社解散」，『北海道林業会報』，第4巻，第8号，明治39年，p. 23.
- 17) 前掲。「北海道林業の発展過程」，p. 78.
- 18) 北海道。「北海道庁統計書」，第19回明治40年および第21回明治42年より。
- 19) 大日本山林会。「小樽木材の解散」，『大日本山林会報』，第371号，大正2年，p. 89.
- 20) 北海道庁拓殖部。「秋田木材株式会社北見出張所近況」，『殖民公報』，第75号，大正2年，p. 45-46.
- 21) 北海道林業会。「秋田木材株式会社根室出張所概況」，『北海道林業会報』，第10巻，第10号，大正元年，p. 41-43.
- 22) 北海道庁拓殖部。「秋田木材株式会社稚内出張所」，『殖民公報』，第87号，p. 73-75.
- 23) 前掲。「北海道山林史」，p. 968.
- 24) 前掲。「北洋材経済史論」，p. 106.
- 25) 年期特売とは，「北海道国有森林原野特別処分令」(明治35年)に始まり，明治42年の「北海道国有林野産物売払規則」に継承された国有林産物売払方法のひとつであり，「同規則」による随意契約の項で

「国有林野の産物は処分令（明治41年制定の「北海道国有林野及び産物処分令」のこと…筆者）の重要製産品の製造業者，木材業者又は鋸業人の外年期を以て売払を為さず，その期限は十年以内たるべき事」という規定に準拠した国有林産物の売払をさしている。年期特売を受けうる業者は，「重要製産品製造業者」，「木材業者」，「鋸業人」と業種的には木材加工業者のほとんどを含むものであるが，一定以上の資金を有する会社，業者だけであり，これには地場の零細な業者は含まれていない。詳しくは，小関隆祺「北海道林業の発展過程」，『北海道大学農学部演習林研究報告』，第22巻第1号，p. 68-73を参照のこと。

- 26) 赤井英夫．「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」，『林業経営研究所研究報告'66-12』，昭和42年，p. 44-45.

## 2. 鶴川，沙流川流域製材業の成立

### 1) 三井物産の素材生産の展開

三井物産の素材生産が，鶴川，沙流川流域で開始されるのは明治30年代末になってからである。この時期すでに両流域下流部とくに海岸付近において量的には少ないであろうが個人業者による素材生産がおこなわれていたようである。鶴川町，穂別町のそうした事例については，「戦前期における鶴川流域の林業展開」<sup>1)</sup>において指摘したところである。また沙流川下流域門別町周辺においても，三井物産の素材生産が開始されるのとほぼ同じ時期に，地場の業者による素材生産がはじめられていた。その例として，後に詳しく述べるように佐留太（現在の門別町富川）での燐寸軸木工場の設立（明治41年）と，沙流川下流域国有未開地での白楊樹の伐採，河川流送がある。この燐寸軸木工場は，道内他地域のこの時期の製軸工場と同様に白楊樹の欠乏とともに大正2年には廃業しているが，沙流川流域での木材加工業の嚆矢であった。また日高沿岸では，すでに明治20年代末から移出を目的とした素材生産が開始されていた。「木材の移出は，明治28，9年浦河の田中仙次郎が鉄道枕木五万丁の移出を計画し，浦河に集積中三陸海嘯の余波をうけて流出し多大の損害を被ったということが記録にある。32年浦河の富本朝二が木材の移出を企て，愛知丸，西都丸をチャーターし横浜に直輸出を行って好成績を収めた。42年に門別に移居し，三井物産と提携して造材，移出につとめ同方面は活況を呈するに至った。」<sup>2)</sup>とあり，また富本朝二は，明治30年代には新冠御料牧場での素材生産もおこなっていた。

このように鶴川，沙流川下流域での商品としての木材の生産は，三井物産が同流域において林地の購入とその素材生産を開始する以前からおこなわれており，三井物産の素材生産が，明治20年代後半ないし30年代にこの地域でおこなわれていた地場の素材生産業者の技術を前提として開始されたことを物語っている。明治30年代末には「近時開墾事業ノ進捗ニ連レ交通ノ便ナル地方ノ山林ハ殆ント伐採セラルヲ以テ漸次交通不便ノ僻地ニ向テ事業ヲ企図セラレ伐採運搬ノ設備ノ為メ多大ノ資力ヲ要スルヲ以テ薄資ノ商人ハ勢ヒ手控ヲナスニ至レリ依テ前記諸会社（三井物産，小樽木材等二，三の会社…筆者注）ハ直接ニ手ヲ下シ山林ノ買受ケヲナシ直営事

業トシテ伐採ヲナセリ」<sup>3)</sup>とあるように、農業開拓に併行して商品性を有しはじめた木材の生産が、零細な素材生産業者の手から内地の商業資本に移っていったのである。それも在来からの素材生産業者のもつ素材生産技術、袖夫、馬夫、人夫などの募集能力、組織力をまるごと包摂、利用し、下請化するかたちでおこなわれたのである。先に示した沙流川下流部の三井物産の素材生産のため、明治42年に門別町に移住した富本朝二の下請素材生産の開始はその好例である。

明治40年代に入り、三井物産は、道内各地にもものすごい勢いで広葉樹林を中心とした山林の購入とその素材生産を開始した。第7表は、明治40年代に三井物産が購入した山林のうち昭和33年時点で現存した山林であるが、この時期に購入した山林は後に売却したものも含めると2万町歩以上あったといわれる。その後も山林の購入は継続し、大正8年末の三井物産社有林面積は、北見地方、日高、胆振地方を中心に54カ所、2万8千町歩にのぼった<sup>4)</sup>。こうした山林購入とその素材生産にとどまらずさらに三井物産は、明治41年の「北海道国有林野及産物処分令」による国有林立木売払にともなう年期特売の設定により国有林立木の購入も開始した。第8表にみるように明治42、43年の2年間に全道各地の国有林5カ所から5年ないし10年の年期契約で特売をうけ、その引渡数量は748千尺メと龐大なものであった。

第7表 明治40年代三井物産の山林購入

山林名	所在	面積 (町歩)	買入年月	樹種
美唄山林	石狩国美唄町	630	明治42年2月	針瀾混淆林
十勝山林	十勝国池田町	1,143	44年9月	瀾葉樹林
沙流山林	日高国平取村	3,958	44年12月	同上
似湾山林	胆振国鷓川	4,447	44年10月	同上
厚真山林	胆振国厚真村	662	45年2月	同上
温根別山林	天塩国剣淵村	746	45年5月	針葉樹林
小平薬山林	天塩国小平薬村	406	45年7月	同上
合計		11,992		

注) 「三井物産株式会社木材事業沿革史」, p. 53. より引用

第8表 明治40年代三井物産の国有林立木購入

払下場所	許可年月日	樹種数量 (尺締)	期限	引渡数量 (尺締)
北見国頓別国有林	明治42年10月	蝦夷松 250,000	大正6年迄10カ年	300,000
日高国鷓川国有林	同上	檜, 樺, 桧等 600,000	同上	明治44年迄48,000
釧路国白糠国有林	明治42年11月	檜, 樺, 桧 200,000	同上	56,000
十勝国浦幌国有林	明治43年7月	檜, 樺 90,000	大正3年迄5カ年	56,000
十勝国舌辛国有林	明治43年1月	檜, 樺 525,000	大正8年迄10カ年	144,000
天塩国幌延国有林	明治43年1月	檜, 樺 250,000	同上	144,000

注) 「三井物産株式会社木材事業沿革史」, p. 54. より引用

このような三井物産の山林購入、国有林材購入、さらに後に述べるような牧場地立木の購入は、日清、日露戦争以降の中国大陸での鉄道建設とそれともなり建築、土木事業の拡大による輸出用木材需要の増加に対応するものであった。「35年(1902)三井物産株式会社が清国より大量の注文を受けて、直接輸出を企て、製材枕木の買付と、自家製材に着手した。三井物産は、次第に外国の勢力を排して北海道枕木の輸出に対して独占的な立場を確保するにいたる。枕木輸出は日露戦争後の大陸市場の獲得によってますます増加してくる。」<sup>5)</sup>このように北海道において三井物産が中国大陸を中心とする枕木などの輸出業者として独占的な地位を確立してくるとともに、国有未開地において零細な素材生産業者により生産される枕木、木材の購入と自工場での枕木、製材生産だけでは外国の需要に対応しきれなくなり、三井物産みずからが山林そして国有林材を購入し、素材生産を拡大していかざるをえなくなったのである。

三井物産の胆振、日高地方での素材生産は、炭鉱の開発を目的としてすでに鉄道敷設のおこなわれていた岩見沢・室蘭線、夕張線の近隣から始まり、明治30年代には現在の胆振支庁早来町周辺、30年代末には、鶴川下流域の鶴川町、穂別町周辺、40年代に入り沙流川下流域門別町周辺へと移動し、さらに大正5年頃には日高支庁の三石町周辺へと移動していった。三井物産は、明治38年に鶴川町に派出所を設け、この頃から鶴川下流域での素材生産が本格化した。同流域での三井物産の山林購入、国有林立木の年期特売による購入がおこなわれるのは、第7表、第8表に示したように明治42年以降のことであるが、それに先行して農業開拓の途上にあった国有未開地処分地での素材生産がおこなわれており、明治40年には三井物産の下請業者であった鶴田幸吉が鶴川町に丸鋸1台、10馬力の製材工場を設け枕木の生産をおこなうとともに地場の需要に対応して建築材などの生産もおこなっていた。また明治39年5月から8カ月間、三井物産は、鶴川上流の一支流である占冠村双珠別川周辺の国有未開地で木村という素材生産請負業者を使って針葉樹を主体とし、その他にシコロ、セン、カツラなどの素材生産をおこない、鶴川を利用しそれらの流送をおこなっていた。このように鶴川の最上流部地域においてさえ三井物産の素材生産がおこなわれていることからみても、明治30年代末には流域の国有未開地において広範な素材生産が展開していたと考えてよいだろう。

三井物産による同流域での素材生産の開始当初、原木の輸送方法として穂別町から苫小牧市または早来町までの馬糞運材と、鶴川町まで流送し沿岸で船積のうえ苫小牧市までの船舶輸送とがあった。しかしながら馬糞による運材は冬期に限定され、大量輸送の可能な沿岸積取は、気候条件に左右され不安定であったため、明治41年には三井物産の資本投下のもとに鶴川、苫小牧間に馬車軌道が敷設され、造材された原木は、流送し河口の鶴川町で水切りされ苫小牧市へ馬車軌道で輸送されることとなった<sup>6)</sup>。こうした原木輸送手段に対する資本投下により原木輸送が安定化し、三井物産みずからが作りだした交通条件の整備を背景に、先に示したように明治42年10月鶴川周辺の国有林から10カ年の年期契約で立木60万尺メを購入し、さらに明治44年には、鶴川町を中心とする共同放牧地4,447町歩を購入し、素材生産を拡大させてい

ったのである。

馬車軌道敷設当時、三井物産の鶴川流域の出材量は、年間7~8万石であり、その素材生産は部分工程ごとの請負形態をとっていた。たとえば流送は南信吉、河口での水切りは大山伝造という人が請負っていた<sup>7)</sup>。その後、王子製紙も鶴川を利用したパルプ材の流送を開始し、水切り段階での選木の繁雑さをさけるため、大正6年には王子製紙の専属請負業者であった関直右衛門が三井物産の流送も請負うこととなった<sup>8)</sup>。またこの時期の三井物産の素材生産請負業者として噴火湾沿岸の素材生産をおこなった早瀬芳松、早来を中心とする永谷仙松、天塩方面の大滝甚太郎<sup>9)</sup>などがとくに有名であり、鶴川流域では鶴田幸吉という業者が素材生産をおこなっていた。

鶴川流域の素材生産に少しおくれて明治42年頃には沙流川流域でも三井物産の素材生産が開始された。それにともない鶴川、苫小牧間の馬車軌道は、明治44年には現在の門別町富川まで延長され、沙流川でパルプ材の流送をおこなっていた王子製紙と共同利用することとなり、王子製紙の出資のもとにその動力も馬から蒸気機関へと変った。このように沙流川流域においても原木搬出のための交通条件をみずから創り出しつつ三井物産の山林の購入、森林の伐採が始められたのである。明治44年10月に平取町で約4千町歩の山林を購入しているが、この山林の伐採は大正時代に入ってからになる。というのは、明治45年に伐採、搬出条件のよりよい沙流川河口門別町にあった村有共同放牧場約4千町歩の立木を買い入れているからである。少し長くなるがその契約書を記載しておこう。

#### 立木売払契約事項ニ関スル件<sup>10)</sup>

明治四十四年六月二十七日議案第305号共同放牧地内立木売払ニ関スル決議ニ基キ三井物産会社ト本村長トノ間ニ締結スベキ事項左ノ如シ 但シ本契約事項ハ相方合意ノ上公正証書ヲ以テ作製シ各一本ヲ所持スルモノトス

#### 契 約 事 項

##### 1. 土地及売買物件ノ表示

沙流郡門別村大字賀張村字キシマチ七十七番地

一、牧場壱千参百七拾六町九反五畝歩

沙流郡門別村大字慶能舞村字ピラルカ百拾七番地

一、牧場千九拾八町五反六畝四歩

同郡同村大字子シコボック百拾八番地

一、牧場百五拾六町貳反八畝拾壹歩

同郡同村大字波恵村字オイオブ百七拾五番地

一、牧場八百七拾貳町六反貳畝拾九歩

右表示ノ共同放牧場内ニ存在スル立木ニシテ牧場経営及小作人ニ要スル小屋掛薪炭用材ヲ除キ経営上支障アル樹木全部

2. 売渡価格ハ參萬七千円トス
  3. 契約期間ハ締結ノ日ヨリ滿拾五ヶ年トス
  4. 牧場ニ存在スル徑五寸未滿ノ雜木ハ毎年存置スベシ但会社ニ於業務上「小屋掛運搬材料」ノ必要アル場合ハ此ノ限リニ在ラス
  5. 静内村ハ三井物産会社ノ為メ監督官庁ノ許可ヲ受ケ立木保全上地上権ノ設定ヲナス
  6. 契約期間中伐採ヲ終了シ地上権存置ノ必要ナキニ至ルトキハ合意ノ上期間ヲ短縮スルコトヲ得
  7. 静内村ハ第一項ノ表示シタル売買物件中公用上ノ必要ニ因リ其面積ノ内大字賀張村字キシマツ沢ニ属スル牧場地貳百七拾七町參反貳畝歩ヲ反還シタルトキハ代償トシテ左ニ表示ノ地域ニ存在スル立木ヲ提供スヘシ  
但本項ノ場合ニ於テ相方立会ノ上兩地域ニ属スル林相及搬出ノ便否ヲ比較調査シ其存在立木ノ材積ヲ時価ニ計算シ第二項ノ価格ヲ加減スルモノトス  
静内郡静内村大字農屋村字シュンベツ  
一. 未開地貳百七拾七町參反貳歩
  8. 存在立木前項ノ価格ニシテ意思ノ一致セサルトキハ更ニ双方ヨリ貳名ノ委員ヲ選出シ部分調査ノ上決定スベシ
  9. 立木売払価格ハ監督官庁ノ認可ヲ得公正証書ヲ作成シ受授スルモノトス
  10. 会社ノ事業経営ノタメ要スル土地ハ牧場経営ニ支障ヲ来ササル程度ニ於テ何レノ場合ヲ問ハス無償ヲ以テ使用スルコトヲ得
  11. 静内村ノ牧場ヲ第三者ニ賃貸又ハ使用シ其経営ヲ移付シタルトキハ第三者ハ本契約ヲ遵守スルハ勿論会社ハ本契約ヲ侵害セサル範圍ニ於テ之ヲ承認スヘキモノトス
- 右北海道ニ級町村制第三十三條但書ニ依リ同意ヲ求メ候也

本案ニ同意ヲ表示ス

静内村長

静内村會議員 12 名連名

この契約書にみるように三井物産は、明治 44 年に門別町に存在した共同放牧地 3,904 町歩に地上権を設定し、同放牧地上に生育していた直径 5 寸以上の立木すべてを契約締結の日から 15 年間の年期契約で購入し、その購入価格は 3 万 7 千円であった。この共同放牧地上の立木の伐採は、先に記した富本朝二、また静内村會議員の一人であった加地幸地郎などによっておこなわれ、その素材生産量は不明であるが大正 5 年に加地幸地郎は 5 万石の素材生産をおこなった<sup>11)</sup>とあるから、鶴川流域と同様大規模な素材生産をおこなっていたと思われる。

またこのような共同放牧地については、「明治 30 年の『北海道国有未開地処分法』により、

町村において『共同放牧地』『共同林場』として売払を希望する場合は、之を町村に売払い、又は町村の財政如何によってはその事情により一時有価又は無償で貸付する規定を設けてあるが、同処分法によれば、無償にて貸付される面積制限は、牧畜に供される土地は一人につき二百五十万坪と定められた。而して貸付は地上の立木も無償附与されるようになった。……(中略)……そのため内地資本家、奸商の暗躍は物凄かった。』<sup>12)</sup>とあり、三井物産もその例にもれず極めて低廉な価格で立木を購入したものと考えられる。さらに三井物産は、日高地方を南下し、大正5年には三石町でも素材生産を始めている。そこでの素材生産の拡大のために大正7年に歌笛、覺舞浜間に馬車軌道を敷設し、昭和7年まで毎年20万石の木材を搬出、沿岸積取をおこなっていた<sup>13)</sup>。その素材生産跡地では、木炭生産がおこなわれたのち、一部は放牧地となり一部は自然に、樹木が再生されるままに放置されており、三石町でおこなわれた三井物産の素材生産もいわゆる「木伐り牧場」のそれであったのである<sup>14)</sup>。

さて沙流川下流域およびその周辺地域での三井物産の素材生産が、ほぼ一巡するのは昭和初期に入ってからである。三井物産は昭和5年まで門別町に存在した派出所を様似町に移し、それ以降日高地方での素材生産の中心は、日高地方南部に移動した。明治末期から昭和初期にかけて三井物産が、この流域からどのくらいの数量の木材を生産していたかは定かではない。ただ後にも述べるように、この期の沙流川下流域での広葉樹素材生産が、三井物産によってほぼ独占的におこなわれていたことは門別町、平取町での古老からの聴取りによって確かめられた。また大正中期以降この流域を中心とする三井物産の素材生産は、地場の素材生産業者の利用から専属下請業者化した鬼頭、山崎、数井、清兼などの素材生産業者によっておこなわれていた。そして、このような明治末期から昭和初期にかけての三井物産による沙流川下流域での素材生産は、外国市場ないしは内地市場向けの広葉樹原木生産地として位置づけられつつおこなわれていたのである。

## 2) 素材生産業、製炭業と製材業の成立

### イ) 素材生産業、製炭業の展開

大正期に入り三井物産の素材生産の中心が鶴川から沙流川流域に移動するとともに、鶴川下流域での素材生産は、小規模な素材生産業者、製炭業者の手に移った。三井物産が、明治41年に敷設し、44年には蒸気軌道となり、その輸送力を拡大した苫小牧・富川間の軌道が、大正2年には苫小牧軽便鉄道株式会社となり、王子製紙、三井物産の原木搬出以外にも利用される一般営業線となった。この苫小牧・富川間軌道の一般営業線化は、鶴川河口周辺での素材生産、製炭生産を急速に拡大させることとなった。とくに第1次大戦後の日本経済の好況とともに大正5、6年頃から鶴川町では製炭業者がその原木を求めて流入し素材生産及び木炭生産を開始し、その生産は森林資源の枯渇が顕在化した昭和4年頃まで続けられた。ちなみに、大正5年の炭窯数は61基、製造戸数57戸、また大正6年の炭窯数は147基、製造戸数141戸、生

産量は249万9,600貫であった。その木炭生産は、焼子制度のもとでおこなわれ、経営者は、小樽薪炭会社(小樽)、若山長兵衛(三川)、干場亭次郎(白老)、藤本孫吉(苫小牧)、野原政五郎(鵜川ニタチナイ)、奥田光五郎(追分)、高橋久太郎(苫小牧)などであった。これら木炭業者の所有窯数は、たとえば若山、野原などは20~30基、その他の業者は7~10基であった。またその炭窯は、1回の収炭量が700~800貫と大きなものであった。生産された木炭は、室蘭(電気化学工業会社、日本製鋼所、輪西製鉄所が大口径需要者)、小樽、札幌に販売されていた<sup>15)</sup>。このように、この期の鵜川町の木炭生産の多くは、町外居住者による企業製炭であり、国有未開地、牧場地での木炭生産=徹底した森林の伐採の終了とともに製炭業者の多くは、製炭原木をもとめて他地域に移動していった。また、大正15年の同町の林産物生産量は、用材36,150石、薪材27,500棚、木炭1,925千メであった<sup>16)</sup>。木炭のばあい10貫の生産にはほぼ1石の原木を必要とするから、その原木生産は192.5千石と大正6年頃にくらべ減少しているものの、依然大量の素材生産がおこなわれていたことを示している。

穂別町では、大正11年には、王子製紙のパルプ原木の生産を除いて丸太1万5千石、角材9千8百石、枕木1千8百石、その他用材5千3百石の素材生産がおこなわれ、大正12年の北海道拓殖鉄道金山線(沼の端・富内間)の開通とともにその生産は、さらに拡大し大正15年には木材15万7千石、木炭22万9千俵の貨車積出しがおこなわれた<sup>17)</sup>。この時期の鵜川流域の製炭業者数は、さだかでないが大正14年の国有林事業成績に木材販売業者として記載されている地元在住の個人業者だけでも15業者をかぞえ、その他に製炭業者、焼子による製炭原木の生産とそれらによる用材生産が広範にみられたのである。

次に沙流川下流域の場合、門別町、平取町周辺での三井物産と下請業者以外によりおこなわれた森林の伐採は、明治41年から大正2年まで操業をみた製軸工場の白楊樹の伐採をのぞけば、第1次大戦前後のカシワ、ナラ、シナなどの樹皮採取を目的としたものに始まる。大正5年頃、「サルフト停車場前(現在の門別町富川…筆者注)には日本皮革株式会社の出張所があって櫛皮を買込み荷造をして東京方面に盛んに積み出して」<sup>18)</sup>いた。このような樹皮採取は、第一次大戦にともない需要の増大した馬具の鞣用タンニン、魚網染料用タンニンなどの製造のためにおこなわれたものであり、その伐採対象山林は、門別町、平取町にかなり広範に存在した大倉牧場、飯田牧場、坂東牧場、工藤牧場など明治30年の国有未開地処分法により設定された牧場地であった。そして先にも述べたようにこの時期の牧場地購入の多くが畜産経営のためのそれとしてより牧場地上の立木の伐採を主眼としたものが多く「木伐り牧場」と称されるものであった。

これら牧場地で樹皮採取のために伐採された広葉樹は、その当初牧場地内に放置されたままであったが、第一次大戦後の好況とそれにともなる木材需要の増加により9尺材、12尺材に採材され富川まで搬出されるようになった。さらにその後、これら牧場地に残された林地残材を利用して木炭生産がおこなわれはじめた。それ以前のこの地域の木炭生産は、「日高の製炭

は、日高国内の需要を満たすに止まるので経営法も皆小規模なものばかり炭ガマも小さく普通1回の製炭百貫乃至2百貫位で<sup>19)</sup>あったのであり、その規模は大正中期以降の1回の製炭量10貫俵で60~70俵にくらべると極めて小規模な農民による副業生産程度のものであったことがうかがわれる。かくして第一次大戦以降、沙流川下流域の木炭生産は、広葉樹角材、枕木造材の跡地において本格化した。このような素材生産跡地での木炭生産は、鶴川、沙流川下流域において一般的な形態であった。たとえば、門別町の守屋製炭部は、大正7年に前記した大倉牧場から約300町歩の林地残材全てを5カ年の契約で購入し製炭を開始し、大正12年までに林地残材すべてを伐採しさらに伐根をも掘りおこして製炭するほどの徹底した残材の利用をおこなった。大倉牧場での製炭生産の終了とともに大正12年には、同様に広葉樹造材の跡地であったウレンバ牧場を5カ年契約で購入し製炭生産をおこなった。

素材生産跡地での木炭生産は、三井物産が購入し素材生産をおこなった山林においても同様であった。三井物産の所有する山林での木炭生産は、専属的な製炭業者によっておこなわれていた。製炭業者は、三井物産から製炭原木の継続的な購入を保障されていたが、製品（木炭）は、三井物産の子会社であった東洋木炭株式会社に販売することを義務づけられていた。

先の守屋製炭部の例にみるように木炭生産においては、三井物産の専属業者以外にも独自の販売市場をもちつつ展開する業者があらわれてくるが、素材生産においてはその活動範囲が極めて限定されており、大正末期の14年に至っても年間500石以上を取扱う木材販売業者は、門別町に4人、平取町に2人いたにすぎず、また日高支庁全体でも12人にすぎなかった<sup>20)</sup>。三井物産とその下請業者以外の素材生産が、大正期を通じて極めて少なかったという事実は、鶴川流域においては同年にすでに15人の個人業者があらわれており、その業者数の単純な比較からも容易に想像のつくところである。このように沙流川下流域の広葉樹素材生産は、木炭生産のためのそれを除くと昭和初期まで、三井物産の独占的地位が継続していたのである。

#### ロ) 製材業の成立

明治40年、三井物産の請負業者鶴田幸吉が、鶴川町で丸鋸一台、10馬力の製材工場の経営を開始し、これが鶴川流域製材業の嚆矢となった。これは、先にも述べたように三井物産の素材生産に対応して設立されたものであり、枕木などの賃挽生産に主力をおくとともに、地場消費用の建築用材を生産するものであった。同工場は、明治43年に佐々木理助（当時厚真町で農業、呉服、荒物、雑貨、洋品店を経営）に譲渡され佐々木木工場となるが、その生産品目は枕木であり<sup>21)</sup>、三井物産の枕木賃挽生産は継続された。さらに大正6年には王子製紙の請負業者、関直右衛門の経営する工場となった。これは、同年鶴川における三井物産の流送を関直右衛門が請負うこととなったと同時に、三井物産の賃挽工場をも引受けることとなったものである。

大正6年まで、同流域ではこの三井物産の賃挽工場一工場の経営をみるだけであるが、大正10年代に入り、鶴川、穂別、占冠の流域各町村に製材工場、経木工場それぞれ1~2工場成立

しはじめた。したがって大正期の流域の製材業は、大正10年頃までの三井物産の賃挽製材の時期と、それ以降の地場の製材業、経木工場の成立の時期とに区分することができるのである。

第9表は、大正期の流域の製材工場数とその原木消費量を示したものである。工場数は、大正3年1工場、7年3工場、10年5工場、15年7工場と、とくに大正10年代に入ってから工場数の増加が顕著である。また、その原木消費量は、大正7年の6万9千石をピークとし、その後減少しているが、大正期後半までは4~5万石の規模を維持している。これを各町村別にみると、鶴川町の2工場が、この間6万1千石から3万1千石へとその原木消費量を減少させつつも、流域全体の製材工場の原木消費量の8割~9割を占めている。占冠村では、大正11年の1年間だけ製材工場の操業がみられるほか、いずれも経木工場であり、その原木消費量も僅少であった。こうしたなかで、流域製材工場数の増加をになったのが、大正10年代に入ってから穂別町の製材工場数の増加であり、その原木消費量も大正11年の3千5百石から同15年の1万6千石へと増加し、昭和初期には流域製材業の中心的位置を占めることとなった。また、大正10年代に入ると鶴川町、穂別町の製材工場の生産品目も、建築材を中心とし下駄材、函材を生産するものへと変化していった。

第9表 大正期鶴川流域の製材工場数と原木消費量

(単位: 石)

	鶴川町		穂別町		占冠村		計	
	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量
大正3年	1	13,650	—	—	—	—	1	13,650
4	—	—	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	—	—
6	1	35,000	—	—	—	—	1	35,000
7	2	66,058	—	—	1	3,000	3	69,058
8	?	?	?	?	?	?	?	?
9	?	?	?	?	?	?	?	?
10	?	?	?	?	?	?	?	?
11	2	43,750	1	3,500	2	4,560	5	51,810
12	2	33,314	1	2,280	2	1,000	5	36,594
13	2	31,113	2	9,750	2	1,000	6	41,863
14	2	36,340	4	13,200	1	350	7	49,890

注) 大正3年~7年 北海道庁拓殖部「北海道森林統計書」より作成  
大正11年~14年 北海道庁拓殖部「国有林事業成績」より作成

製材工場の機械動力は、いずれも蒸気機関を原動力とするものであり、その動力数は関木工場の48馬力を最大とし、15~35馬力が中心であった。ここでは、工場数の増加とともに平均馬力数の減少、つまりより小規模工場の増加が同10年代の特徴といえる。また、その作業機である製材機においても、規模の縮少がみられ、関木工場が帯鋸1台を軸として丸鋸を2台から4台へと増加させていくのに対して、穂別町を中心に増設される工場の機械設備は、丸鋸

2～3台のそれにとどまった。製材工場の職工、人夫数においても関木工場は、大正末期まで他工場とは画然たる差をもち大正7年の55人をピークとし減少しつつも20～30人の労働者を雇用しているのに対し、大正10年代に入り新設された地場の製材工場は、5人以下ないしは5～10人規模の労働者の雇用であり、資本というより生業（なりわい）としての製材業経営に近いものであった。

さて、先に大正期の鶴川流域の製材業を同10年頃までを三井物産の賃挽を中心とする時期とし、それ以降を地場の製材業、経木工場の成立の時期とし、それに留意しつつ製材工場数の増加と原木消費量の減少の過程を、各町村ごと、工場規模、労働者の雇用数それぞれについて具体的に検討してきたのであるが、さらに付け加えておかねばならないのは、製材工場経営の不安定性についてである。とくに大正10年以降穂別町を中心に新設された工場の経営は不安定であり、その多くが2～3年間の操業で経営者の交代をみているのである。また流域全体として大正年間の製材工場の新設をみると16工場を数えるが、同14年には同年設立の2工場をも加えて7工場の操業をみるにとどまるのである。こうした地場の製材業の成立の契機とその経営の不安定性の理由についてふれておかねばならないだろう。

道内の大正期とくに中期以降の製材工場の成立は、交通手段とくに鉄道敷設の拡大と密接な関係をもっている。鉄道の敷設は、国家資本の投下によるものであれ、明治期に多くみられたように炭鉱資本によるものであれ、そしてまた鶴川下流域にみられるように商業資本によるものであれ、いずれにしろ鉄道沿線に集落を形成させつつ木材市場を急速に拡大する役割を果たすものであると同時に地場の中小、零細な製材業の成立に契機を与えるものであった。鶴川流域の場合、三井物産により敷設された苫小牧・鶴川間の軽便鉄道が、大正2年に一般営業線となり、また同12年には私鉄金山線（沼の端・富内間）が開通することにより、製材業の成立、展開の前提条件が与えられた。しかしながら、製材業の成立、展開の前提条件が与えられたというものの、大正2年の軽便の一般営業線化と、同12年の鉄道敷設のもつ意義は大きく、異なっていた。前者の場合、三井物産の賃挽を軸としつつ展開する関木工場がその例であるが、王子製紙の専属下請業者として一定の資本蓄積をもつ資本の経営である関木工場は、大正9年札幌市に、そして同10年東京都にそれぞれ製材品販売所を設け<sup>22)</sup>、独自の市場開拓をおこなっていくのである。また第1次大戦好況期に遭遇する時期に成立、展開をみており、資本が独自で内地都市、道内都市へ投機的思惑を含みつつ市場拡大をなしうる状況にあった。それに対して後者の場合、道内製材業は、「本大戦終了後間もなく襲来した財界反動により、工場を閉鎖し、倒産するものの続出し、投機的泡沫諸会社の没落、中小企業の大資本併合傾向を強め<sup>23)</sup>」る状態にあったのであり、新たに成立した地場の製材資本にとって独自の市場拡大、とくに内地都市市場への参入は望むべくもなかった。大正12年の私鉄金山線敷設竣工に前後して穂別町で増加した製材工場は、それ故に新たに成立した鉄道沿線の地場市場と苫小牧市を中心とする胆振地方を製品市場とする地方的な市場圏しか作りださなかったものであり、そうした地方的な

市場のなかでの木材需要は限定されており、製材工場の激しい消長は必然的なものであった。

次に大正期の沙流川流域の製材業について述べていこう。同流域の製材業は、鶴川流域のそれに較らべても、また日高地方全体のなかでも比較的遅れて成立した。明治41年から大正2年まですでに述べたように燐寸軸木工場1工場の操業がみられた。同工場は、静内郡下下々村、本庄康平、同郡厚別村、長谷川吉造、沙流郡佐瑠太村、倉口重衛門の3人の共同出資により、当初奥山某が経営する燐寸軸木工場であったが、経営不振のため明治43年に、前記三者が直接経営することとなり、工場の名称も佐瑠太軸木組合工場とあらためられた。同工場は、14馬力の汽関1基、刻機械5台、剝機械5台を有し、使用労働者数は、男女あわせて67名、事務員1名であり、労働者の賃金は、請負制で1日当り40~80銭であった。原料の白楊樹は、沙流川下流域の国有未開地、および穂別町方面から購入していた。また、製品は沙流川河口から船積し、函館で荷揚ののち神戸の燐寸製造業者に販売されていた<sup>24)</sup>。その他に手割桁の工場なども明治末期からみられるが、動力を使用した機械製材が成立するのは大正5年になってからであり、先の燐寸軸木工場の機械施設を利用して操業が開始された。また大正年間を通じて、同流域の製材業は、沙流川河口の門別町に成立したにとどまり、流域中流部以上の平取町、日高町での製材工場の成立はみられなかった。

第10表 大正期沙流川流域製材工場数及び原木消費量

	大正5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年
工場数	1	1	1	?	?	?	3	3	3	3
原木消費量(石)	1,030	5,400	9,200	?	?	?	9,250	2,270	25,500	5,200

注) 大正5年~7年 北海道庁拓殖部「北海道森林統計書」より作成  
大正11年~14年 北海道庁拓殖部「国有林事業成績」より作成

大正期の沙流川流域の製材工場数とその原木消費量は、第10表に示したとおりであり、大正10年代に入り1工場から3工場へと増加している。しかしながら、その1工場当りの原木消費量は、関東大震災の翌年の大正13年を例外として減少傾向にあった。大正7年までの1工場については、三井物産の賃挽生産をおこなっているが、その後の工場は、建築材、家具材、下駄材の生産をおこなっており三井物産との関連性は少ないようである。これら製材工場は、蒸気機関その他の動力を使用し、その馬力数は20~40馬力程度のものであった。製材工場機械設備は、大正10年以前の工場については丸鋸数台、それ以降の工場においては、いずれも帯鋸、丸鋸を使用していた。雇用労働者数は、各工場とも年により変動があるが5~10人となっており、生業ないしは零細企業の範疇に入るものであった。

このようにして沙流川流域では、大正期を通じて零細な製材工場が消長をくりかえしつついくつかあらわれてきたという段階にとどまった。こうした製材資本成立の遅れは、流域上流部針葉樹資源と河川利用の王子製紙による独占的掌握と、流域下流部の三井物産による広葉樹

原木産地化という状況のなかで理解しなければならない。また、それと関連してこの期流域の国有林が、土地所有の段階にとどまったということも他の地方との比較のうえで、製材資本成立の遅れの条件と考えられる。というのは、大正中期以降、官行斫伐、森林鉄道の敷設などをもって具体的な国有林経営にのりだした地方、とくに北見、十勝地方などにおいては、それ自体が地場製材資本の成立、展開の条件となっていたからである。これに対して沙流川流域の製材工場は、その原木を国有未開地から出材される民有林材に依存していた。国有林事業成績によると、日高地方では、大正11年から同14年のあいだ製材工場の原木入手先は、その60～70%が民有林、残余は公有林ないしは御料林であった。国有林からの製材原木入手は、ほとんど皆無（年により1%あるかないか）に等しかった。同時期に北見、十勝地方の製材工場が、工場原木の70～80%を国有林に依存し、また全道平均でも30%強を国有林に依存しているのと比較した場合、沙流川流域をも含めた日高地方の製材工場の国有未開地処分材、民有林への依存度の高さは、この地域の製材工場展開のうえで大きな地域的特徴をなしていたのである。

さらに地域的な特徴として、この期日高地方では鉄道の敷設が遅れた故に船舶を交通手段として函館市の経済圏の中に入っていたことがあげられる。製材品についても、大正期は依然として船舶を利用し、函館市を製品市場とする市場圏の中に入っていたのである。第11表は、日高地方全域の製材品出荷に関するものであるが、木材加工品は、下駄材に代表される内地移出用製品と、針葉樹挽材、広葉樹挽材などの函館市場向け製品とにわかれ、道内他地域への木材製品の出荷はみられなかったのである。こうした製材品市場の地域的な特徴は、製材工場にとっては市場条件とくに交通条件の悪さとして反映しており、そうした条件のもとでの製材資本の成立の遅れであったということができよう。

第11表 大正10年日高地方の木材加工製品の販売先

	函館区	浦河管内	内国移出
針葉樹挽材(石)	2,964	40	—
広葉樹挽材(石)	1,342	130	1,120
広葉樹先攞(本)	12,000	—	—
広葉樹ビール樽材(本)	2,000	—	—
広葉樹セメント樽材(本)	1,500	—	—
広葉樹下駄材(足)	5,600	—	331,200
薪材(棚)	—	60	—
木炭(俵)	—	26,950	—

注) 北海道庁拓殖部「大正10年林産物移動状況」より作成

注

- 1) 和孝雄・石井寛・成田雅美・秋林幸男・餅田治之、「戦前期における鶴川流域の林業展開」、『北海道大学農学部演習林研究報告』第31巻、第3号、昭和49年、p. 385.

- 2) 北海道日高支庁. 「日高開発史」, 昭和29年, p. 125.
- 3) 農商務省山林局. 「室蘭外拾六市場木材商況調査書」, 明治42年, p. 18.
- 4) 林業発達史調査会. 「三井物産株式会社木材事業沿革史」, 昭和33年, p. 67.
- 5) 前掲. 「北海道林業の発展過程」, p. 77.
- 6), 7) 前掲. 「三井物産株式会社木材事業沿革史」, p. 25.
- 8) 鶴川町. 「鶴川町史」, 昭和43年, p. 610.
- 9) 前掲. 「三井物産株式会社木材事業沿革史」 p. 23 に大滝潤太郎とあるのは誤り, 正しくは大滝基太郎.
- 10) 静内町. 「静内町史」, 昭和38年, p. 693.
- 11) 同上書. p. 692.
- 12) 前掲. 「北海道山林史」, p. 188.
- 13) 前掲. 「日高開発史」, p. 89.

- 14) こうした内地資本による「木伐り牧場」に典型的にみられた民有地上の立木の採取生産は, 明治後期から大正期にかけての北海道の林業生産の大きな特徴であった。その理解を深めるために明治期から大正期にかけての北海道の土地払下げの特徴, とくに牧場目的の土地払下げについて略述しておこう。

明治19年の北海道庁の創設とともに, 北海道の開拓政策は, 「人民の移住」から「資本の移住」へと転換した。道庁は, 同年に「北海道土地払下規則」を制定し, 資本家, 地主, 華族に対する大土地所有の途をひらいた。明治29年までに, 405,312町歩を払下げ, 同払下げ規則による払下げの大部分は耕地であった。明治30年に内地資本の導入の助長を目的として「北海道国有未開地処分法」が制定され, 大面積の土地を無償付与によって処分した。明治30年から同41年までに無償付与を前提として貸付けられた土地は, 1,425,482町歩であり, うち耕地が56%, 牧場が39%, 林地が5%であった。この土地処分法により, 北海道に特有の不在大土地所有制が作りあげられていった。こうした大地積無償付与の弊害(とくに不在土地所有者の寄生地主化と小作農の増大)を除去する目的をもって, 明治41年「国有未開地処分法」の改正がなされた。その主要な改正点は, 第1に大地積処分を売払制としたことであり, 第2に自作農たらんとするものに対し, 一定条件のもとに無償貸付し, 開墾の成功後無償付与することであった。このように自作農保護を改正の主要点のひとつとしたが, 1人当り又は企業経営者に対する払下げ面積は, 旧法よりさらに拡大され, 資本家, 地主優先の払下げ政策は, 一層拡大されて貫徹した。明治43年から大正15年までの国有未開地処分は, 1,079,598町歩であり, うち農耕地38%, 牧畜地34%, 植樹地5%であった。

明治30年, 同41年の「国有未開地処分法」を通じて牧場, 牧畜地の処分が多く, 「大地積処分の弊害がとくに多かったのは牧場目的の土地処分である。これは使用検査成功検査が農耕目的のものより容易であったために成功検査が通ると, 立木は売払われ家畜は姿を消して荒廃した土地が残る結果となった。」(小関隆祺「北海道林業の発展過程」『北海道大学農学部演習林研究報告』第22巻第1号, p. 45) そのため大正3年に牧場目的の処分は中止され, また起業中の売払地には地目を変更することが許可された。こうして荒廃した牧場地の多くが地目を山林に変更し, 道内私有林の形成上に大きな位置を占めることとなった。(詳しくは, 小関隆祺 前掲書 第1章第6節「私有林の形成」を参照のこと)。

内地資本の導入を主眼とした明治30年, 同41年の「国有未開地処分法」は, その目的どおり内地資本による林業生産(ここでは採取生産)の開始の重要な契機となり, さらにまた道内の地場の素材生産業, 製炭業, 製材業の成立, 展開にも大きな役割を果たしたといえよう。

- 15) 小野 起. 「室蘭及函館方面に於ける製炭事業に就て」, 『北海道林業会報』, 第16巻, 第6号, 大正7年, p. 26-27, 及び第16巻, 第7号, 大正7年, p. 25-26.
- 16) 前掲. 「鶴川町史」, p. 610.
- 17) 穂別町. 「穂別町史」, 昭和43年, p. 524.
- 18), 19) 森岡 勇. 「日高旅行雑話」, 『北海道林業会報』, 第14巻, 第7号, 大正7年, p. 13-14.
- 20) 北海道庁拓殖部. 「大正14年度国有林事業成績」.

- 21) 北海道林業会。「本道における製材工場及製軸所」，北海道林業会報 第10巻 第7号，明治45年，p. 119.
- 22) 前掲。「鶴川町史」，p. 610-611.
- 23) 前掲。「北海道山林史」，p. 698.
- 24) 北海道庁拓殖部。「殖民公報」，第54号，明治43年，p. 145-146.

### 3. 昭和恐慌期の製材業

第1次大戦後，大正9年に株式市場の暴落を契機として起こった恐慌以降，昭和初期まで日本経済は慢性的な不況を呈していた。大正9年までのヨーロッパ諸国，アメリカ，アフリカ，アジア市場を対象とする空前の好景気は，政府による財政上の膨脹政策，低金利維持による産業政策，さらに日銀による産業資本への金融的援助政策を通じて拡大し，綿糸，生糸などの商品投機，企業の急増をもってつくりだされた。しかしながらこの好景気も大正9年3月の株式市場の暴落を契機とし増田ビル・ブローカー銀行の倒産につづいて各地に波及した銀行の破綻，生糸・綿糸相場の崩落による製糸業者などの破産をひきおこした。この恐慌は，日銀からの株式市場に対する資金貸与，銀行資本，産業資本に対する特別融資，また政府の預金部資金を利用した産業資本に対する低利資金の貸付によって収拾されたが，これ以降，政府，日銀による銀行資本，産業資本に対する資金的援助は恒常化した。また，大正11年末の銀行恐慌，同12年の関東大震災による経済の混乱も，日銀，政府預金部資金によって救済されていった。当時世界の資本主義諸国がいわゆる相対的安定期にはいり，金本位制に復帰しつつあった時期に，このように日本は金本位制への復帰ができないままに，政府によるインフレーション政策を唯一の武器として大きな恐慌の勃発をおさえていたのである。

しかしながら，「第1次大戦後いくつかつみ重ねられた政策が，その都度インフレーションの救済策によって弥縫され，徹底的な整理，合理化が回避された結果」<sup>1)</sup>，震災手形の処理問題を契機として昭和2年金融大恐慌が勃発した。この恐慌は，多くの有力銀行を破綻させ，貿易業，織物業に大きな打撃を与えた。また金融恐慌と前後して銀行の集中が極端に進行し，産業においても独占の形成が急激に展開した。多くの産業部門は，カルテルを形成し製品価格を維持し合理化をおしすすめたが，中小企業の破綻は著しかった。

このような不況の克服をねらって，昭和4年7月に成立した浜口内閣は，産業資本，銀行資本の金解禁要求を背景として，財政の緊縮，公債非公募および減債，国民消費の節約などの政策をおしすすめるとともに昭和5年1月に金本位制への復帰をおこなった。しかしながら昭和4年10月ニューヨーク取引所の株式相場の大暴落を契機としてはじまった世界恐慌は，同5年1月に金本位制に復帰した日本経済を直接その渦中に巻き込み，為替の急騰と正貨の急激な流出をもたらし，正貨の減少は，通貨の収縮となって恐慌をさらに深刻なものとした。

恐慌は，昭和4年から5年にかけて最深部にたっし物価，株価は，昭和元年の60~70%にまで暴落した。農産物価格の暴落は，工業生産物のそれにくらべさらに著しく40%程度にまで下がった。農産物価格は，大正8年以降低下し昭和10年まで一度もこの水準に回復しな

かったが、とくに昭和4年から5年にかけての価格低下は著しかった。そのため、農家経済は悪化を続け、昭和4年には自作農の59%、小作農の76%が赤字農家となった<sup>2)</sup>。

### 1) 昭和恐慌期における北海道製材業の停滞 と北海道林産物検査の確立

昭和期に入ると、第1次大戦後の不況にひき続く昭和恐慌と慢性的な不況のなかで北海道の林業生産は著しく停滞した。当時の北海道木材界の様子を小樽木材商組合長、西村甚助は、次のように述べている。「将に本年を送り、大正16年の新暦を迎えるに当り、吾材界の前途如何あらんかを考察するに、又侯悲観材料に満ち、毫も回復の燭光を見出し難きを遺憾とす。先ず北海道材に立脚し、之を觀るに、近年本道材の大宗たる松材は、独り製紙原料の利潤多き事業と、豊富なる資本を有する強敵に禍せられ、製紙原料及道外移出材の、萎靡不振言語に絶せるものあり、其原因の一二を挙げれば、今や私有林の立木著しく減じ、重に官林の私下若くは官行斫伐材の公売を待ち、原料の仕入れを為すの状態にあり、而て往年好況時代の産物として無闇に乱設せる製材工場は原料の年伐量に比し、消化の數遙に超過し、原木の払底に悩みつつあり、然るに官庁の売払方針たる毫も産業の盛衰に顧念することなく、唯々収益の増加を計るを以て能事とし、製材業者の原木難に乗じ、漸次立木の特売を減少して、公売若くは官行斫伐に振替へ、造材品の如きは、小口公売を有利として処分せらるるの傾向にあり、而も当業者外一般の入札参加を許し、盛に競争心を挑発せしむるものから、投機者流の乗ずる所となり、倍々製材業者を窮地に陥れつつあり。

第二に原料の高価、製材技術の幼稚、生産費の多額製品集約利用の欠陥等、種々なる原因に胚胎し、内地に於て製材せるものより、一、二割方高価なるを以て、曩に島外に移出せられたる製品は、今や逆に浸入するの現象を呈し、販路を極限したれば、常に生産品の過剰となり、需給の調節を失う結果、採算を度外視し投資の苦痛を敢て忍つつあり。

斯る状勢に逆行して、営業を継続するの不可なるを思えざるに非ざるも、多年養成せし従業者の解雇、および販売上に於ける得意先の情義、又は売懸代金の回収不能、其他種々纏綿錯雑なる事情ありて、容易に廃業を断行する不能、日々衰弱の度を加へ、今や全く瀕死の状態にあるものの如し、然らば今後官庁の原木売払処分の改善と当事者自然の淘汰に依り減少し、及製材上一段の経済的進歩を見ざる限り、大正16年は愚か、未来永久浮ぶ瀕なからんと愚考す。

次に雑木類の販路は、内地堅木材の減少に伴ひ、本道材の之に代りて市場を活歩する感ありしも、一時需要旺盛なりし下駄棒は、時代の変化に依り著しく売行を減じたと、船車材料の需要の不振にして且つ其一部他の木種に移りたる傾向あり、尤も大なる脅威は関東震災を動機として、南洋の雑木が低廉に輸入せられ、無欠点なる大材は、大に需要者の嗜好に投じ、漸次需要を増加し、本道の得意を蠶食せるは由々強敵なり……」<sup>3)</sup>と不況による道材移出の減少にともなる製材業者の窮状を述べ、また内地に於て一定の市場性をきづいた広葉樹原木も南洋

材の輸入によりその市場が蚕食され始めた」と述べている。

第一次大戦後の好況にともない増加した道内の製材工場は、私有林立木を工場原木として伐採してきたため、その減少にともない安い原木の入手が困難となり、小口公売を有利として販売された高い国有林材の購入をせまられ、また、道内のみならず内地市場に対応する規模に拡大、増加した製材工場は、移出の不振とともに常に製材品の過剰に悩まされることとなったのである。こうした大正期以降の木材界の不況に、昭和4年以降の金融恐慌、農業恐慌が徹底的な追いつちをかけることとなった。

昭和恐慌後、日本経済の脱出口を求めて企だてられた昭和6年の満州事変と中国大陸侵略の拡大にともない準戦時体制下のなかで恐慌からのたちなおりをみせ始めた昭和8年にいたっても道内製材業の回復は容易に進展しなかった。「昭和8年調査によれば道内動力製材工場531カ所（内帯鋸施設は831台）で原木消費能力は692万石であるに拘わらず、約半数が休業又は半休業状態におかれるという惨状を呈した。しかし幸いなラ材の輸出も漸次増加を示す傾向となり、かつ雑木が製材され内地に市場進出をはじめるに及んで、針葉樹の欠乏地方、又は資金関係等にてナラ、雑木類の賃挽業に転向操業をつづけるもの次第に増加してきたので、幾分の好転を見せたものの、原木不足、単価騰貴のため、かりに原木を得ても製品の販売上採算が立たず、半休又は全休の余儀なくしたものが少なくなかった」<sup>4)</sup>のである。

また、内地府県さらには外国を消費市場としていた道産広葉樹材の生産は、大正12年の関東大震災にともなう復興需要を契機とし、さらに昭和期に入ってから著しく増加した南洋材の輸入に大きな影響を受けいきおい停滞せざるをえない状況にあった。昭和5年321千石、同7年434千石、同10年1,661千石と、とくに昭和7年以降の急激な南洋材輸入の拡大は、内地市場において原木の供給構造の変化—とくに樺太の林政改革にともなう北洋材移入の減少—に対応した結果であり、「北洋材を製材していた港湾地帯の製材工場が原木に不足して代替材の必要にせまられた。この代替材としてクローズアップしたのがラワン材」<sup>5)</sup>であったからである。

こうした南洋材の輸入拡大による道産広葉樹材の内地消費市場の蚕食に対して、北海道木材業連合会を急先鋒として昭和5年10月には輸入阻止運動が展開されはじめた。南洋材輸入をめぐる北海道木材業連合会と南洋材輸入資本、合板工業資本との抗争は、昭和8年3月には南洋材輸入税が、従価税から従量税にあらためられ、丸太その他が無税であったものを1<sup>m</sup>3 2円、厚さ200mmを超えない製品については従価6分から1<sup>m</sup>3 5.5円に引きあげられ終止符をうった。しかしながら、あらたに成立した南洋材輸入税が、米材等に比べその税率が低く南洋材輸入資本、合板工業資本の抗争の勝利に終わった感もあって、北海道の広葉樹業者はみずから南洋材の市場蚕食に対する防禦体制をとらざるをえなくなった。また、南洋材輸入は、昭和恐慌による道産広葉樹材需要の絶対的減少のなかで拡大されたこともあり、道内木材業者にとつてまさに危機的状況を呈していたのである。

昭和8年6月、北海道木材業連合会は、北海道庁長官に「林産物規格制定並びに道営検査

機関設置の請願書」を提出した。これは、広葉樹については「その品位を高め失墜した声価の挽回並びに用途減退の恢復を図るべく」、そして針葉樹については「市価は樺太材の単価に比し二割及至三割安」の状態を打開すべく、「規格の制定、検量の明記、正量の表示、品等の区分等は業者の商取引を敏活ならしめ品質分量等に関する取引上の不安を一掃し現物を精査するに非ざれば値極めなし得ざる現状を打開し以て北海道産用材の信用を高むべきこと洵に業者の熱望する処に有之候。」<sup>6)</sup> というものであった。つまり不況にあえいでいた道内の木材業者に対し、木材の品等規格、正量検査など木材流通の側面に行政のテコ入れ、木材市場政策を要請するものであった。

これに対し道庁の対応は、すばやく昭和9年4月に「北海道林産物検査規則」を公布し、同年10月から「道外輸移出素材の検査」を、そして同10年4月から「授受の行われる製材並びに吋材の検査」を開始した。このように昭和恐慌期を経過して、本来資本が自ら担うべき市場機能の一部を地方行政の手にゆだね、それをもって内地における道産市場を確保しようとしたのである。

## 2) 鶴川流域—林業生産の停滞と製材業の没落—

流域の林業生産の停滞もこうした変化に基本的に規定され、たとえば穂別町各駅の木炭取扱量は、昭和3年の5万7千トンから同8年の3万トンへと減少し、また薪炭取扱量においても同3年の1万8千トンから同9年には7千トンへと減少するといった状態にあった<sup>7)</sup>。

同流域で林業生産の低落の最も著しいのは鶴川町であり、第12表に示したように昭和期に入ると森林資源の枯渇からその生産量が急激に減少し、昭和6年以降同20年代に至るまで用材生産は皆無となった。明治末期から大正期を通じての、天然林の徹底的な利用形態である木炭生産まで含めた採取林業生産のなかで、鶴川町は、林業生産の場を根底から破壊し尽したのである。昭和期に入ってから林業生産の停滞は、穂別町においても同様であったが、大正12年に金山線の開通という原木輸送条件が地場の素材生産業者に与えられた同町では、すで

第12表 昭和初期鶴川町の林産物生産量

	用材 (石)	薪材 (棚)	木炭 (疋)	椎茸 (斤)
大正15年	36,150	27,500	1,925,000	200
昭和2年	21,000	3,000	1,443,750	250
5	6,850	1,110	38,700	85
7	—	3,300	214,200	—
9	—	3,000	85,300	—
10	—	2,880	17,800	—

注) 昭和7年は「昭和8年版鶴川村要覧」より  
それ以外の年は「鶴川町史」, p. 564 より

に森林資源の枯渇がみられた鶴川町の林業生産とはおのずと異なった条件のもとにあった。

この期の穂別町の林産物生産量は，第13表に示したように，角材は，年によりかなりの変動を伴うが2万～4万石の生産量であり，普通丸太は，昭和3年以降減少し1万石程度に停滞していた。また，薪炭材，木炭の生産量においてもそれぞれ5万4千石から2万4千石へ，369万メから140万メへと減少した。このように昭和恐慌期の木材生産は，木炭生産，普通丸太の生産を中心に後退したのである。これらの素材生産を担った素材生産業者は，王子製紙の専属請負業者の高谷木材をのぞけば，年間5百石以上の取扱量をもつものが昭和7年には12業者<sup>9)</sup>あり，その素材生産規模は5百～1千石が6業者，1千～3千石が1業者，3千～5千石が3業者，5千石以上が1業者と，小規模な素材生産業者がほとんどであった。

第13表 昭和初期穂別町の林産物生産量

	角材 (石)	普通丸太 (石)	薪炭材 (石)	製紙原料 (石)	その他用材 (石)	鉄道枕木	木炭	椎茸 (斤)
昭和3年	20,230	31,570	54,032	25,900	—	8,460石	3,695,320メ	359
5	48,800	11,810	40,475	—	—	6,820石	2,605,362メ	321
7	18,420	12,760	23,040	28,600	—	25,600丁	825,130貫	345
9	43,200	11,820	24,250	10,800	3,900	25,500丁	1,402,400メ	420

注) 昭和7年は「昭和8年版穂別村勢一斑」より  
その他の年は「穂別町史」, p. 325より

また占冠村では，高谷木材による王子製紙のパルプ材生産が林業生産の大半を占め，たとえば，昭和7年にはパルプ材5万5千石，角材・丸太950石，枕木100石，桁材350石<sup>9)</sup>とパルプ材生産以外にみるべきものがなく，角材，丸太などパルプ材以外の生産は，総生産量の1割にみえないほど僅少であったのである。

つぎにこの期の製材業についてみていこう。鶴川流域の製材業は，大正末期以降の停滞にさらに拍車をかけ，工場数においてもまたその原木消費量においても縮少傾向を示した。

流域各町村の製材工場数，原木消費量は，第14表に示したとおりである。すでに述べたように大正10年以降増加しはじめた地場の製材業は，同14年には7工場を数え，昭和5年まで経営者の交代はみられるものの同数の工場を維持した。しかしながらその原木消費量は，大正14年の約5万石から昭和期に入ると2～3万石規模に減少し，さらに昭和6年以降は，工場数，原木消費量ともあいまって急激に減少し，昭和10年には3工場，8千石の原木消費量のみをとどまった。大正14年と比較し工場数で43%，原木消費量で14%にまで減少したことになる。こうした流域の製材業の全体的な縮少，没落のなかで鶴川町，穂別町，占冠村それぞれについて若干の差があり，穂別町の昭和5年までの工場数原木消費量の増加は特徴的であり，これは大正12年の鉄道敷設そして昭和4年の王子製紙による穂別網羽の設置に大きな影響を受けたものである。

第14表 昭和元年～10年鵜川流域の製材工場数と原木消費量 (単位: 石)

	鵜川町		穂別町		占冠村		計	
	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量
昭和元年	2	11,676	3	16,100	2	445	7	28,221
2	1	6,500	3	21,600	3	820	7	28,920
3	1	3,250	4	18,000	2	835	7	22,085
4	1	5,000	4	31,850	2	985	7	37,835
5	1	3,000	4	32,393	2	988	7	36,381
6	1	10,000	2	7,300	2	1,220	5	18,520
7	1	3,600	1	3,670	2	1,080	4	8,350
8	1	5,500	1	2,500	2	950	4	8,950
9	1	5,508	1	3,312	2	1,048	4	9,868
10	1	5,544	1	1,008	1	1,620	3	8,172

注) 北海道庁拓殖部「国有林事業成績」より作成

また、このような鵜川流域製材業の昭和恐慌期以降の縮少過程を工場動力数、職工数と関連させてみると、まず工場動力は、水力発動機から蒸気機関によるものがほとんどとなり、流域全体の動力数は、昭和元年193馬力から同5年の215馬力へと増加するものの同10年には75馬力と大正7年段階の動力数にまで減少した。昭和5年までの動力数の増加の過程は、同時に原木消費量の減少の過程であり、昭和恐慌期以前にすでに工場稼働率の低下による工場機械設備の遊休化が顕著となっていた。また、大正末期以降昭和5年までの穂別町にみられた工場数の増加は、馬力数20馬力以下の小規模なそれであるが、昭和5年以降、ほぼ全層的にこうした工場規模階層間の差なく減少していった。つぎに製材工場の職工、人夫数は、昭和期に入るとこれも同様に減少し、10人以上の職工、人夫を雇用する工場はなくなった。昭和4年には職工、人夫数5～10人が3工場、5人以下の生業的工場が4工場あり、また前者が原木消費量、出力馬力、職工、人夫数の7割前後を占めていたのであるが、昭和10年には5～10人が1工場、5人以下が2工場へと減少した。このように大正末期以降、職工、人夫数からみた工場規模の縮少過程は、昭和6年以降決定的となり、流域の製材業は、全層的に没落していったのであり、昭和10年以降流域各町村に一工場ずつの操業をみるにとどまった。

こうして鵜川流域の製材業は、昭和恐慌期に入ると急速な縮少、全層的な没落を示し、昭和6年の満州事変を契機とし軍事関連産業を基調とする経済の拡大、展開にも対応しえないままに推移していった。そして流域の地場資本のなかで準戦時体制下の経済基調の拡大に対応しつつ展開していったのは、製炭業と、素材生産業（製炭業者による軍用材の生産も一般にみられた）であった。

### 3) 沙流川流域一とくに昭和恐慌期後の製材業の確立一

昭和初期までに三井物産の沙流川下流域での素材生産は、ほぼ一巡し、昭和5年まで門別

町に所在した三井物産の派出所を様似町に移動させるとともに、同社のそれ以降の素材生産の中心は様似町周辺の日高地方南部となった。また、大正期を通じて日高地方で素材生産をおこなっていた内地資本の北海道林業株式会社（本社神戸市）、日高林業株式会社（本社東京都）は、それぞれ昭和2年、同3年には当地方での素材生産を中止した。こうした内地資本の素材生産の中止のため、昭和期に日高地方での比較的規模の大きな資本による素材生産は、様似町周辺を中心とする三井物産と、浦河町に派出所をおいていた合資会社北海道木材商会（本社小樽市）と、昭和5年から門別町で素材生産、製材業の操業を開始した日露実業株式会社だけとなった。これら3資本の原木取扱高は、昭和11年には三井物産約7万 $m^3$ 、合資会社北海木材商会6千 $m^3$ 、日露実業株式会社4千 $m^3$ <sup>10)</sup>と昭和期に入ってから三井物産の日高地方での素材生産に占める位置は、他の資本の追従を許さなかったことを示している。

沙流川流域では、三井物産が山林を購入し良木ぬき切りのな素材生産をおこなった跡地に同社の専属的製炭業者が入り製炭生産をおこなっていた。すでに述べたようにこの時期の下請素材生産業者として、清兼造材部、鬼頭造材部、数井造材部、山崎造材部などがあり、また専属的製炭業者としてその規模が大きかったのは舟川耕作であった。

昭和期に入るとこの流域にも三井物産とは直接的に関係のない素材生産業者、製炭業者があらわれはじめ、門別町、平取町の地場の素材生産業者は、昭和5年の6業者から同11年の17業者へと増加し、とくに昭和恐慌期以降地場の零細な素材生産業者による素材生産が活発化していった。また、昭和期に入って地場の製炭業者として定着していったものに、早来町、厚真町など胆振地方の製炭地帯から製炭原木を求めて移住してきたものと、昭和恐慌期に製炭を開始した農民系譜のものがあり、前者については昭和3年に平取町で製炭を開始した五十嵐製炭所、そして後者については奥野林業がその典型例であった。

このように沙流川下流域の林業生産における地場の資本の比重が高まるとともに、その中心は平取町へと移った。第15表は、この期の平取町の林産物生産量を示したものである。平取町の林業生産は、「村内奥地ノ山林称嶮ナルト交通比較的便ナラザリシ為搬出費ヲ消費シ他地方ニ比シ閑却セラレタル感ナキニアラザリシガ近年交通運輸ニ其施設ヲ得本村ノ処女林ニ着目スルモノ多ク昭和二年中送材他実二十三万石ヲ産シ年々増加ノ域ニ進ミツツアリ」<sup>11)</sup>とあるように昭和期に入ってから活発化し、年により変動はあるものの角材、丸太、炭材など広葉樹の素材生産が、王子製紙による針葉樹パルプ材生産に量的に匹敵ないしは上回るほどとなった。しかしながら、ここにおいても昭和恐慌期の影響は明瞭にあらわれ、角材の生産は、約3万石から1万石へ、普通丸太も半減するといった状態であった。とはいえ、鶴川流域とくに穂別町のばあいとは異なり、昭和7年以降の林業生産の回復、さらに拡大は著しく、昭和11年には角材8万8千石、普通丸太3万5千石、炭材8万8千石の生産をみるほどであった。そして、こうした昭和恐慌期後とくに満州事変以降の平取町の林業生産の拡大は、戦時体制期へと継承されていくのである。また日高町のこの期の林業生産は、第16表にみるように角材、薪炭材、

第15表 昭和初期平取町の林産物生産額

	昭和2年	3年	4年	5年	6年	7年	9年	10年	11年
角材(石)	25,000	32,000	35,000	11,150	9,490	20,490	46,000	48,000	88,500
普通丸太(石)	2,000	2,500	6,000	2,000	1,000	4,500	6,800	7,500	35,500
薪材(棚)	10,800	5,400	8,000	3,000	3,100	3,000	2,800	3,000	4,500
炭材(石)	15,600	22,000	25,000	35,000	40,000	42,200	45,500	49,000	88,000
枕木(丁)	3,500	3,800	3,000	3,000	5,000	15,500	26,000	32,000	100,000
下駄材(石)	150	100	50	80	100	50	55	65	120
桁材(石)	400	500	500	600	620	800	—	—	—
マッチ軸木材(石)	—	—	—	—	—	—	—	—	800
合板原料材(石)	—	—	—	—	—	—	—	5,000	4,500
電柱材(本)	—	—	—	—	—	—	—	—	500
早切(本)	—	—	—	—	—	—	—	—	600
製紙原料(石)	75,500	73,000	39,400	72,603	118,002	82,722	84,250	85,000	100,000
木炭(貫)	292,000	124,000	1,000,000	160,000	2,000,000	3,000,000	2,150,000	1,230,000	?

注) 昭和2~4年 昭和5年「平取村勢一斑」より  
 昭和5~7年 昭和8年版「平取村勢一斑」より  
 昭和9~11年 平取町「平取町史」p. 632より

第16表 昭和初期日高町の林産物生産額

	昭和4年	8年	9年	10年	11年
角材(石)	1,700	430	500	650	—
薪炭材(棚)	5,780	4,100	3,906	4,100	5,975
桁, その他用材(石)	841	2,000	1,200	1,550	5,242
木炭(貫)	9,250	15,000	19,500	21,500	2,000
椎茸(斤)	45	120	190	220	—
製紙原料(石)	65,500	60,000	80,000	92,200	99,272

注) 日高村「日高村50年史」昭和31年, p. 400より

木炭など地場の業者による生産が若干みられるものの、王子製紙による森林資源の独占的な掌握をそのままに示しており、それは鶴川流域上流部の占冠村と同様であった。

広葉樹の素材生産が、地場の零細な素材生産業者の手に漸次移っていくとともに、大正期の沿岸積取を利用した三井物産などの商業資本による内地移出一辺倒の市場形成から、この期には、鉄道を利用した道内木材消費市場への原木出荷が増加していった。大正中期以降の沙流川流域に関連する交通条件の整備についてみると、大正10年の王子製紙による平取・富川間の沙流軌道の敷設、昭和元年の日高拓殖鉄道による富川・静内間の鉄道敷設と同2年の苫小牧・静内間(苫小牧軽便鉄道、日高拓殖鉄道)の国鉄買収、同6年苫小牧・静内間の軌幅工事の完成、そして同6年の沙流川左岸道路(日高・富川間)の完成などがあげられる。こうしたとくに昭和期に入ってからの国家資本投下による交通条件の整備を背景として第17表に示したよ

うに昭和4年には、広葉樹杣角、丸太の出荷が、沿岸積取を利用する内地市場向けと、鉄道を利用した苫小牧市周辺を中心とする道内市場向けとにほぼ半々となるほどになったのである。この数字は、日高地方全域の集計であるが、日高地方のなかで比較的早くから交通条件とくに鉄道の整備された沙流川下流域では、こうした傾向がより強かったのである。したがって地場の素材生産、製炭資本が、みずからその市場を創り出していく過程のなかで交通条件の整備がなされていったというよりは、他の資本または国家資本の投入により創り出された市場条件により、道内の消費市場に対応した地場の零細な素材生産資本、製炭資本そして製材資本の成立する基盤が与えられていったというべきであろう。

第17表 昭和4年、日高地方の出荷先別杣角・丸太の出荷状況 (単位：石)

	計	日高地方	苫小牧町周辺	函館市	その他	道内計	内国移出
杣角	235,053	12,036	106,759	954	160	119,909	115,144
丸太	100,970	1,968	55,966	488	13	58,435	42,535

注) 北海道庁拓殖部「林産物移動状況」より作成

つぎに、昭和期に入り沙流川流域全体に地域的な広がりをもって成立し、とくに昭和恐慌期以降展開を示した製材業についてみていこう。昭和期に入り、昭和元年日高町に1工場、同2年平取町に1工場がそれぞれ操業を開始し、ようやくこの期流域各町村に地域的な広がりをもちつつ製材業の成立をみることとなった。この期の流域各町村の製材工場数及びその原木消費量は、第18表に示したとおりであり、工場数、原木消費量いずれにおいても大正期からの継続状態を示した昭和5年までと、同6年以降の工場数、原木消費量の急速に拡大していく準戦時体制期とに区分することができる。流域製材工場の原木消費量は、昭和恐慌期以降の製材工場の、地域的な広がりとおいまって昭和5年の約1万3千石から同11年の約6万3千石へと増加していった。その生産品目は、建築材を中心に函材、家具材などの広葉樹製材であり、また昭和9年には平取町には豊富に存在した広葉樹材を利用して単板(ベニヤ)工場2工場が設立され、2~4年間ほどの操業をみた。製材工場の機械設備は、その多くが蒸気機関を原動力と

第18表 昭和元年~11年沙流川流域製材工場数及び原木消費量 (単位：石)

	門別町		平取町		日高町		計	
	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量	工場数	原木消費量
昭和元年	2	5,400	—	—	1	700	3	6,100
3	2	5,900	1	10,000	1	1,100	4	17,000
5	3	12,577	—	—	—	—	3	12,577
7	3	10,440	1	18,000	2	3,450	6	31,890
9	4	19,750	2	33,840	2	5,857	8	59,447
11	3	10,376	4	46,685	2	6,296	9	63,357

注) 北海道庁拓殖部「国有林事業成績」より作成

し帯鋸，丸鋸をそなえ，またその動力数は20～45馬力程度であった。こうした小規模な製材工場が，昭和6年以降増加していくのであるが，日高町で新設された製材工場は，とくに小さく発動機を原動力とし丸鋸数台をそなえ，その動力数も10馬力内外のものであった。

こうして流域の製材業は，昭和恐慌期以降その数においても，また原木消費量においても拡大していくのであるが，それ以前に流域河口門別町を中心として操業していた製材業の多くは，恐慌期の製材品価格の低落，木材需要の縮少のなかで昭和5，6年頃までに倒産し，昭和恐慌期以降は，地場の製材業者，素材生産業者，製炭業者そして軍事需要により拡大したクローム鉱山業者により，あらたに製材業の経営がはじめられていった。このように沙流川流域の製材業は，大正末期から昭和恐慌期にかけて主に国家資本の投下による交通条件の整備と，それによる流域林業生産の道内市場への編入を与件とし，恐慌期以降の景気の回復と木材需要の増加を背景としてあらたに成立していったのである。

#### 注

- 1) 揖西光速。「続日本資本主義発達史」，昭和43年，p. 107.
- 2) 同上書。p. 199.
- 3) 西村甚助。「不振のどん底に低迷」，『北海道林業会報』，第25巻，第1号，昭和2年，p. 29-30.
- 4) 前掲。「北海道山林史」，p. 971.
- 5) 赤井英夫。「木材市場の展開過程」，昭和43年，p. 220.
- 6) 北海道庁林務部。「北海道林産物検査35年の歩み」，昭和44年，p. 3.
- 7) 前掲。「穂別町史」，p. 327.
- 8) 北海道庁拓殖部。「昭和7年度国有林事業成績」.
- 9) 占冠村。「昭和7年占冠村勢要覧」，昭和8年.
- 10) 北海道庁拓殖部。「昭和11年度国有林事業成績」.
- 11) 平取村。「平取村一斑」，昭和2年.

## 4. 戦時体制期の製材業

### 1) 木材統制と北海道林産物検査

昭和12年の日華事変を契機とし，日本経済が本格的な戦時経済体制へと突入するとともに木材は，軍事資材としてまた軍事関連産業の原材料として重要な位置を占めることとなった。

「当時(昭和15年…筆者注)の要求量は陸軍が年間1,126万石(うち内地需要は610万石)，海軍は415万石，合計1,541万石となり，当時の全生産量の約30%を占めていた。」<sup>1)</sup>また「昭和17年には軍需および物資動員計画に伴う用材が4,600万石，その他重要用途材が600万石を算えこれに対して一般需要者用材に向けられるものは2,000万石程度と推定され」<sup>2)</sup>たといわれるほど膨大な軍需用材の生産，流通を円滑に遂行するために木材の生産統制，流通統制の機構が急速に整備，確立されていった。木材統制は，南洋材，米材の輸入統制とその配給組織の結成をうながし昭和12年9月の「輸入品等に関する臨時措置に関する法律」に始まり，この法律にも

とづき、昭和14年9月に「用材生産統制規則」そして同15年10月には「用材配給統制規則」が制定されることとなった。「用材生産統制規則」は、「(1)木材生産規格を農林大臣が定める。(2)木材の国営検査を実施する。」<sup>3)</sup>ことを定め、そして「用材配給統制規則」は、「(1)地方長官は府県内の用材配給計画を作成し、農林大臣に報告する。(2)農林大臣、地方長官は、統制機関により木材の販売を命令することができる。(3)輸出材はすべて統制機関による。(4)供出割当制度の実施」<sup>4)</sup>を定めたものであり、この両規則の制定により木材の生産、配給統制が本格化した。さらに木材業、製材業の営業を許可制にし、木材統制機関として日本木材株式会社、地方木材株式会社の設立を規定した昭和16年3月の「木材統制法」により、生産、配給機関をそなえた木材統制が確立したのである。

そして、こうした木材統制の整備、確立の過程において、すでに昭和9年4月に「北海道林産物検査規則」を制定し、それが具体化、組織化されていた北海道においては、「用材生産統制規則」の制定された昭和14年11月には、「従来の検査規則を廃止し、新たに庁令第103号をもって『北海道用材検査規則』を制定し用材の統制目的を完遂したのである。」<sup>5)</sup>つまり、昭和恐慌期の道内木材業の不況のなかで、本来資本みずからが果すべき役割である木材及びその製品の品質、等級などの統一と検査という木材市場機能の一部を地方行政に肩がわりさせた道内の木材関連資本は、逆に整備され、組織された木材統制機構のなかにすみやかに組み込まれていくこととなった。

## 2) 鶴川流域—素材生産業、製炭業を中心とする地場資本の展開—

戦時統制期に入ると鶴川下流域では、民有林資源の減少と規格の統一された軍需用材を中心とする木材増産の要請のなかで、零細な素材生産業者、製炭業者も国有林材の売払いをうけることが可能となった。それ以前の北海道の国有林材の売払いについては、明治35年の「北海道国有森林原野特別処分令」、同年「北海道国有森林原野特別処分令工業者ノ具備スベキ要件」に典型的にみられるように、紙パルプ資本および内地資本により経営された木材加工資本に集中し、大正中期以降その数を急激に増加させた地場の製材業など零細な木材加工資本への売払いは少く、先にも示したように「官庁の売払方針たる、唯々収益の増加を計るを以て能事とし、製材業者の原木難に乗じ、漸次立木の特売を減少して、公売若しくは官行斫伐に振替へ、造材品の如きは、小口公売を有利として処分せらるるの傾向にあり」<sup>6)</sup>というような状態にあったのである。とくに鶴川流域では、その流域の上流部針葉樹地帯が紙パルプ資本により明治末期以来独占的に掌握されていたこともあって、戦時統制期に入るまで地場の零細な素材生産業、製炭業、製材業などへの国有林材の払下げは全くといっていいほどになかった。

これら零細な地場資本は、昭和12年に始まる木材統制の進行のなかで生産、流通の両側面から国家みずからの手で組織化されることとなった。そして昭和16年の「木材統制法」の公布

とともに、日木社を頂点とし、その具体的実行機関として各都道府県に地木社が設立された。そうしたなかで、地場の零細な製材業、素材生産業は、許可制となるとともに統廃合を強制されたうえ地木社の一員として生産、流通統制機構のなかに強権的に組織されていった。このように戦時統制期に入ってからのはじめに零細な製材業、素材生産業は、国家政策（ただし木材統制という）の俎上にのせられ、そうすることによって軍事用材を中心とする木材増産の戦時国家的要請のなかで国有林からの立木処分をうけることとなったのである。ちなみに木材統制期の国有林材の売払いは、昭和14年以降統制の解除される同25年まで「供給は（国有林材の…筆者注）、切符による配給制であり、価格は公定価格によっていたので、国有林における売払もすべて随意契約によっておこなわれていた」<sup>7)</sup>のであり、地場の素材生産業者、製材業者にとってそれは地木社を通じてのみ可能だったのである。

地場の製材業者が、戦時統制期に入ってから国有林の立木処分をうけるようになった事例については、すでに北海道津別町の製材業の史的展開をとり扱った石井寛氏の論文<sup>8)</sup>によって指摘されており、それは鶴川流域においても同様であった。たとえば、聴取調査によると穂別町で昭和5年に独立して木挽による枕木生産と製炭業を開始し、戦後木炭生産の崩壊とともに昭和30年には製材業経営を開始するというこの流域での地場資本の一つの展開類型を示したH製材所(KK)は、戦時統制期の昭和15年頃から国有林の立木処分を受け軍用材と枕木の生産をおこないはじめた。そのほかに日華事変の翌年昭和13年に穂別町在住の素材生産業者として、同年の国有林事業成績(道庁拓殖部)には12業者が記載されており、うち6業者は少量ながら国有林からの立木購入をおこなっていた。また、次にのべるように公的、国家的所有山林からの立木購入が圧倒的に多いのである。これら12業者は、同年に41,382石の素材生産をおこない、角材15,552石、丸太6,750石、枕木5,900丁を生産した。その素材生産規模は252石から14,508石までと大きな格差があるものの、年間3,600石以上の素材生産をおこなう業者は4業者にすぎなかった。41,382石の素材生産を山林所有形態別にみると国有林19%、御料林21%、公有林37%、道有林12%、民有林11%となっており、国有林での素材生産は、年間400~700石程度の極めて零細な素材規模の業者に集中していた。また、民有林からの素材生産が全体の11%を占めるにすぎず大正期、昭和初期の民有林中心の素材生産から、比較的奥地に存在する公的、国家的所有山林に原木を依存せざるをえないほど民有林の荒廃が進んだことを明らかに示すものでもある。

地場の木材関連業資本として、これら素材生産業者のほか製材業、製炭業が存在し、それらは同時に素材生産業者、木材販売業者でもあった。鶴川流域の製材業は、戦時統制期に入りさらに減少し、昭和14年には鶴川町1工場、穂別町1工場、占冠村1工場にすぎず、昭和16年の「木材統制法」による工場増設の制限もあって、この期昭和20年まで3工場だけであった。このように鶴川流域の木材関連産業に属する地場資本は、昭和恐慌期の製材業の没落以降、地場で一定の集積をみたのちに軍事用材を中心とする素材生産業、あるいは同様にこの期重要

な生産物であった木炭の生産に傾斜することとなった。そこでは、国、道有林材の地場資本への払下げが重要な役割を果し、そしてまた「木材統制法」による新たな製材業の成立の制限が戦時統制期の鶴川流域の地場資本のこのような展開様相を規定づけることとなったのである。

### 3) 沙流川流域一岩倉組の素材生産と製材業一

ここでは、昭和13年に沙流川流域に在住した木材業者の素材生産についてみていくとともに、満州事変の翌年昭和7年に沙流川流域で素材生産を開始し、戦時体制期には道内地場資本としてのワクを越えその経営領域を急速に拡大していった岩倉組の素材生産について検討していくことにする。

昭和13年の国有林事業成績（道庁拓殖部）によると、沙流川流域在住の木材業者は15業者であり、これら素材生産業者により同年2万3千石の素材生産がおこなわれ、その材種は依然広葉樹であった。生産規模は、年間3,600石以上が2業者、1,800~3,600石が2業者、1,800石以下が11業者と極めて少規模な素材生産業者が多かった。それら素材生産業者による生産対象山林をみると国有林52%、御料林23%、民有林25%と、国有林からの立木購入が5割を占め、沙流川流域においても昭和初期までの民有林を対象とする素材生産から、国有林でのそれに大きく変化したことを示しているのである。つぎにこうした過程について岩倉組の沙流川流域での素材生産を事例としてみていくことにする。

北海道の地場資本として、戦後急速な経営展開をなしとげた岩倉組は、昭和期に入ってから沙流川流域での素材生産を開始した。昭和7年頃岩倉組は、平取町長知内で牧場として山林を所有していた阿部某からその立木を購入し、年間1万石規模の素材生産をはじめた。この素材生産の運材過程にトラックを導入し、これが沙流川流域でのトラック運材の嚆矢となった。昭和9年には、平取町岩知志の国有林立木を購入し、年間3万石規模の素材生産をおこない翌10年同町宿主別で同じく年間3万石規模の国有林立木の素材生産をおこなっていた。宿主別での素材生産は、戦後昭和30年頃まで継続し、終戦直後合板材生産のためにその素材生産規模が7~10万石へと拡大するが、この生産規模の拡大は一時的であり、ほぼ昭和10年以降年間3万石の生産規模を維持した。

岩倉組の素材生産は、ほぼ年間通じておこなわれたが伐採量は冬期間のほうが多く、造材、搬出は、冬期間に主力をおき、夏期は、トラック運材のための道つけ作業がおこなわれた。沙流川流域のこの地域は、北海道としては冬期間の積雪が少なく、夏期に敷設された簡単な道路が凍結してトラック道として十分に使用に耐え、夏期にトラック運材をおこなうことはほとんどなかった。

岩倉組の造材生産は、下請を使うことなく直営でおこなわれていた。その作業組織と機能は次のようなものであった。沙流川流域での素材生産の総監督として岩倉組社員の「主任」がおり、これが国有林の入札に参加し立木を購入または民有林立木の購入をするとともに、人夫

募集など全体を総括した。その下に各造材現場毎に1人の「山頭」がおり、「主任」の代理的な役割を果たすとともに作業単価の交渉にあたった。この「山頭」は、杣夫、人夫の経験を積んだ人がなったが岩倉組の社員ではなかった。また各現場毎の「山頭」のもとに「内勤帳場」がおり、素材生産事業の会計業務を担当し、これは岩倉組の社員であった。つぎに「山頭」、「内勤帳場」のもとに杣頭、人夫頭、馬夫頭がおり、これら「頭」は実際に人夫、杣夫、馬夫を募集する機能をもっており、各現場の作業の終了とともに若干の手当を会社から支給されていた。杣夫、人夫、馬夫は、日高地方全域および東北地方からも募集し、いずれも農民、漁民の兼業であった。その人員は、たとえば宿主別で年間3万石の山を造材した場合、杣夫約25人、人夫約100人、馬夫約25人の計約150人を要したという。

生産された原木は、沙流川流域で素材生産を始めた当初広葉樹が多く、トラックで富川まで運材され、その多くは新宮商行に販売され、沿岸積取のうえ内地に輸送された。そのほかに価格の高かったカツラ、タモなどは岩倉組が名古屋市場まで直接輸送し売却、ナラ材は道内製材工場に販売するといったきめ細かな販売方針をたてていた。また昭和15、16年頃から王子製紙からの素材生産資金の借入をおこなっており、その資金をもって国有林材を購入し、針葉樹材は王子製紙に販売し、広葉樹材については前記同様の販売形態をとっていた。この頃になると岩倉組の素材生産は、民有林を対象とするものよりも、国有林のそれが多くなったのである。

岩倉組が、王子製紙との関係で作業請負業者としてよりも納材業者的な性格を色濃くもちつつ、またそれ故に一定の独自性をもって展開したという指摘は、「北海道における素材生産構造」(林野庁、昭和35年)においてなされており、この沙流川流域での岩倉組の素材生産は、その好例であろう。岩倉組自体の経営、活動領域は、大正10年頃には苫小牧市を中心に年間20万石規模の素材生産をおこない、大正末期から昭和初期には、王子製紙との関係を密接にし、その活動領域も全道的な拡がりを見せた。また昭和15年には新冠町に、19年には苫小牧市に製材工場を建設し、戦時体制期に製材業への資本投下を開始した<sup>9)</sup>。戦後、岩倉組は、素材生産、素材販売のほかに製材、合板、床板、削片板の生産販売、土建業、運送業、造林業とその経営領域を急激に拡大した。こうした岩倉組の急激な経営展開は、北海道における地場資本の経営展開の一典型として、それ自体が論及されなければならない課題であるが、ここではその端初が戦時体制期にあったことを指摘するにとどめる。

次に戦時統制期の沙流川流域の製材業の展開についてみていくことにしよう。戦時統制期の道内製材業とくに広葉樹製材業は、「日華事変勃発し、わが国各種産業も全能力をあげて生産に邁進するようになり、製材界も大いに活気づき、道産ナラ、セン、タモ、カバ、その他の濶葉樹の出来合製品が内地市場にも漸く進出しはじめた。ナラその他の濶葉樹は棺材、階段材、薄板、厚板、床板、小割材、角材等に製材され、挽材の内品質良好なものを外国に、その他を本土市場に輸移出した。」<sup>10)</sup>とあるように内地を消費市場とする広葉樹製材生産地としてあらた

な展開をとげようとする時期でもあったのである。昭和14年に沙流川流域には、門別町富川に3工場、平取町に6工場、日高村に2工場の計11工場が存在し、平取町を中心として製材工場の増加がみられた。また同14年流域最上流部の日高町にも地場の資本を集積し本格的な製材工場が建設された。製材工場の原木消費量は、昭和10年の約44千石から同14年の約78千石へと、一工場当りのそれを急激に拡大させた。製材工場の機械設備も同年には、11工場中7工場が帯鋸をそなえるにいたり、原木消費の拡大に対応して整備されていった。

さて戦時体制期の平取町を中心とする林業生産、製材業の拡大についてももう少し具体的にみていこう。ここにおいても昭和12年の日華事変の影響は大きく「陸海軍の軍需用材の増加と地方軍需工場の勃興によって本町の林産総額は、次のように増額された。昭和11年888,230円、13年1,001,222円、14年2,367,283円……（中略）……木材ばかりでなく昭和14年からタンニンの自給のためアカエゾ、クロエゾ、カシワ、ナラ、カラマツ等の樹皮まで山元で剥いで供出<sup>11)</sup>するほどであった。また昭和15年以降の製材工場の従業員数、生産石数の拡大についてみると、たとえば石崎木工場は、昭和10年従業員17名、生産石数7.5千石、15年21名、8千石、20年21名、1万石、八田木工場は昭和13年15名、1.2千石、16年19名、5.2千石、21年25名、10.2千石、そして石井木工場は、昭和15年30名、12千石、18年30名、15千石、20年30名、12千石となっていた<sup>12)</sup>。また前記石井木工場は、「昭和13年頃に製材工場を営み家具その他加工業をおこない、また札幌に工場を設け軍納入品等によって大いに発展した。更に昭和18年には本州方面の資本を導入して富川に石井合板工場株式会社を設けて軍需に応じ発展の波に乗った<sup>13)</sup>」とあるように、広葉樹生産地を後背地にもつ平取町の製材工場は、フル操業に近いかたちで生産の拡大をおこなっていったのである。

内地市場において、昭和初期以降ラワン材輸入の増加にともない本格的な確立をみた合板工業資本は、その後ラワン材の輸入を拡大させ昭和12年にはピーク(2,644千石)をなした。このラワン材の輸入拡大の過程は、すでにみてきたように大正期まで内地市場において一定の市場性をもちえていた道産広葉樹材の市場から放逐の過程でもあったのである。しかしながらその後ラワン材輸入の減少は、他の外材と同様であり、昭和16年には601千石、そして同17年以降は輸入杜絶となった。昭和8年の輸入関税の引きあげにもかかわらず輸入増加をみせ、道内の広葉樹生産を窮地におとしいていたラワン材は、昭和12年の日華事変の勃発と日本経済の軍事化、統制化のなかで減少を続け、再度道内広葉樹材が内地市場（とくに歴大な軍事需要に対応する）に登場することとなったのである。それも大正期にそうであったように単に広葉樹原木生産地としてではなく、沙流川流域の昭和恐慌期以降の製材業の展開にみられたような地場の製材、素材生産業の成立、展開を背景とし、内地を市場とする広葉樹製材生産地としても大きくクローズアップされていったのである。

さてこのような、日本経済の軍事化、統制化に対応しつつ展開した鶴川、沙流川流域のとくに広葉樹生産を中心とする素材生産業、製材業は、その製品流通の面からみると、主要な生

産品目であった軍需用材、枕木などを地木社のもつ流通機構を通じて売買されたが、実質的には、三井物産、三菱商事そして新宮商行などの商業資本のもつ流通市場機能に全面的に依存していたのである。そして戦時統制期に軍部と「軍財抱合」といわれるような癒着関係のなかで重化学工業化していった三井、三菱などの財閥が、木材統制を契機として木材流通市場に重要な位置を占めるに至ったのは周知の事実であり<sup>14)</sup>、そして、それら商業資本は昭和恐慌期後の日本経済の軍事化にともなう木材需要の拡大を背景として成立してきた地場の素材生産業、製材業を、木材統制機構を利用しつつ総動員し、しかもその支配、収奪は、挙国一致体制の名のもとに徹底しておしすすめられたのである。

#### 注

- 1), 2) 桑田 治. 「日本木材統制史」, 昭和 38 年, p. 222.
- 3), 4) 同上書. p. 438.
- 5) 前掲. 「北海道林産物検査 35 年の歩み」, p. 16.
- 6) 前掲. 「不振のどん底に低迷」, p. 29.
- 7) 林野庁. 「国有林 10 年の歩み」, 昭和 32 年, p. 102.
- 8) 石井 寛. 「北見地方における木材工業の展開過程—津別町の事例より—」, 『第 82 回日本林学会大会講演集』, 昭和 46 年, p. 32.
- 9) 加納互全・小関隆祺・霜島 茂. 「北海道における素材生産構造」(林野庁), 昭和 35 年, p. 50-51.
- 10) 前掲. 「北海道山林史」, p. 972.
- 11) 前掲. 「平取町史」, p. 633-634.
- 12) 同上書. p. 670.
- 13) 前掲. 「日高開発史」, p. 214.
- 14) 「日本社に対する三井系資本の進出は、日本社総資本の 50% を占め、中央木材統制機構中における独占的支配の位置を確立した。」, (山崎慎吾. 「日本林業論」, 昭和 25 年, p. 47-48).

## 5. 戦後の復興需要と製材業

### 1) 戦後国有林販売制度の確立と道内製材業

敗戦後、昭和 22 年の林政統一を経て、木材統制の解除とともに同 25 年に国有林は、公入札を原則とした「国有林の産物売払い規程」を制定し、北海道国有林も都府県の国有林と同一の販売制度の中に組み込まれた。また国有林の機構そのものも改変され、営林署の細分化と機構の再編強化が目論まれ、鶴川、沙流川流域では、あらたに金山営林署、鶴川営林署と振内営林署が誕生した。

昭和 25 年に制定された「国有林の産物売払い規定」の実施過程を北海道についてみると、その法的根拠となった「国有林野事業特別会計法施行令」(昭和 22 年 3 月)と「予算決算及び会計令」(昭和 22 年 4 月)のなかの随意契約に関する条項を、当時の北海道の製材業、素材生産業を中心とする地場の資本に直接的に適用することが困難であった。そのため、戦後の復興需

要、朝鮮戦争に刺激され拡大した木材需要の一段落する昭和27年まで臨時的な措置として戦時体制期から昭和25年までの木材統制期をつうじて国有林材の随意契約による立木購入をおこなっていた製材業、素材生産業に対して旧来どおりの随意契約を継続させた。というのは「国有林野事業特別会計法施行令」、「予算決算及び会計令」が公入札を原則とするため、随意契約による立木売払いの適用が極めて限定されており、道内の素材生産業、製材業に対する立木処分ができなかったためである。

昭和27年に随意契約による立木売払いの適用範囲を拡大するため「国有林野事業特別会計法施行令」の第27条につぎの二項目がつけ加えられた。①森林の立木の一部を伐採する場合、残余の立木の保護その他森林の保護のため伐採に特殊の技術を必要とする場合においてその立木を直接にその特殊な技術を有する者に売払うとき、②国有林野の所在する地方の製材または木工の地元工場に対し、その国有林の立木を製材または木工用として直接にその工場経営に売払うとき、の二項目である。

同施行令第27条の随意契約の適用条項の拡大は、戦後歴大な森林資源を有した樺太など海外植民地の喪失により、また戦時中の軍用材、戦後の復興需要および朝鮮戦争の特需に刺激された木材需要の急激な拡大のなかで、とくに森林の荒廃の著しかった民有林に対する伐採規制を法制化した昭和26年の森林法改正を背景として、主として国有林が、その木材需要拡大に対応せざるをえなくなったことを示すものである。とくに戦後の日本経済の再建が、石炭、鉄鋼業を軸とする傾斜生産とそこへの資本の集中投資という形でおこなわれるなかで、低廉な労働力を確保、再生産するために安価な建築用材の大量供給は、総資本による至上命令だったのである。戦後の経済の民主化とあいまって公入札を原則とした昭和25年の「国有林の産物売払い規定」は、こうした総資本による安価で大量な建築用材生産の要求により、その後はやくも2年間で実質性をもたないままに破産したのである。

このように国有林は、資本による安価で大量な建築用材生産の要求を、戦後簇生したとくに素材生産機能を兼ねそなえる製材業者に対する国有林立木の随意契約処分の制度をもって、細分化された営林署管内に存在する中小零細な製材業者をフルに活用するかたちで実現したのである。そして、地場の中小零細な製材業、木材加工業を随意契約による国有林立木販売の対象として制度化した昭和27年の「国有林野事業特別会計法施行令」の改正は、国有林の林産物販売制度の歴史のなかで重要な画期をなしたと同時に、地場の製材業、木材加工業の存在形態を大きく規定づけていくこととなった。

こうした戦後の国有林林産物の販売制度の確立と道内製材業との関連について「北海道の製材業の多くは従来造材業者として成立していたが、国有林の特売方針が昭和27年に直接需要者処分という方針をとって以降、造材業者で製材工場をもつに至ったものが、かなり発生した……」<sup>1)</sup>と一般的に理解されており、また製材工場数も昭和27年817、26年963、28年1,257と国有林の販売制度の確立後急激に増加したものと理解されてきた。しかしながら、昭和20

年代初期には製材工場として統計上に記載されているのは、一般工場と称される製材工場であり、戦前期に動力を有する工場として統計上に記載されていた10~30馬力程度の移動機による製材工場をも含めると昭和20年代初期の製材工場数は、さらに増加する。たとえば、昭和23年には一般工場817のほか簡易工場253、自家用工場19、森林組合工場54となっており、合単板その他の工場を含めなくとも1,143工場を数えたのである<sup>2)</sup>。また昭和26年には、一般工場915、簡易工場183、自家工場38、森林組合工場35の計1,171工場が存在したのであり<sup>3)</sup>、戦前期北海道で動力を有する製材工場数がピークであった昭和13年の621工場にくらべてほぼ2倍に近い工場数となっていたのである。したがって、戦前、戦後を通じて北海道の製材業の展開を考える場合、昭和27年の国有林の販売制度の確立を直接的に製材工場数の増加に結びつけ、その関連性のみを強調することは一面的すぎるのではないかと思われる。むしろ、戦後の日本経済復興の急激な木材需要、朝鮮特需に関連した木材需要、そして北海道の場合昭和22年385万人、同25年430万人、同30年477万人と戦争直後の人口問題解決の場としてあった北海道の人口増加にともなう住宅需要の拡大<sup>4)</sup>に対応するため、地場の素材生産業者、製炭業者などが、製材工場経営を開始し、簇生ともいわれるような製材業の増加をみた应考虑すべきであろう。昭和27年の製材工場数991から同28年の1,257工場へと1年間に266工場も増加したといわれるのは、むしろ統計処理上の問題であり、先に示した簡易工場、自家用工場、森林組合工場などが、昭和27年の国有林の販売制度の確立とあいまって統計上に記載されることとなったのである。こうした事情を考慮して、高橋欣也氏等は、「北海道林業の展開構造」(「北海道経済の現況と課題」(北海道立総合経済研究所)所収、昭和47年)の附表-6において、昭和20年代後半の道内製材工場数を、昭和25年1,283、27年1,246、29年1,249に修正している。

昭和20年代は、敗戦直後の復興需要、昭和25年の朝鮮戦争の特需と景気浮上による木材需要の増加のなかで北海道の製材工場は、国有林への依存を深めつつではあったものの自生的な展開をみた時期であった。国有林は、昭和20年代初期にその機構整備を林政統一とともに営林署一単位の細分化という形でなしとげるが、林産物の販売制度の確立は昭和27年までもち越され、この時期の道内の地場製材業は、戦時、戦後の統制期と同様に国有林の立木を随意契約で購入していた。そうした意味で、昭和27年の国有林の産物売払い規定の確立は、地場の製材業に対する随意契約の法的、制度的な追認であったといえよう。と同時に、ここで確立された国有林立木の随意契約による直需者直売という販売制度は、以降の北海道の林産業の展開を大きく規定づけていくこととなった。

## 2) 鷗川流域の製材業

以上のべてきたように敗戦後の復興需要材生産の拡大にともない実質的にその機能を失っていた木材統制組織—日本社、地木社は、朝鮮戦争による特需景気とそれに対応した木材生産の拡大のなかで昭和25年には名目的にも解散し、木材統制の終焉をつげた。そうした敗戦後

の木材生産の急激な拡大は、雨後の筈と形容されるような製材業、素材生産業の簇生によって担われていった。

製材業、素材生産業の増加について鶴川流域にそくしてみると、木材統制の解除された翌年昭和26年には、その数だけでも次に示すように戦前期のそれとは比較にならないほど増加した。製材工場数は、鶴川1工場、穂別13工場、占冠4工場の計18工場であり、年間1千石以上の生産をおこなう素材生産業者は、それぞれ3業者、8業者、5業者の計16業者となった<sup>5)</sup>。製材工場18工場を出力規模階層別にみると、7.5~22.5kWが7工場、22.5~37.5kWが8工場、37.5~75.0kWが3工場と、戦前期にはみられなかった37.5kW以上の工場が3工場もみられ全体的にはその規模を拡大したといえる。しかしながら、このような工場規模の拡大は、鶴川流域に限定してみた場合の地場資本の独自の展開に負うものではなく、流域に地域限定された地場の資本による製材業は、簡易製材工場と称される移動機程度の工場が素材生産業者、製炭業者の附帯施設として所有されたにすぎないのである。

この時期、北海道では急激に増加した木材需要に対応して資本蓄積をおこなった製材業資本のなかには、道内各地の木材生産地、とくに国有林の周辺に工場を新設し、その生産規模を地域的なひろがりをもちつつ拡大するとともに、東京、大阪などをも含めた木材消費市場にみずから出張所、販売所を開設し、製材品市場の開拓をおこなうといった行動様式をとるものが随所にみられた。これは、戦後の復興需要、朝鮮戦争による特需景気のなかで、みずから産業資本として確立しその生産規模を拡大するとともに、戦前から地場の製材業、素材生産業を強固な支配、収奪体制のなかに組み込んでいた商業資本が木材統制解除の過程で弱体化し、その間隙をぬって製材資本みずからが製材品の流通販売市場を創り出していく過程でもあった。近年倒産した旭川市の松岡木材などは、その典型であり、昭和26年までに上川地方を中心に製材工場3工場、札幌市、小樽市、東京都にそれぞれ出張所、支店をもっていたのである。こうした行動様式をとった製材資本が、昭和26年穂別町に製材工場2工場を建設した。穂別町にあらたに参入したこれら製材資本は、鉾山資本による製材工場経営を除けば、この期鶴川流域ではほとんど唯一の産業資本化した製材工場経営であった。そのうちの一製材資本についてみると、函館市に本社をもち穂別工場(37.5kW)のほかに函館工場(23kW)、足寄工場(105kW)、本別工場(37.5kW)、上札鶴工場(61.5kW)と十勝、北見地方を中心に5つの製材工場をもち、その生産活動領域を拡大した製材業資本であった。

道内的にみた場合、製材業資本の規模拡大は、豊富な森林資源を保有した国有林所在町村に製材工場を新設していくという形でなされたのであり、こうした製材資本の経営活動領域の地域的な拡大は、昭和20年代の製材業のひとつの展開形態であった。しかしながら、穂別町を中心として現われてきた地場の製材業は、極めて小規模であり、素材生産、木炭生産と関連した零細な工場経営にとどまっていたのである。また、鶴川流域最上流部の占冠村では、昭和23年に金山営林署が、奥地国有林における未利用広葉樹材の利用開発のために、また戦後の復

興需要に国有林が直接的に対応していくために、官営製材工場の経営を開始した。そして、昭和28年には前記同様に、その生産活動領域を拡大していた旭川市の製材業資本に売却された。

次に、昭和20年代後半の流域製材業の動向についてみていこう。先に示したように昭和26年には、鶴川町1工場、穂別町13工場(簡易工場8工場を含む)、占冠村4工場(簡易工場1工場を含む)の計18工場が存在した。また同32年には、それぞれ2工場、7工場、3工場の計12工場となり、この間穂別町の工場を中心に6工場の減少をみている。第19表は、昭和26年から同32年までの6年間の流域製材業の消長を出力規模階層毎にみたものであるが、この表は、この間の製材業の動向の特徴をいくつか示している。まず昭和26年に存在した18工場それぞれの消長をみると、同32年まで経営を継続した工場は、6工場にすぎず、3分の2を占める12工場がこの間に廃業している。そしてまた、この間あらたに工場の新設がみられたのである。廃業した工場についてみると、鉦山資本により経営された工場、簡易製材工場そして昭和20年代前半に他地域からこの流域に木材資源を求めて参入した資本の一部であった。その工場規模階層は、22.5~37.5kWの6工場を中心に、22.5kW以下工場のすべて、また比較的規模の大きな37.5~75.0kWの工場も2工場となっており、製材工場の廃業は、その経営規模の大小をとわず全層的なものであった。このように戦後、流域に発生した零細な製材工場の多くは、朝鮮特需後の不況のなかで没落していった。つぎに新設された工場についてみると、22.5~37.5kW 4工場、37.5~75.0kW 2工場と、22.5~37.5kW 規模の工場を中心に、既存の工場の経営者が変わっていったことを示している。このように、戦後日本経済の復興期に拡大をみせた鶴川流域の製材業は、復興需要の一段落する昭和30年代当初までに激しい消長を呈しつつ、そして22.5kW以下工場の全面的没落により全体として工場規模の拡大傾向を伴いつつ展開したのである。

第19表 出力数規模による工場数の相関表(鶴川流域)

昭和26年 (kW)	昭和32年 (kW)					廃業	計
	7.5~22.5	22.5~37.5	37.5~75.0	75.0~150.0	150.0~		
7.5~22.5	—	—	—	—	—	4	4
22.5~37.5	—	5	—	—	—	6	11
37.5~75.0	—	—	1	—	—	2	3
75.0~150.0	—	—	—	—	—	—	—
150.0~	—	—	—	—	—	—	—
新設	—	4	2	—	—	—	6
計	—	9	3	—	—	12	24

- 注) 1. 昭和26年は北海道木材新聞社「北海道木材業者名簿」より作成  
 2. 昭和32年は北海道木材協会「北海道木材業者及製材業者登録名簿」より作成

### 3) 沙流川流域の製材業

昭和 20 年代に入り沙流川流域の林業生産が、活発化していったことについては他の地域と同様である。岩倉組は、すでに述べたように戦時体制期から沙流川の支流である糠平川上流の宿主別周辺で国有林の立木処分をうけ素材生産をおこなっていた。その生産規模は、戦後 3 年間ほど合板用材伐採のために 10 万石規模であり、またその後昭和 30 年頃まで年間 3 万石規模の生産をおこなっていた。また、昭和 20 年には先に示した石井合板の工場を購入し、製材生産、合板生産を開始し、さらに同 25 年には日高町での製材工場の購入にともない、同町千露呂周辺での国有林立木の購入とその素材生産を開始した。沙流川最上流部日高町で王子製紙以外の資本が、素材生産を開始したのはこの時点からであり、王子製紙による沙流川上流部の森林資源の独占的利用が、崩壊しはじめる端初でもあった。このように昭和 20 年代には、復興需要、朝鮮特需を背景とする木材需要の急激な増大のなかで、明治 40 年代以来の王子製紙の社有林ともいえるような沙流川上流部の森林資源の独占的掌握、利用が、部分的にしる崩れはじめたのである。

一方戦前期からの広葉樹素材生産、木炭生産そしてとくに戦時統制期に入ってから拡大した製材原木の生産などが、三井物産や地場の資本によりおこなわれていた沙流川下流部では、戦時体制期から引続いて国有林から小規模な立木処分をうけて素材生産を継続させていた。民有林林況は、くりかえされた素材、木炭生産により悪化し、三井物産が平取町に所有する山林で昭和 18 年から造林事業を開始したという事実は、そうした一面を物語っている。

さて、地場の素材生産業者は、戦時体制期から素材生産業として産業資本化する方向ではなく、むしろ製材業、製炭業を兼営するかたちで展開してきた。昭和 26 年には年間 1 千石以上の規模の素材生産業者が、王子製紙の下請素材生産業者である坂本木材も含めて 16 業者存在したが、うち製材業を兼営する業者が 10 業者、製炭業を兼営する業者が 2 業者あり<sup>6)</sup>、沙流川流域の素材生産業者は、戦時体制期から昭和 20 年代前半までに、製材業、製炭業を兼営しつつ地場に定着的な資本として展開してきたといっていだろう。

次に昭和 20 年代の流域の製材業についてみていこう。昭和 25 年に、日高町 3 工場、平取町 8 工場、門別町 6 工場と沙流川流域には単板工場 1 工場を含む製材工場 17 工場が存在した<sup>7)</sup>。すでにみてきたように昭和 14 年には、同流域に 14 工場を数え、鶴川流域にみられたほどの急激な製材工場数の増加はなく、この流域での製材工場を軸とする地場資本の確立は、戦時体制期にあったことを示している。その工場規模は、第 20 表と第 21 表に示したように、まず出力規模数による工場階層は、7.5～22.5 kW が 3 工場、22.5～37.5 kW が 6 工場、37.5～75.0 kW が 7 工場、75.0～150.0 kW が 1 工場と戦時体制期の 7.5～37.5 kW 規模層から大幅に工場規模を拡大させた。また工場従業員数では、5 人未満の工場がなくなり、5～9 人が 5 工場、10～19 人が 9 工場、20 人以上が 3 工場と、37.5～75.0 kW 層、10～20 人規模以上の工場が、流域製

第20表 出力規模別工場数 (沙流川流域)

	7.5~22.5 kW	22.5~37.5 kW	37.5~75.0 kW	75.0~150.0 kW
日高町	—	2	1	—
平取町	3	1	4	—
門別町	—	3	2	1
計	3	6	7	1

注) 北海道開発庁「昭和26年度、北海道総合開発調査、日高奥地林開発調査報告書」、p. 81. 木材加工工場現況表より作成

第21表 従業員規模別工場数 (沙流川流域)

	5人未満	5人~9人	10~19人	20人以上
日高町	—	1	2	—
平取町	—	3	4	1
門別町	—	1	3	2
計	—	5	9	3

注) 第20表に同じ

第22表 昭和26年林産物生産量および販売先別製品量 (沙流川流域)

	年間生産量	年間製品販売量	販売先比率 (%)			
			地元	道内	道外	輸出その他
素材 (石)	267,157	241,737	24.1	70.3	5.6	—
製材 (石)	40,760	38,446	27.4	37.9	27.3	7.4
単板 (千平方尺)	7,450	7,450	—	100.0	—	—
薪 (棚)	23,870	23,870	99.8	0.2	—	—
木炭 (貳)	1,895	1,893	10.8	74.6	14.6	—
その他 (貫)	30	30	100.0	—	—	—

注) 北海道開発庁「昭和26年度、北海道総合開発調査、日高奥地林開発調査報告書」、p. 85. 林産物消流調査表より作成

材工場の中心となった。

また、この期の流域の林産物生産量は、第22表に示したとおりであるが、素材生産量267千石のパルプ材、一般用材のうちわけは不明である。製材品の生産量は、上記17工場で約41千石、単板は1工場で2,7450千平方尺であった。素材生産量・製材生産量を針広別にみると、前者はパルプ材生産が多いことを反映して針葉樹材が70.8%、広葉樹材が29.2%であり、後者は針葉樹材製品が40%、広葉樹材製品が60%であった。単板、木炭が広葉樹を利用しての生産であることを考慮に入ると昭和20年代半ばにおいても、地場の資本が、広葉樹に傾斜した生産構造を依然としてもちつづけていたことが理解できる。

次に同様に第22表により素材、製材品、単板などの地域的な販売先についてみると、素

材は、パルプ材を含むところから地元以外の道内向け販売が70%を占め圧倒的に多いが、地元への販売つまり地場の製材工場への販売が24%にすぎず、この流域が道内他地域向けの原木生産地としての意味をもっているのであり、そしてまた、戦前期において内地向け広葉樹原木の生産地であったこの流域の素材生産の性格が大きく変化してきたことを物語るものでもある。製材品は、地元、道内向けの販売が多く、流域の製材工場がおもに胆振、日高地方をその消費市場とする土木用、建築用材生産地として成立してきていることを示している。また、道外出荷、輸出が35%と高い比率を占めるのは、戦時体制期のなかで成立した流域の製材工場が、内地向け広葉樹製材品生産地としても展開してきたためである。

このような針葉樹、広葉樹別の製材品販売市場の形成は、戦時体制期から昭和20年代前半を通じての林業生産の奥地化、国有林材の製材原木利用の展開するなかでの、製材工場の経営対応、市場対応のあらわれであった。つまり、流域の製材工場の多くは、地場および道内での建築需要の減少する10月頃から春までは広葉樹製材をおこない、道内での建築需要の拡大する春から秋にかけて針葉樹製材をおこなうという操業形態をとっていた。さらに製材品の販売市場も針葉樹と広葉樹では明確に異なり、前者は地場の大工、建築施行主や道内の木材小売業者に直接販売され、後者は、この流域で戦前から原木の商取引をおこなっていた三井物産、新宮商行などの商社を介在させ内地に販売されていた。

最後に、昭和27年の国有林産物の販売制度の確立後における沙流川流域製材業の素材生産業者、素材販売業者としての側面をみておこなう。昭和29年に流域の製材業者が購入した総原木量は、222千石であり、そのうち立木購入は81%、素材購入は19%であった。またそれを購入先別にみると立木購入、素材購入あわせて国有林からが63.7%、公有林からが23.5%、私有林からが12.8%となっていた。そして同年の製材工場原木消費量は、134千石、素材の販売量は、72千石となっており、素材販売量が総原木入手量の34.3%の高率を占めていた。素材販売のうちわけをみると、一般用材38.3%、枕木9.3%、パルプ材9.5%、合板材14.0%、その他28.9%、また針葉樹、広葉樹別の素材販売量は、それぞれ59%、41%となっており<sup>8)</sup>、パルプ材の販売量は、極めて少なく一般材、合板材など素材価格の比較的高いものの販売が中心であった。

このように戦時体制期以降、素材生産業兼製材業という経営形態をとりつつ展開してきた流域の製材業は、昭和20年代後半に入ると国有林を中心とする公的、国家的所有山林の製材原木供給—とくに随意契約による立木処分材—にますますその依存を深めていった。というのは素材生産業兼製材業として展開してきた流域の製材業にとって、昭和27年以降の国有林の直需者直売を根幹とする販売制度は、戦時体制期からの国有林の立木処分の継承ないしは、拡大として反映し、流域の地場資本のなかでは、これら製材工場をもつ素材生産兼製材業者に国有林立木の随意契約による売払いが集中することとなったからである。また、このような国有林材を中心とする立木購入、素材生産の比率の高さは、製材工場の規模拡大に直接むすびつく

ことなく、総原木入手量の34%をも占める素材販売となって反映しており、製材業者自身が製材原木、合板原木市場の流通機能を担当していることを示すものでもある。昭和30年代以降の地場の製材業との関連でいえば、素材販売のうちパルプ材が少ないことに注目しておく必要がある。

#### 注

- 1) 霜鳥 茂. 「北海道における素材生産業の性格」, (「北海道林業の諸問題」所収), 昭和43年, p. 68.
- 2) 北海道庁. 「昭和23年北海道林業統計」.
- 3) 北海道林材新聞社. 「北海道木材業者名簿」, 昭和26年より作成.
- 4) 小関隆祺. 「戦後の北海道林業の展開」, (「北海道林業の諸問題」所収), 昭和43年, p. 21.
- 5) 前掲. 「北海道木材業者名簿」.
- 6) 同上書.
- 7) 北海道開発庁. 「昭和26年度北海道総合開発調査, 日高奥地林開発調査報告書」, 昭和26年, p. 81.
- 8) 長池敏弘. 「北海道沙流川地方における地元製材工場の実態について」, 『札幌林友』, 昭和32年1月号, p. 52-53.

## 6. 紙パルプ資本による木材市場の再編成と製材業

### 1) 国有林販売制度の合理化と紙パルプ資本, 製材業

戦時体制期の軍用材を中心とする木材需要, 戦後の復興需要, そして朝鮮戦争の特需による木材需要と, ひきつづく木材需要の急増のなかで地場の製材資本, 素材生産資本は, それらの原木を国有林に大きく依存せざるをえなくなっていった。そして, こうした地場の素材生産資本, 製材資本の多くが, 戦時体制期から昭和20年代初期にかけて国有林材の特売権をえることとなった事実については既に述べたところである。また, 地場の製材業は, 昭和20年代初期には製材原木入手に関して国有林への依存を深めつつあるものの, 急激な木材需要の増大に対応するかたちで, むしろ自生的に展開, 拡大していったのである。

こうした状況のなかでの昭和27年の「国有林の産物売払い規定」の確立を, 地場の製材業に対する国有林材随意契約の法的, 制度的な追認であったと位置づけてきた。それと同時に, それ自身が, 昭和30年代以降の北海道の林産業の展開を大きく規定づけていくこととなったわけである。したがって昭和30年代の製材業を中心とする地場資本について検討を加えるとき, まず第1に「国有林の産物売払い規程」の内容とその変化について触れておく必要があるであろう。つまり, 北海道の木材市場が, 製材品, 原木の市場において内地府県にみられるような市売市場, 木材問屋といった流通機構の成立がみられず, 産地の製材工場, 消費地の製材工場自身がそうした市場流通機能を兼ねそなえるものであるために, 製材工場原木の多くを国有林に依存せざるを得ない製材工場においては, 「国有林の産物売払い規程」が市場政策としてたちあらわれ, その性格変化が木材市場に敏感に反映し, 製材工場の命脈をも左右するよ

うな構造となっていた。国有林は，昭和27年の「国有林の産物売払い規程」の確立を契機として，こうしたまさに国有林優位の市場機構を制度的につくりだしたのである。

#### イ) 昭和29年の風倒木処理と製材業の増大，製炭業の崩壊

昭和29年秋以降同30年代前半まで，北海道の国有林は8千万石と称された風倒木の処理に終始し，それは販売制度の面においても同様であった。鶴川最上流部の国有林（金山営林署管内）では，被害面積42,354町歩，被害材積5,072千石，被害率16.2%<sup>1)</sup>と，旭川営林局管内で最大の被害地域であった上川営林署管内（道内的にみても最大の被害地域）に次ぐ風倒被害をみたのであった。

昭和29年の風倒被害の特徴は，まず第1に同年5月の風害，9月の風害あわせてその被害数量は，9,661万石と歴大であり，当時の道内木材伐採量の3カ年分に相当するものであったことである。第2に被害を所管別にみると国有林の被害が最も多く，被害数量の84.8%（8,196.5万石）であり，ついで道有林の9.2%（884.2万石），私有林2.7%，大学演習林0.2%であった。第3に針葉樹，広葉樹別に被害数量をみると，針葉樹が7,091.9万石で73.2%，広葉樹が1,146.6万石で12.0%，薪炭材が1,422万石で14.7%と，針葉樹の被害が圧倒的に多かった。第4に被害激甚地域は，石狩川源流地区に集中して2千万石，ついで金山，幾寅地区700万石，樽前山麓地区500万石，滝の上地区400万石，士幌地区300万石となっていたのである<sup>2)</sup>。

このように国有林を中心とする歴大な針葉樹材の風倒被害は，おりから原木不足にあえいでいた紙パルプ資本にとってはまさに僥倖であったものの，道内木材市場の重大な混乱要因として予想された。そのため国有林は，風倒木処理のため昭和29年以降あいついで新しい販売政策をうちだした。年度を追ってみていくと，まず同年10月には「産物売払い規程の概数契約に関する条項の改正」があり，これは林野加工品の売払いだけに適用されていた概数契約を風害木にも適用しうるようにしたものである。ついで同年12月に「北海道における国有林野の風害等の売払い代金の納付に関する特別措置法」があり，これは道内市町村を対象に，災害復旧資材の売払いに関する延納を認めたものであるが，昭和30年8月にはその適用範囲を内地府県にも拡大し，災害復旧以外の公用施設，公営住宅などをも対象にした。また日本住宅公団の場合もその対象に含め，適用期限を32年10月まで延期した<sup>3)</sup>。これらは，いずれも風害木の販売促進政策としてあらわれてきたものである。また，国有林は，昭和30年から北海道内で針葉樹原木の需給上に生ずると予想された過剰木の処理方法として，本州への輸送販売，道内での水中，陸上貯材の二つの方針をたてた。昭和30年から同32年までの間に，この方針により実行された道内貯材量は，約206万石，本州むけ輸送販売量は，一般材205万石，パルプ材106万石の計311万石であった<sup>4)</sup>。

周知のように風倒被害木処理は，国有林の直営生産の拡大，夏山作業への移行，造材搬出作業での機械化と，その生産性を急激に高めつつおこなわれた。また，立木処分材の生産にお

いて特徴的なのは先に述べた概数契約規定の風倒被害木への適用と、昭和30年5月の「北海道風倒被害木処分特別処理要領」(林野第17,416号)により定められた出石精算による立木売払いであった。そして、この出石精算による立木売払いは、短期間に大量の被害木の搬出を必要とするためにおこなわれたものであり、その大半が紙パルプ資本への販売であった。たとえば、風倒被害の最も多かった旭川営林局管内では、昭和30年から32年の出石精算による立木処分実績5,685千石のうち紙パルプ資本への売払いが4,664千石と82%を占めた<sup>5)</sup>。また、この出石精算処分は、直営生産事業跡地の第2次整理つまり林地残材の処分にも適用され、昭和30年から32年にかけて函館営林局を除く道内営林局で6,564千石<sup>6)</sup>の処分がおこなわれ、その大半はパルプ材であった。

風倒被害木処理の本格化した昭和30年から32年にかけては、戦後の日本資本主義が、その再生産構造を確立し、31ヵ月にもおよぶ神武景気といわれた好況を謳歌した時期であり、この好況は、戦後日本資本主義の高度経済成長期のさきがけをなすものでもあった。その過程が紙パルプ資本にどう具体的に反映していったかについては、後に述べるところであるが、まず北海道の製材業、製炭業に与えた影響について概略しておこう。

道内の製材業は、国有林の針葉樹を中心とする風倒被害木による製材原木供給の増加を背景とし、また昭和33年上期から同36年上期までの42ヵ月間にもおよぶ好況(岩戸景気)を背景とする一般建築材、土建材などの需要増大のなかで、昭和29年の1,249工場から同36年の1,408工場へと増加し、製材工場の総原木消費量は、2,315千 $m^3$ から4,066千 $m^3$ へ、一工場当たり原木消費量は、1,853 $m^3$ から2,888 $m^3$ へと増大した。このような道内製材工場数の増加、生産規模の拡大は、前述のような好況期の急激な木材需要の増大、風倒木処理による低廉な原木供給の増大、さらには風倒木処理当時の原木伐採量を維持、拡大した国有林の昭和33年からの「林力増強計画」を背景としたものだったのである。

しかしながら、この期太平洋ベルト地帯を中心とする産業資本の重化学工業への傾斜による固定資本の巨大化は、山村においては「燃料革命」による木炭生産の加速度的崩壊として現象化した。北海道の木炭生産量は、昭和29年の104,831千kgを戦後のピークとし同35年には、61,958千kgまで低下し、窯数では6,334カマから2,920カマへと減少したのである。こうした木炭生産の崩壊過程は、道内の主要な木炭生産地であった鶴川下流域を含む胆振地方、沙流川下流域を含む日高地方においても同様であった。このように北海道においては、製炭生産の崩壊と風倒被害木処理が、ほぼ同一時期に並行的に展開していったのである。

昭和30年代の製材業の増加、製炭業の崩壊の過程で見おとしてならないのは、道内の木炭生産地で一般にみられた製炭業者の製材業者への転換である。たとえば、鶴川、沙流川で戦時体制期から昭和20年代を通じての有力な製炭業者3業者が、昭和30年から同34年にかけて製材業者に転換した。これらは、昭和30年以降の木炭需要の減少によりみずから経営の転換にせまられたという面と、膨大な風倒処理木をかかえた国有林から転換を要請されたという両

側面をもつものであった。このように、昭和30年代前半の北海道国有林は、風倒被害木の処理に終始し、地場の製材工場に対しては、その国有林材の販売促進の面から一定程度保護・育成的な性格をもちつつ対処したのである。

#### ロ) 国有林販売制度の合理化と紙パルプ資本、製材業

国有林は、昭和35年以降販売制度の合理化に着手した。まず昭和35年1月の「地元工場に対する個別配材基準について」(34林野業第5785号)と、昭和36年4月の「国有林材の販売方法別販売総量ならびに需要部門別販売数量の決定方法について」(36林野業第463号)が、林野庁長官から各営林局長に通達された。このような国有林の販売制度の合理化については、国有林経営の合理化の一環として昭和31年頃から国有林内部で検討されていたものであるが、「昭和34年7月、国有林野経営協議会が、外部学識経験者を中心に組織されたのを機会に、たまたま32年度の会計検査において照会のあった立木販売評定公式の審議から始めますこれについて改訂案の決定をみたのである。次に地元工場に対する随意契約および指名競争による販売量の決定を、地域経済の発展と、かつ個々の工場の経営基盤の安定化による発展がはかられることを目的として客観的に定める方法を審議した。」<sup>7)</sup>という経過をへて昭和35年1月の「地元工場に対する個別配材基準について」という通達に至るのである。

昭和35年の販売規程は、「従来各営林局ごとに実施していた地元工場に対する、随意契約による個別販売数量を決定するための配材基準について改めることとし」、「販売合理化の一環として、個別配材数量決定にあたり、個別企業の企業努力を反映せしめ、しかも同一方針のもとに、全営林局を通じて適用」(林野庁長官通達34林野業第5785号)することを定めたものであった。そして、その配材基準のメルクマールとして、①工場経営状況、②生産品の種類、③技術(製品評価)および信用度、④工場の加工度、⑤工場の設備内容、⑥原木依存の状況、⑦総合判断、の7点をあげ、これらを最低限度のメルクマールとした。またこれによる配材計画を各営林署が、1カ年ごとに策定することを義務づけ、昭和35年4月から実施した。

昭和36年の販売規程では、地元工場への個別配材基準に加えて、第1に販売方法別販売総量つまり随意契約と指名競争契約それぞれの販売数量を各営林署ごとに決定し、第2に需要部門別販売数量つまり製材・紙パルプ、合板、木工などの需要部門ごとの販売数量を決定することとした。営林署を一単位として、年度ごとのいわゆる特売の総数量をまず確定し、それらについてさらに紙パルプ、製材、合板など需要部門別の販売数量を決めることとなったわけである。随意契約、指名競争契約別の販売総量の決定方法の特徴は、決定因子の算定方法のなかに国有林材消費工場の「損益分岐点」と地区内(営林署単位)の木材関連産業の年間総生産額に占める国有林材の比率をメルクマールとして用いたことにある。また需要部門別販売総量の決定においては、まず随意契約、指名競争契約の販売総量を決めるわけであるが、そこにおいては部門別の附加価値比率、部門別の資本効率などを販売量決定のメルクマールとしたことに

特徴がある。

以上みてきたように昭和35年、同36年の販売規程は、それ以前において直需者直売という最低限の販売規程があるものの各営林局毎に統一の基準をもたずにおこなわれていた特売を全国同一の基準により客観性を持たせようとするものであった。そしてそれは、販売数量決定のメルクマールとして損益分岐点の算定、附加価値比率の算定、資本効率の算定などを各営林署の管轄地域内に存在する木材関連産業に要求することにより、あらたな国有林の販売制度にみあった形での工場経営の近代化を要請するものであった。このように近代的な経営指標をもってする地場の木材関連産業経営の内容のチェックは、保護する必要がある工場には随意契約を多くする方針をとり、地元工場に対して配給的な思想にもとづき比較的平等な配材がおこなわれていたといわれている。

しかし、国有林経営合理化の一環としておこなわれた昭和35年、同36年の販売規程の合理化は、近代的な経営指標を用いつつ地場の木材関連産業とくに中小製材業のスクラップ・アンド・ビルドを目論む合理化政策であったと考えていいであろう。それは、昭和36年以降の販売規程の改定のなかで次のように具体化されていくからである。まず、昭和38年3月の「競争参加者選定事務等取扱要領の制定」(林野庁長官通達, 38林野経第802号, 昭和38年3月16日)では、一般競争、指名競争の参加資格を木材業者に限定した。また同年6月の「国有林材の販売方法別販売総量ならびに需要部門別販売数量の決定方法及び地元工場に対する個別配材基準について」(林野庁長官通達, 38林野業第536号, 昭和38年6月28日)では、零細工場を配材基準の適用対象から除外し、協同組合の代表者による契約の方法を活用するとともに、企業合同、工場合併をおこなった工場に対しては、配材量の面から優遇措置をとった。さらに「昭和39年度国有林野産物の販売について」(林野庁長官通達, 39林野業第401号, 昭和39年5月7日)では、共同買受けの積極的活用をはかることとし、企業合同、工場合併の促進のために、それを完了した工場に販売量の増加を3カ年以内の範囲で認めたのである。

こうした昭和30年代の一連の販売制度の合理化のなかで、道内の国有林では、それに対応するため事務体制に特徴的な変化があった。昭和37年11月1日付農林省訓令第64号「北海道の区域内にある営林局の事務の連絡調整に関する訓令」をもってあらたに設けられた「北海道内営林局連絡調整事務室」(以下「連絡調整事務室」と略称)がそれである。「連絡調整事務室」の設置以前には、紙パルプ資本、木材、製材業者など外部業界は、道内5局とそれぞれ直接国有林材の販売について折衝していた。また道内営林局相互間には、札幌営林局に事務室をもつ5営林局の連絡協議会があったが、種々の問題について申し合わせ事項程度の事務処理しかおこなえない、権限のない連絡協議会であった。そこでは「内地府県とちがひ、行政区域を一つとする北海道内に五つの営林局があるため、行政機関や、外部業界などの連絡に色々問題があった……。」<sup>8)</sup>

上記の訓令にもとづき、「北海道の区域内にある営林局の事務の連絡調整について」(林野

庁長官通達、37林野政第2824号、昭和37年11月1日)が、制定された。長官通達のなかで、「産物販売についての木材用途別、地域別、時期別の供給調整販売価格などに関する調整」、「木材需給、木材市況動向、労務事情などについての調査および資料の収集」が、連絡調整事務の重要事項としてあげられている。また「連絡調整事務局」の具体的な運営のために通達と同時に「北海道内営林局長連絡会議規程」、「北海道内営林局連絡調整事務局運営要領」が定められた。「同運営要領」は、「連絡調整事務局」内に総務係、企画連絡係、経営連絡係、事業連絡係をおくことを定め、それらのなかで企画連絡係、事業連絡係は、木材市場動向の把握、産物販売に関する事項を主要業務としている。このように「連絡調整事務局」の設置は、まさに国有林の販売制度の合理化に対応したものであった。そして、「連絡調整事務局」の設置とともに、道内紙パルプ資本に対する国有林材の配材の窓口は、同事務室に一本化された。

こうした一連の販売制度合理化政策は、北海道では「連絡調整事務局」の設置とあいまって、「北海道における立木処分のうち指名、随契による特売処分は、8、9割に及ぶが、このうちパルプ材の特売処分は昭和33年の35%から40年の50%に増大している。」<sup>9)</sup>と指摘されているように、紙パルプ資本のパルプ原木確保のために有利に作用した。一方、国有林の販売制度の合理化が展開するなかで、道内の製材工場は昭和40年の1,408工場をピークに減少しはじめ40年には1,272工場となった。この間の廃業、合併等による製材工場の減少にともない、一工場当たりの製材生産量は、平均年間原木消費量が2,888 m<sup>3</sup>から3,343 m<sup>3</sup>へと若干向上した。

昭和30年代に入ってから急激な木材価格の上昇が、原材料費の面から紙パルプ資本の経営に圧迫を加えつつあった時期に、道内の紙パルプ資本は、すでに北海道パルプ材協会を中心とした北海道紙パルプ8社会＝寡占協調体制をつくりあげていた。そうしたなかでの国有林販売制度の合理化は、道内紙パルプ資本にとって望むところであった。したがって昭和35、36年を画期とする国有林販売制度の合理化は、第1に高度経済成長のなかで急速に増大した紙パルプ需要のために、後に述べる昭和33年の「林力増強計画」とあいまってパルプ材の増産に対応したものであったといえよう。そして、第2に過剰設備をもつ道内の中小零細な製材工場のスクラップ・アンド・ビルド政策ないしは切りすて政策として具体化したといえよう。

国有林の販売制度が、木材加工資本にかくも直接的に反映し、それらの動向を左右するということが北海道の林業生産の構造の大きな特徴をなしている。そして、それが戦後とくに昭和30年代に入ってからの特徴であることも重要な事実である。昭和9年から11年の平均で、道内森林伐採材積総計に占める国有林材の比率は、42%であり、民有林材のそれは、48%であった。しかしながら戦後それも昭和30年代に入ると、昭和30年から35年には国有林材の比率が、71~77%、36年から40年にはそれが若干低下するものの65~68%を占めていたのである。このように戦後、道内で国有林材の比率が高まるとともに、国有林は、その販売制度の合理化を通じて地場の製材業など中小零細な木材加工資本に対しては、まさに国有林経営優位の体制を作りだし、そして戦前からの紙パルプ資本優遇政策をさらに助長、強化させたので

ある。

次に、このように販売制度を媒介としてみてきた国有林と紙パルプ資本、中小零細な地場製材業との関連をふまえて、昭和30年代以降のもうひとつの大きな特徴である紙パルプ資本と地場の製材業とのあらたな関連性についてみていくことにする。

## 2) 紙パルプ資本の原木市場支配と製材業

ここでは、あらためて前項で述べた北海道の森林伐採量に占める国有林材の決定的な多量性を問題にしなければならない。というのはそれ自身が、北海道林業にとって戦後の大きな特徴であるとともに、戦時統制期以降一貫して増加してきた地場の製材資本の国有林への依存をさらに決定的にしたからである。そしてさらに、その国有林材をめぐって道内の原木市場に紙パルプ資本を主軸とするあらたな変化があらわれてきているからである。

したがって、まず道内の森林伐採量に占める国有林材の比率の増加の特徴についてさらにたちいて検討することしよう。第1に述べなければならないのは、道内森林伐採総量の増加についてである。昭和9年～11年平均7,377千 $m^3$ を100とした場合、昭和30年には137、同36年には180と、絶対量で1.8倍に及ぶ増加がみられる。そして、その増加が国有林の伐採量の増加に負っていることはあらためていうまでもない。第2に針葉樹、広葉樹別の伐採量についてである。昭和20、21年に針:広=30:70であった伐採量は、針葉樹の割合を徐々に増加させ、昭和29年台風の風倒木処理時には、50～52%にまで増加している。そしてその後も針葉樹の割合が極端に減少することなく40%強を維持している。第3に、全針葉樹伐採量に占める国有林の針葉樹伐採量が大きいことである。それは、風倒木処理時の昭和30～34年の80%強を除けば、多少の変動はあるにしろほぼ昭和40年まで戦後一貫して70%強を占めてきたのである。第4にあげなければならないのは、全広葉樹伐採量に占める国有林広葉樹材のウエートの増加である。昭和20年に40.7%を占めるにすぎなかった国有林広葉樹材は、昭和30年には63.5%にまでそのウエートを高め、以降同40年までほぼ60%強を占めているのである。以上簡単にみてきただけでも、北海道林業における国有林の決定的な位置を知ることができる。こうした国有林伐採量の多量性を物質的な基盤として、国有林は、その販売制度をつうじて、とくに昭和35年以降の販売制度の合理化が、道内の製材業を中心とする中小零細な木材関連資本の動向に直接反映する体制を作りだしてきたのであった。

さて、昭和30年以降の針葉樹、広葉樹両者をふくめた国有林材伐採量の決定的な多量性についてさらに敷衍しなければならない。それは、昭和33年の国有林の「林力増強計画」と大面積皆伐作業の導入についてである。周知のように「林力増強計画」では、実質成長量を基準とする森林伐採を廃止し、見込成長量を基準とする伐採をおこなうことによって、当時一時的なものとして考えられていた風倒木処理時の伐採量(約800万 $m^3$ /年)をその後も維持したのである。風倒以前の国有林の伐採量(昭和28年の約500万 $m^3$ )に較らるといっきょに年

間 300 万 m<sup>3</sup> も増伐することとなったのである。この増伐は、戦前からの択伐主義による人力多投型の森林施業においては不可能であり、風倒木処理時以降一般化した伐採運材工程における機械化と、大面積皆伐作業を導入することによってなしとげられた。

それと同時に、昭和 30 年代の国有林材の増伐をささえたのが、立木処分—素材生産資本による国有林材の伐採の拡大であったことを忘れてはならない。第 23 表は、昭和 24 年から 40 年までの道内国有林の森林収穫量を立木処分、製品生産別に示したものである。同表から、昭和 30 年までの製品生産の増加、32 年以降は逆に立木処分の増加が読みとれる。昭和 20 年代後半までの製品生産の増大は、国有林みずからが、冬山造材を中心とする人畜力多投型の製品生産の増大というかたちで、戦後の木材需要の拡大に対応したことを物語っている。それは、昭和 30 年頃の風倒木処理時においても同様であり、風倒木処理は、製品生産のなかでの請負生産の増大、チェーンソーなど機械の部分的な導入をもたらしたが、基本的には素材生産技術体系の革新のないまま人畜力の多投をもっておこなわれた。昭和 32 年以降の立木処分は、「林力増強計画」、「木材増産計画」とあいまって、580~620 万 m<sup>3</sup> の水準に増大し、それは国有林の生産「合理化」の一側面であった。そして、こうした立木処分の増大は、高度経済成長のなかで急速に増加した紙パルプ需要に対応するパルプ原木供給の拡大を保障するものでもあった。また、国有林の生産「合理化」のもうひとつの側面である製品生産事業の「合理化」は、請負の導入 (30~40% を占める) と直営直備事業の機械化、夏山化として進行し、それとともに直営直備事業の労働者は、全体として投入労働力が減少するなかで臨時雇用の減少、常用、定期雇用の増大というかたちで進行した<sup>10)</sup>。

第 23 表 北海道国有林の立木処分、製品生産別収穫量の推移

	計		立木処分 (%)	製品生産 (%)	内部振替 (%)
	千 m <sup>3</sup>	%			
昭和 24 年	4,544	100	75	25	—
26	4,789	100	69	31	—
28	4,518	100	68	32	—
30	6,438	100	53	47	—
32	7,585	100	73	27	—
34	8,153	100	72	28	0
36	8,637	100	72	28	0
38	8,192	100	72	28	0
40	8,105	100	72	28	0

注) 林野庁「国有林事業統計書」(第 2, 4, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 18 次) より作成

こうした年間 300 万 m<sup>3</sup> もの増伐——それも針広混交林を主体とする道内国有林で、従来未利用のまま森林に残されていた針葉樹小径木、広葉樹をも含めた伐採——は、木材消費資本の設備増設、技術改革による急速な木材消費能力の拡大なしにはおこないえなかった。そして、

それをおこないえたのは唯一紙パルプ資本だけであった。昭和20年代後半に外国技術の導入により広葉樹材のパルプ原料化に成功した紙パルプ資本は、技術的には国有林の大面积皆伐、増伐に対応する能力をすでにもっていた。昭和28年の国策パルプ勇払工場、同29年の北見パルプ北見工場の生産開始、さらに「王子製紙苫小牧工場、国策パルプ旭川、十条製紙釧路、北日本製紙江別等の各工場が、昭和33~4年から積極的な生産設備の拡張を行なったほか、本州製紙が釧路に、大昭和製紙が白老に、新たに大型工場を建設した。」<sup>11)</sup>というように、紙パルプ資本は、みごとに国有林の大面积皆伐作業による増伐に対応していったのである。したがって逆に、紙パルプ資本の外国技術の導入による広葉樹材パルプ化の技術開発によって国有林の増伐体制——大面积皆伐作業が可能となったと言っても過言ではないだろう。それを典型的に示してくれたのが昭和34年新設の本州製紙釧路工場であった。帯広営林局は、低質広葉樹をパルプ原料とする工場新設を紙パルプ業界に要請し、それを前提として伐採事業、造林事業を拡大していったのである<sup>12)</sup>。

#### イ) パルプ原木集荷機構の複雑化と製材業

このようにして道内の森林伐採量が国有林を軸として増加し、また大量の木材消費をおこなうパルプ工場が増設されるとともに、従来専属的請負業者にまかされていたパルプ原木生産、パルプ原木流通機構が変化を余儀なくされた。戦後の道内パルプ原木流通機構の昭和20年~30年代の変化については、赤井英夫氏によって次のように整理されている<sup>13)</sup>。①昭和25年から29年までは、「パルプ各社は、パルプ材集荷の基幹部分を国有林随契材に依存しつつも、製材業者の系列化を軸としつつ、激しい集荷競争を展開したのである。」と同時に戦前にみられた一河川流域一業者の形態はくずれ地域的なひろがりをもつパルプ原木集荷圏を形成するようになった。②昭和29年から33年までは、風倒木整理の時期ということもあって「国有林のパルプ会社に対する随契材（特に立木）が増大した。一方パルプ材の消費量は比較的少なかったため、パルプ会社の原木集荷は、国有林・随契立木の伐出の比重を強めた。当然一般買入れは減少した。またパルプ原木集荷の過程で交錯輸送が激しくなった。③昭和33年以降は、「国有林随契立木を基幹としてきたこれまでのパルプ材集荷が、交換材等買材を主軸とするように変化してきた。」これら交換材等の買材の増加は、「パルプ各社とも、系列業者の育成強化を通じてこれを行なった。……この結果北海道のほとんど全製材工場が、パルプ各社の系列下にくみこまれることとなったのである。」「またこの時期のパルプ会社購入の立木伐出は、委任状形式によるものが多くなった。」

昭和33年以降のパルプ原木流通機構の変化は、紙パルプ資本のパルプ生産技術の革新、それにとりまなう生産設備の増設に対応したまさに戦後的なパルプ原木流通機構の確立過程であった。そして、それは同時に北海道の林業生産の構造的変化——直接的には国有林の大面积皆伐作業をもってする木材増産体制——に対応するものであった。また昭和30年代のパルプ原木

流通機構の変化は、ひとりパルプ原木流通機構の変化だけにとどまったわけではなかった。戦後の復興需要、朝鮮特需をつうじて増加した道内の中小零細な製材業と製材原木市場をまるごとまきこみ、それらを支配下におさめつつ展開したのである。すでにみてきたように赤井氏は、昭和30年代のパルプ原木流通の特徴的变化として、製材工場との交換材などの買材と、立木伐採の場合の委任状形式によるものの増加を指摘している。委任状（パルプ会社が特定の業者に対してパルプ材の造材業務を委任する）による素材生産<sup>14)</sup>は、素材生産業者の多くが製材工場を兼営する北海道にあっては、製材工場経営そのものにも大きな影響をもたらすこととなった。そこでは、委任状により生産された原木の一定量が、製材工場原木となるからである。つまり、紙パルプ資本は、委任状を受けて素材生産をおこなう製材業者に対し、製材工場原木の一定量を保障するとともに、その製材業者のもつ素材生産部門を紙パルプ資本の下請素材生産業とする構造をつくりだしたのである。

昭和30年代後半に入り、生産設備の改善とそれにとともなう一定程度の原木消費能力の拡大をおこなった道内の製材工場は、同じ時期に昭和36年をピークとする国有林伐採量の停滞ないしは減少傾向に遭遇することとなった。それと同時に、前項で述べたように国有林販売制度の合理化が開始され、30年代後半にはそれ自体が地場の製材工場の合併等を促進することとなった。そうした状況の中で、紙パルプ資本の委任状を受け、その素材生産により製材工場原木のうちの一定量を確保しうるか否かは、製材資本にとって工場経営の存続を問われるような重大な問題となったのである。また、紙パルプ資本の交換材を軸とする製材工場からのパルプ原木の集荷は、製材資本の側からみれば、先の委任状生産と同様に製材原木確保のための一手段とならざるをえなかった。そして製材工場は、国有林から立木処分で購入し伐採した原木のうちパルプ材適木を紙パルプ資本に売却し、それをもって製材工場原木を購入した。製材工場が民有林から購入した立木においても同様であった。それが実質的には、原木代金の支払い、受取をとともなわない交換材という形でおこなわれたのである。

このように、戦後植民地、樺太などの喪失によって相対的にパルプ原木生産地としての地位を高めた北海道では、王子製紙の三社分割、あらたな紙パルプ資本の参入により一挙にパルプ原木の流通機構を多様化、複雑化させた。紙パルプ資本のパルプ原木獲得をめぐる競争、素材生産業者、製材業者のパルプ原木獲得のための系列化、それから派生してくる委任状生産、交換材などの問題は、昭和30年代前半までには出そろい、それらが戦後のパルプ原木流通機構の具体的な変化であるとともに、昭和30年代後半以降のパルプ原木流通機構さらには製材原木その他を含む木材流通市場の基調をかたちづくるものとなったのである。

#### ロ) 製材業のパルプ原木生産下請業者化とパルプ生産の部分工程の下請の拡大

昭和30年代半ば以降の製材工場でのチップ生産、紙パルプ資本の系列下にあった素材生産業者のチップ生産の拡大は、30年代前半までに形づくられた道内木材流通市場の基調をパルプ

原木の生産・流通をめぐるものから、さらにチップの生産・流通をめぐるものへと変化させることとなった。

昭和30年以降の道内紙パルプ資本のパルプ原材料消費を第24表によって具体的にみていこう。30年代後半以降、パルプ原材料消費のうちでチップの占める位置が急激に増加したことがわかる。針葉樹原木は、36年の1,873千m<sup>3</sup>をピークに減少しはじめる。広葉樹原木は、30年代を通じて増加するが量的には30年代半ばでチップの消費量に追いこされている。30年代に入ってから始まったチップ生産は、36年にはパルプ原材料総消費量中27%、さらに40年には46%を占めるようになった。こうしたパルプ原料の、原木からチップへの移行は、昭和30年の1,441千m<sup>3</sup>から36年3,792千m<sup>3</sup>、40年4,977千m<sup>3</sup>とパルプ原材料総消費の急速な拡大のなかでおこなわれていたのであり、その拡大がチップ使用の増加に負うていたのである。

第24表 道内紙パルプ工場の原木・チップ消費量 (単位: 千m<sup>3</sup>)

	原 木			チ ッ プ			合 計
	N	L	計	N	L	計	
昭和30年	1,174	263	1,437	3	1	4	1,441
32	1,383	306	1,689	2	1	3	1,692
34	1,499	412	1,911	299	7	306	2,217
36	1,873	900	2,773	586	433	1,019	3,792
38	1,812	915	2,727	748	939	1,687	4,414
40	1,743	932	2,675	783	1,519	2,302	4,977
42	1,552	1,249	2,801	1,056	2,052	3,108	5,909
44	1,100	980	2,080	1,674	2,945	4,619	6,699
46	1,161	579	1,740	2,008	3,625	5,633	7,373

注) 昭和30年～44年は「パルプ材統計要覧」, 昭和42年12月, 北海道パルプ材協会  
「パルプ材統計要覧」, 昭和46年3月, 北海道パルプ材協会  
昭和46年は 北海道パルプ材協会資料より作成

道内のチップ生産は、製材工場兼営の場合には、「江別で製材工場を経営していた北拓林業が、……北日本製紙の了解のもとに、32年2月より生産を行い」<sup>15)</sup>、チップ専門工場の場合には「32年7月に苫小牧の菱中林業が王子製紙の指導のもとに、同社の春日井工場から移設した86吋とほかに52吋と36吋のチップパーマシン3台をもって、しかも付近の製材工場から廃材を買集めてチップ生産を開始した。」<sup>16)</sup>の始まりとされている。ただ「北海道林業統計」には、生産量は不明であるが昭和29年からチップ工場が記載されている。これは、吉沢武勇氏の論文と関連させてみると、あくまでも試験的な域を脱しなかったチップ工場と考えていいようである。道内のチップ工場数の増加については、第25表に示したとおりであり、昭和32年4工場、36年379工場、40年867工場と、とくに30年代後半に入ってから工場数増加が顕著である。さらに42年の1,038工場へと増加し、以降減少傾向をたどるようになる。

チップ生産の拡大を助長、促進した紙パルプ資本、その主たる原料供給源たる国有林、さ

第25表 チップ工場数と道内パルプ工場の原木・チップ消費量 (単位: 千 m<sup>3</sup>)

	チップ工場数	パルプ工場原木消費量	原木	チップ		チップ工場数	パルプ工場原木消費量	原木	チップ
昭和 30 年	2	1,443	?	?	昭和 40 年	867	4,976	2,694	2,283
32	4	1,684	1,517	167	42	1,038	5,909	2,802	3,107
34	74	2,200	1,894	306	44	1,103	6,700	2,081	4,619
36	379	3,792	2,773	1,019	46	1,061	7,373	1,740	5,633
38	596	4,414	2,727	1,687					

注)「北海道林業統計」より作成

らに薪炭原木林のパルプ・チップ原木林への転換の過程については、すでに述べたので、ここでは、チップ生産者である製材工場、素材生産業が、どうして紙パルプ資本の要求するチップ生産にすみやかに対応しえたのかについて検討する。そこでは、製材工場が30年代前半と30年代後半とくに36年以降から明らかに異なった対応を示したことに注目しなければならない。つまり、それは、ほぼ32年頃に始まったチップ生産の展開を単なる量的拡大として理解することが、構造的な理解としては不十分だからであり、とくに36年以降の急激な拡大の過程を十分に説明しえないからである。

チップ生産は、その技術の開発当初から製材工場にとって工場残材を利用するところから経営合理化の側面をもつものとして強調され、木材資源利用合理化に寄与するものとされてきた。この木材資源利用合理化については、昭和29年に木材価格の高騰にあえいでいた紙パルプ資本を中心とする木材関連資本が結成した「木材資源利用合理化方策連絡協議会」によって提唱されはじめたものであり、製材工場のチップ生産は、その一環をになうものとして開始されたのである。しかしながら日銀卸売物価指数のなかで「独歩高」といわれた昭和30年代前半の木材価格の上昇は、製材工場にとって原木高の製品安といわれながらも一定の利潤を保障するものであったのであり、とくに素材生産業を兼営し製材原木の多くを相対的に低廉な国有林に依存する製材工場の多い北海道の製材工場にあっては、木材価格の傾向的な上昇が利潤獲得のために非常に有利に作用したのである。そのため、道内製材工場の多くが、工場経営の合理化——ここでは工場残材利用としてのチップ生産——にそれほど食指を動かさなかったと考えてよい。昭和36年までは、そういった状況にあり、その時点までのチップ工場の少なさはその反映であると考えられる。

昭和36年以降の木材価格の停滞傾向は、状況を一変させた。木材価格の停滞傾向が、放漫な経営をおこなっていた製材工場にとって、ただちに工場経営悪化として経営の脆弱さを露呈することとなった。そこに製材工場の経営合理化の一環としてのチップ生産が大きくクローズアップしてくるのである。事実、製材工場のチップ生産は、それ以降急激に展開するのであるが、そこには、国有林、紙パルプ資本の両者から、つまりチップ原料供給者と生産されたチップの消費者とから製材工場のチップ生産設備の設置を助長する条件が与えられていた。

国有林は、昭和36年以降、直営生産事業跡地の林地残材をチップ原料として「集積処分」という売払い方法をもって安価に製材工場に売却し、さらに「国有林は36年に決定した『製材工場の個別配材基準』をその後において、チップ生産を行なうことが製材原木の配材に有利に働くように措置した<sup>17)</sup>」といった製材工場のチップ生産の拡大を助長する優遇措置をとった。また、紙パルプ資本は、チップ生産の拡大のために前渡金や、チップ生産設備新設のための資金の貸与、機械の貸与を全面的におこなったのである。第26表は、昭和40年3月までに新設されたチップ工場の紙パルプ資本による系列化の形態を示したものであるが、その多くは資金、または機械の貸与であった。

第26表 系列形態別のチップ工場数

区 分	役員のパ遣または株式の取得	資金または機械の貸与	原料の供給	計
数	13	589	75	677

- 注) 1. 吉沢武勇、「国内産チップの生産構造とチップ輸入」、『林業経済』, No. 266 1970.12., p. 8 より引用  
 2. 調査時点は昭和40年3月

このように30年代後半には道内のチップ生産は、紙パルプ資本からの資金、機械の貸与と国有林からの一定程度のチップ原料供給の保障のもとに展開するのである。そして、それは、パルプ原木生産業者の多様化とその系列化さらにパルプ原木獲得をめぐる製材工場の一定の系列化を基調として確立した30年代前半までの道内木材流通機構のうえにかたちづくられ、チップ生産、流通をめぐるおこなわれた紙パルプ資本による素材生産業者、製材工場の系列強化の過程であったのである。つまり、先の第26表にみられるような、役員のパ遣または株式の取得、資金または機械の貸与、原料の供給などによっておこなわれるチップ工場の系列化は、パルプ原木の集荷をめぐるおこなわれた委任状、交換材などよりもさらに強化された系列関係を作り出していったからである。

こうしたチップ生産をめぐる、紙パルプ資本によっておこなわれた製材工場の系列化は、紙パルプ資本の側からみれば、付加価値生産性の低いパルプ生産の部分工程＝チップ生産工程を、より低廉な労働者を使用する製材工場、素材生産業者に下請化することにより、またパルプ原料の流通経費とくに運賃を引きさげることにより、原料価格を引き下げないしは低価格に維持するという大きなメリットをもたらすものであった。しかしながら、こうした紙パルプ資本による系列関係の強化により、製材業、素材生産業は、チップ生産設備費の回収のために、また前項で述べたような委任状生産、交換材を通じての製材原木確保のために、いきおいチップ原料集荷の拡大に拍車をかけざるをえなかった。とくに、単独のチップ工場（大型のスラッシャー、ドラムパーカー、チップパーをそなえ、製材工場併置の小規模なチップパーに較らべると、その生産能力には格段の差がある）をもった製材業者は、チップ原料生産の基盤を、工場の廃

材利用からチップ原木それ自体の購入，生産へと変化させた。そのため，こうした製材業者は，チップ原木の購入，素材生産そしてチップ生産の拡大に拍車をかけ，パルプ原料下請生産業者としての性格をさらに濃厚にもたざるをえないものとなった。かくして，製材業，素材生産業者によるチップ生産は，低廉な労働力をもってする安価なパルプ原料生産として位置づけられつつ展開したのである。

### 3) 昭和30年代の鶴川，沙流川流域製材業の展開

#### (イ) 鶴川，沙流川流域林業生産の展開の特徴

1960年センサスによると第27表に示したとおり，鶴川流域各町村の用材生産量は，279千 $m^3$ であり，うち69%，191千 $m^3$ は占冠村で生産されていた。また同表には示していないが1960年センサスによると薪炭材生産量は，58千 $m^3$ であり，流域下流部を中心とし鶴川町，穂別町での生産量がそれぞれ22千 $m^3$ であった。

第27表 昭和34年，鶴川流域の町村別素材生産量およびその用途別比率

	総数 ( $m^3$ )	製材用 (%)	パルプ用 (%)	合単板用 (%)	電柱用 (%)	抗木用 (%)	杭丸太用 (%)	足場丸太用 (%)	銘木用 (%)	その他用 (%)
鶴川町	1,945	0	44	0	11	21	7	11	0	6
穂別町	85,763	52	17	11	0	4	0	0	0	16
占冠村	191,433	44	45	1	0	7	—	—	—	3

注) 「1960世界農林業センサス，市町村別統計書，林業地域調査，北海道 I」より作成

各町村ごとに素材生産の特徴をみていくと，鶴川町では1,945 $m^3$ と，生産量それ自体が極めて少なく林業生産の場としてのウエートは小さい。穂別町では，素材生産量86千 $m^3$ のうちわけが製材用52%，パルプ用17%，合単板用11%と，針広混交林という同町の森林の状態を反映しており，またパルプ用材の生産が比較的少ない。占冠村では素材生産量191千 $m^3$ のうちわけが，製材用44%，パルプ用45%にほぼ二分されており，戦前期から昭和20年代にかけて同村の素材生産が，ほぼパルプ材生産に一元化していたという構造から昭和29年の風倒を契機として大きく変化したことを示している。

このように鶴川流域の林業生産のなかでの占冠村の林業生産の構造の変化は，王子製紙の河川利用の独占をテコとした上流部針葉樹林地帯の独占的掌握が崩壊したことを端的に物語るものである。昭和29年の台風により，すでに述べたように面積で約4万2千町歩，材積で5,072千石と膨大な被害をうけた占冠村の国有林では，風倒木処理の時期に造材工程での機械化が急速に進行するとともに，運材工程では昭和32年に高谷木材が流送を中止しトラック輸送へと全面的な転換をみせたのである。また風倒木処理のために素材生産業者も一挙に多様化し王子製紙の下請素材生産業者は，高谷木材のほかに北都物産が素材生産をはじめ，新たに国策パルプの請負業者，岡本木材，伊藤造材，西の目木材，大重林業などが素材生産を開始した。

こうした流域上流部での王子製紙の独占的な森林資源掌握の崩壊は、沙流川流域においても程度の差はあれ同様であった。1960年センサスによると、第28表に示したように流域各町村の素材生産量合計は124千 $m^3$ であり、日高町39%、平取町48%、門別町13%と平取町を中心に流域全体にわたって林業生産がおこなわれていた。これら素材生産は、流域の森林所有形態の特徴からみて、つまり国有林が日高町では森林面積46千haの98%、平取町では同様に66千haの60%また流域全体でも66%を占めるという点から、そしてその森林蓄積の状態からみて流域の林業生産の大部分が国有林をめぐっておこなわれていたと考えてよいのである。このように流域の林業生産が、おおきく国有林に傾斜せざるをえなくなったのは、流域下流部門別町、平取町の民有林が戦前期、昭和20年代を通じて広葉樹大径木の素材生産、木炭生産を継続し、その森林蓄積が極端に減少しているからに他ならない。

第28表 昭和34年沙流川流域の町村別素材生産量およびその用途別比率

	総数 ( $m^3$ )	製材用 (%)	パルプ 用 (%)	合板 単用 (%)	電柱用 (%)	坑木用 (%)	杭 丸太用 (%)	足場 丸太用 (%)	銘木用 (%)	その他 用 (%)
日高町	48,753	29	46	1	—	2	—	—	—	22
平取町	59,602	64	6	8	—	10	—	—	—	12
門別町	15,489	66	3	—	—	23	—	—	—	8

注) 第27表に同じ

そして第28表の素材生産の用途別比率に示された「製材用」の生産比率の高さは、国有林の多い日高町、平取町においては戦時統制期、昭和20年代を通じての流域の素材生産の変化、つまり王子製紙による流域上流部の針葉樹地帯—国有林の独占的掌握を決定的に崩壊せしめたという変化を端的に示すものであり、製材業を中心とする地場の業者による素材生産、また国有林の直営生産が量的に拡大してきたことを示すものである。

このような流域最上流部に位置する占冠村、日高町での昭和30年代に入ってから素材生産業者の多様化、国有林の直営生産の拡大、そして製材原木生産の拡大は、王子製紙による流域独占体制の崩壊を示すものとして特徴的である。

では、流域下流部での林業生産の特徴的な変化は何であったろうか。それは、木炭生産の崩壊である。鶴川、穂別両町の木炭生産量は、両町生産量の合計で昭和29年5,545千kgから昭和36年には1,916千kg、昭和38年には1,205千kgへとほぼ10年間に22%にまで減少した。また沙流川流域下流部の木炭生産量も同様に減少したのである。

こうした木炭生産の崩壊は、周知のように日本経済が、戦後昭和30年頃から、戦前期には未成熟であった産業部門—重化学工業を軸とした高度経済成長期に入り、重化学工業部門を急速に拡大した独占資本が、この時期いち早く石油、ガスなどの家庭用燃料生産を、直接的な利潤追求のメカニズムに組み込んだことによるものである。独占資本と製炭資本との明確な矛盾関係をこの時期に山村において露呈したのである。その結果、山村における生産基盤、生

活基盤を根底からくつがえされた製炭業従事者は、生産、生活の場を求めて都市への流出を余儀なくされた。なかでも鶴川，沙流川下流域に一般的であった企業製炭業者およびその焼子にとっては、農民による副業製炭にもまして昭和30年以降の急速な木炭生産の崩壊により決定的なダメージを与えられることとなった。地場で一定の資本蓄積をおこなっていた企業製炭業者には、製材業などへの転業の余地が残されていたが、米，ミソなどの食糧品から日用品の全てを企業製炭業者の掌中にゆだね、生産手段を一切もたなかった焼子にとって木炭生産の強制された崩壊は、都市へ新たな生活の場を求めて流出していくことと直結していた。事実、両流域下流部には焼子が農地を取得または同地に新たな生産、生活の場を求めてその後も在町している事例はまれである。

次にこの時期、つまり崩壊過程にあった企業製炭業者の新たな強いられた対応についてふれておこう。流域の製炭業は、昭和20年代には企業製炭が一般的であったといっても、まさに専業の企業製炭業者から、製材業、商店、素材生産業を兼営するものとさまざまであった。したがって兼業業種をもつ企業製炭業者にあっては営業種目（製炭業がそのなかでかなりのウエイトを持つものではあったらうけれど）の極端な縮小として木炭生産の崩壊が反映したわけである。しかしながら専業的企業製炭業者にとっては、新たな経営展開を目論まざるをえない状況にあった。鶴川，沙流川下流域の企業製炭業者の新たな経営展開については少なくとも2つのパターンがあった。第1にみられるのが製材工場経営への転換である。穂別町においてそうした事例が、昭和30年に1件、34年に1件みられ、また平取町で34年に1件みられた。これらは、昭和29年の風倒木処理、33年以降の増伐といった国有林を中心とする木材生産の増産という相対的な製材原木の過剰を背景とするものであった。第2に素材生産業への専業化である。これは、戦時中、昭和20年代を通じて道有林材の払下げをうけ製炭生産をおこなっていた業者にみられ、これら業者は、木炭生産の崩壊とともに道有林の専属的下請素材生産業者となっていくのである。また、そのほかに流域下流部での民有林素材生産専業に転換するものもみられた。

さて、木炭生産の崩壊、製炭原木生産の減少は、全国的ないしは全道的傾向と同様に鶴川，沙流川流域においてもチップ材生産の増大により代置されていく。重化学工業を基軸とする高度経済成長がその端初的な矛盾を山村において木炭生産の崩壊という形で露呈したわけであり、それは同時にかつての木炭生産地が紙パルプ資本によって低廉なるパルプ原材料の供給基地として再編されていく契機でもあったのである。また、製炭原木のパルプ原木としての利用の拡大は、後に述べるように紙パルプ資本による製材、素材生産業の新たな系列支配関係の成立の物質的基礎をなすのである。

……かくして、木炭生産をも含め多様な形で存在した、鶴川，沙流川流域の林業生産は、パルプ原木生産地、製材原木生産地として新たな展開をとげるのである。

## (ロ) 鷓川流域の製材業

## ① 出力規模別製材工場の展開動向

第29表、第30表は、それぞれ昭和30年代前半、30年代後半の流域製材工場の出力数規模別の動向を示したものである。昭和30年代前半は、32年の12工場から36年の10工場へとこの間2工場の減少をみたにとどまり、戦前期、昭和20年代に較べ相対的に安定した時期といえよう。しかしながら個々の工場にたちいってみると廃業4工場、新設2工場と依然製材工場の経営の不安定性がみられる。こうした工場数の動向をその出力数規模との関連でみると、流域全体として工場規模の拡大は明らかであり、昭和20年代後半の22.5~37.5kWを中心とするものから30年代前半には、37.5~75.0kWを中心とするようになった。ここでは、出力数規模の拡大をなしえない戦後発生した零細工場の廃業が端的にあらわれており、昭和32年当時9工場あった22.5~37.5kW規模工場のうち4工場が廃業、3工場が37.5~75.0kWへと規模拡大をなしとげているのは、それを示すものである。また、昭和32年当時の37.5~75.0kW

第29表 出力数規模による工場数の相関表(鷓川流域)

昭和32年 (kW)	昭和36年 (kW)					廃業	計
	7.5~22.5	22.5~37.5	37.5~75.0	75.0~150.0	150.0~		
7.5~22.5	—	—	—	—	—	—	—
22.5~37.5	—	2	3	—	—	4	9
37.5~75.0	—	—	2	1	—	—	3
75.0~150.0	—	—	—	—	—	—	—
150.0~	—	—	—	—	—	—	—
新設	—	2	—	—	—	—	2
計	—	4	5	1	—	4	14

- 注) 1. 昭和32年は北海道木材協会「北海道木材業者及製材業者登録名簿」より作成  
2. 昭和36年も同様

第30表 出力数規模による工場数の相関表(鷓川流域)

昭和36年 (kW)	昭和41年 (kW)					廃業	計
	7.5~22.5	22.5~37.5	37.5~75.0	75.0~150.0	150.0~		
7.5~22.5	—	—	—	—	—	—	—
22.5~37.5	—	3	—	—	—	1	4
37.5~75.0	—	—	3	1	—	1	5
75.0~150.0	—	—	—	1	—	—	1
150.0~	—	—	—	—	—	—	—
新設	—	—	2	—	—	—	2
計	—	3	5	2	—	2	12

- 注) 1. 昭和36年は、第29表の注と同様  
2. 昭和41年は、北海道木材林産協同組合連合会「北海道木材業者及製材業者登録名簿」より作成

規模工場は、むしろ安定的であり、工場規模の拡大も示している。そうした意味で昭和30年代前半には、22.5～37.5 kW 規模の工場が分解基軸をなしていたといえよう。

同様に昭和30年代後半についてみると次のようなことがいえる。昭和36年から41年の間の工場数は、10工場と変わらないが、22.5～37.5 kW 1工場、37.5～75.0 kW 1工場の廃業と37.5～75.0 kW 2工場の新設と、37.5～75.0 kW 工場を中心に工場の消長がみられる。したがって昭和30年代後半には、22.5～37.5 kW 規模工場を残存させつつも分解基軸はさらに1ランク上昇し37.5～75.0 kW 規模工場となったといえよう。ただし、とくに昭和30年代後半のこのような製材工場の出力数規模からみた分解基軸の上昇については、チップ生産のための設備新設によるものも含まれていることに注意しなければならない。

昭和32年以降、この流域でも製材工場のチップ生産が開始され、36年までに3工場でチップ生産がみられた。昭和30年代後半にはさらに製材工場のチップ生産が拡大し、40年には流域7工場でそれがおこなわれるようになった。これを第30表と関連させてみると昭和41年には、37.5～75.0 kW 規模以上の全ての製材工場でチップ生産がおこなわれており、30年代後半にはこの流域で製材工場によるチップ生産の体制が確立したことを示しているのである。そして、このように比較的規模の大きな製材工場においてチップ生産設備の新設がみられたということは、紙パルプ資本からの資金貸与、製材原木手当の優遇などを通じて、それ自体が、とくに昭和30年代後半の製材工場の階層分解に一定の役割を果たしたことを意味するのである。

## ② 製材業経営の性格

昭和30年代の流域製材業の性格を検討するために、まず製材業の兼業形態についてみていこう。昭和36年の流域工場10の兼業形態は、製材業、素材生産業、木材売買業の三業種を中心とし商店、土建業、チップ生産業がみられた。そのうちわけは、(i): 製材業、素材生産業、木材売買業の三業種の兼業が6, (ii): (i)の三業種に商店の兼業が1, (iii): (i)の他に商店、チップが1, (iv): (i)の他に土建業、チップが1, (v): (i)の他にチップが1となっていた。したがって製材、素材生産、木材売買業の兼業が基本的な兼業形態ということが出来る。商店を兼営する製材業は、商店経営の開始が製材業のそれよりも古く、また戦前期、昭和20年代には製炭業も営んでいたものであり、木炭生産の崩壊とともにその経営部門を縮小し素材生産、製材業に傾斜させたものである。また土建業の兼営は、比較的新しく昭和20年代に入ってからあらわれたものであり、地場の建築需要に対応しつつ自から土建業へも参入していったものである。このように昭和30年代前半には、製材、素材生産、木材売買業を基本的な営業形態とするが、30年代後半には、チップ生産設備の新設拡大により製材、素材生産、木材売買、チップ生産業を基本的な営業形態とするようになった。次にこれらそれぞれの内容についてみていこう。(以下の分析に使用した資料は、昭和37年9月に道庁林務部林産課と北海道総合経済研究所が作成した「昭和36年度木材流通調査」のうち鶴川流域に該当する製材工場に関するものである。昭和36年の工場数は、先に使用した「北海道木材業者及び製材業者登録名簿」より

第31表 昭和36年度鶴川流域製材工場の立木および素材購入量(工場規模別, 購入先別)

(単位: m<sup>3</sup>)

工場規模 (kW)	工場数	材種	立木購入				素材購入													合計					
			国有林	道有林	民有林	計	国有林	その他 官有林	道有林	民有林	造業 材者	道内 材充 買業者	道外 材充 買業者	製業 材者	パルプ 業者	土業 業者	建業 業者	その他	計						
7.5~22.5	0	N	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22.5~37.5	5	N	2,359	307	778	3,444	1,009	—	216	—	27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	2,284	4,257	2,748	9,289	844	—	—	—	64	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	4,643	4,564	3,526	12,733	1,853	—	216	—	91	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37.5~75.0	4	N	7,354	8	45	7,407	7,083	—	90	100	157	64	—	—	2,848	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	10,966	160	4,958	16,084	1,103	—	40	—	17	669	34	—	552	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	18,320	168	5,003	23,491	8,186	—	130	100	177	733	34	—	3,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
75.0~150.0	1	N	1,582	74	—	1,656	883	—	—	—	—	209	—	29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	1,160	—	—	1,160	348	—	—	—	—	394	—	—	—	306	159	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	2,742	74	—	2,816	1,231	—	—	—	—	603	—	29	—	306	197	—	—	—	—	—	—	—	—
150.0~	0	N	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
?	1	N	692	—	—	692	1,197	350	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	493	—	—	493	496	267	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	1,185	—	—	1,185	1,693	617	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	11	N	11,987	389	823	13,199	10,172	350	306	100	184	273	—	29	2,848	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	14,903	823	5,764	27,026	2,791	267	40	—	81	1,063	34	—	552	306	297	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	26,890	4,806	8,529	40,225	12,963	617	346	100	265	1,336	34	29	3,400	306	371	—	—	—	—	—	—	—	—

注)「昭和36年度木材流通調査」(道庁林務部林産課, 北海道総合経済研究所)より作成

1工場多く、出力規模も若干異なるがそのまま使用した。）

#### a. 素材生産と素材購入、販売

鶴川流域11工場が、昭和36年に購入した原木の総量は、第31表に示したとおり約6万 $m^3$ であった。針葉樹、広葉樹別の購入量は、それぞれ2万8千 $m^3$  (46%)、3万2千 $m^3$  (54%)と広葉樹の購入量が若干おおく、購入先については国有林からが約4万 $m^3$ と66%を占めていた。これら立木購入、素材購入のいずれにおいても鶴川流域を中心とする自支庁管内からの入手であり、流域の製材工場が後背地に林業生産地をもって成立する資源立地型の製材工場であることを示している。こうした林業生産地を背景として製材業者はみずからもそれにかかわる素材生産業者として存在しており、原木購入量を立木、素材別にみるとそれぞれ4万 $m^3$  (67%)、2万 $m^3$  (33%)と立木購入のウエートが高く、購入した立木については製材業者が素材生産をおこなっているのである。

立木購入は、その購入先別にみると国有林への依存が高く2万7千 $m^3$  (67%)、ついで民有林から8.5千 $m^3$  (21%)となっており、いずれからの購入においても随意契約によるものである。針葉樹、広葉樹別の立木購入は、その購入先のいかんをとわず広葉樹が多く、購入量の67%、2万7千 $m^3$ を占めているが、なかでも道有林、民有林からの立木購入の場合には広葉樹が多い。これを製材工場出力数規模別（以下7.5~22.5kWをI階層、22.5~37.5kWをII階層、37.5~75.0kWをIII階層、75.0~150.0kWをIV階層、150kW以上をV階層と略称する）にみることにしよう。階層別工場数は、II階層5、III階層4、IV階層1である。立木購入量はIV階層、II階層、III階層の順に多く、また1工場当たりの立木購入量つまり素材生産量は、IV階層2.8千 $m^3$ 、II階層2.5千 $m^3$ 、III階層5.9千 $m^3$ となっている。III階層の製材工場によっておこなわれた素材生産が、1工場当たりにおいてもまた総量としても多く、地場の素材生産業者として大きな比重を占めていることがわかる。また、これら階層の製材工場が、立木購入先として国有林に依存する割合は、II階層36%、III階層78%、IV階層97%と、工場規模の増大にともない大きくなっており、逆に零細なII階層工場においては、国有林、道有林、民有林それぞれにほぼ均等に依存するかたちとなっており、このように製材工場規模の差により国有林への依存度に大きな差があることは、国有林と地場の製材業との関係において1つの特徴をなしているのである。

素材購入は、その66%、1万3千 $m^3$ を国有林の直営生産材に依存し、随意契約で購入している。ついでパルプ業者から17%、3.4千 $m^3$ 、道内の木材売買業者から7%、1.3千 $m^3$ となっており、国有林からの素材購入以外では、パルプ業者の占める割合が比較的大きい。また、針葉樹、広葉樹別の素材購入は、立木購入の場合と逆に針葉樹の購入が多く72%、1万4千 $m^3$ となっている。工場規模別の素材購入量は、II、IV階層がそれぞれ2.3千 $m^3$ 、III階層が1万3千 $m^3$ と、立木購入の場合と同様にIII階層に集中している。これら階層別にみた素材購入先は、II階層79%、III階層64%、IV階層52%が国有林からであり、傾向としては小規模階

第32表 昭和36年度釧川流域製材工場の素材販売量(工場規模別,販売先別)

(単位: m<sup>3</sup>)

工場規模 (kW)	工場数	材種	道内 木材売買者	道外 木材売買者	製材工場	合単板 工場	パルプ 業者	土建業者	市売市場	一消 費者	その他	計
7.5~22.5	0	N	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22.5~37.5	5	N	—	—	727	—	—	—	—	56	612	1,395
		L	2,153	—	35	—	2,035	—	—	—	619	4,842
		計	2,153	—	762	—	2,035	—	—	—	56	1,231
37.5~75.0	4	N	673	—	1,766	—	762	—	—	19	—	3,220
		L	576	—	—	442	1,802	—	—	—	—	2,820
		計	1,249	—	1,766	442	2,564	—	—	—	19	—
75.0~150.0	1	N	114	—	—	—	678	7	34	—	—	833
		L	121	919	811	281	131	3	3	—	12	2,281
		計	235	919	811	281	809	10	37	—	—	12
150.0~	0	N	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
?	1	N	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	—	—	—	143	—	—	—	—	—	143
		計	—	—	—	143	—	—	—	—	—	—
合 計	11	N	787	—	2,493	—	1,440	7	34	75	612	5,448
		L	2,850	919	846	866	3,968	3	3	—	631	10,086
		計	3,637	919	3,339	866	5,408	10	37	75	1,243	15,534

注) 第31表に同じ

層ほど国有林からの素材購入が多い。国有林以外からの素材購入においては III 階層はパルプ業者、IV 階層は道内木材売買業者からの購入のウエートが比較的高い。先にもみたように針葉樹、広葉樹別には針葉樹材の購入量が多いわけであるが、III 階層の 1 万  $m^3$  が注目される。というのは製材工場経営内で素材購入のもつ意義を端的に示しているからである。つまり、製材工場の素材購入は、後述するように針葉樹製材を主体とする工場原木のうちで補完的な役割を果たしつつも、製材適木総量の確保のために重要な位置を占めているからである。とくに、戦時体制期、戦後の乱伐のために森林資源の質的低下は顕著となり、さらに国有林の皆伐作業の導入により、昭和 30 年代には製材工場適木だけの素材生産は、ほとんど不可能になり、他用途向けの素材生産をおこなうと同時に国有林の直営生産材、パルプ資本との交換材による素材購入を必然化したからである。

次に製材工場の素材販売についてみていこう。先にみてきたように流域製材工場の総原木購入量は、約 6 万  $m^3$  であった。そして、第 32 表に示したようにその素材販売量は、約 1 万 6 千  $m^3$  と総購入量の 26%、また立木購入量の 39% も占めている。素材購入された原木の他への転売が少ないことを考えるとき、立木購入のうち約 4 割を占める素材販売は、製材工場経営内においてもつ意味が非常に大きなものとなる。針葉樹、広葉樹別にその販売量をみると針葉樹が 35%、広葉樹が 65% と広葉樹が多い。次に素材の販売先は、パルプ業者、道内木材売買業者、製材業者に集中し、これら三者に販売量の約 80% を売却しており、その材種は、製材業者へは針葉樹材、パルプ業者と道内木材売買業者へは広葉樹材を中心としている。さらに製材工場出力規模別にみると、II 階層、III 階層の素材販売がそれぞれ 6 千  $m^3$  と多く、これらが流域製材工場の素材販売の 79% を占め、II 階層については、立木購入量つまり素材生産量 1 万 3 千  $m^3$  の約 50% を素材のまま販売していることになる。また、素材の販売先を階層別にみるといずれにおいてもパルプ業者へのそれが中心であり、II 階層 33%、III 階層 43%、IV 階層 26% がパルプ業者に売却されている。つまり、いずれの階層においても広葉樹を中心とするパルプ材生産機能をもっており、その他に道内木材売買業者、製材工場に対応した原木流通機能の一部を担当しているのである。

#### b. 製材生産とその市場

第 33 表は、流域 11 製材工場の製材生産およびその市場について示したものである。流域 11 工場の製材生産量は、1 万 9 千  $m^3$  であった。製材生産の特徴は、第 1 に針葉樹材生産に集中していることであり、1 万 3 千  $m^3$  と生産量の 70% を占めている。第 2 に針葉樹材生産を中心とした土建用材の生産が多いことであり、1 万 2 千  $m^3$  と生産量の 63% を占めている。次に、流域の製材生産がどの階層により担われているかをみると、III 階層が生産量の 52%、II 階層が 32% と、II、III 階層で 84% の製材生産をおこなっていることがわかる。また針葉樹材、広葉樹材別の製材生産についてみると、III 階層以上は、いずれも針葉樹材が 80% 強を占めるが II 階層のそれは 40% にすぎず、II 階層は広葉樹製材を軸に、III、IV 階層はほとんど針葉樹

第33表 昭和36年度釧川流域製材工場の製材品

工場規模		22.5~37.5 kW			37.5~75.0 kW		
工場数		5			4		
材種		N	L	計	N	L	計
生産品目	土建用	1,034	320	1,354	7,547	624	8,171
	家具用	—	595	595	482	—	482
	鉄道用	—	1,347	1,347	—	—	—
	農業用	282	92	374	28	3	31
	漁業用	136	60	196	78	—	78
	炭碓用	—	272	272	95	—	95
	その他	1,029	970	1,999	181	816	997
計		2,481	3,656	6,137	8,411	1,443	9,854
製品販売地域	桧山支庁	—	—	—	—	—	—
	胆振支庁 (うち自市町村)	1,705 (1,172)	2,543 (604)	4,248 (1,776)	697 (377)	84 (84)	781 (461)
	日高支庁	—	—	—	1,175	—	1,175
	石狩支庁	—	1,020	1,246	3,073	816	3,889
	空知支庁	226	93	643	945	—	945
	上川支庁 (うち自市町村)	550 —	—	—	1,925 (542)	543 (3)	2,468 (545)
	本州	—	—	—	596	—	596
計		2,481	3,656	6,137	8,411	1,443	9,854
製品販売先	製材商	605	93	698	6,699	1,356	8,055
	直売大口	935	2,422	3,357	345	—	345
	小口	773	351	1,124	1,093	—	1,093
	市売市場	—	—	—	—	—	—
	その他	42	435	477	55	—	55
賃挽	126	355	481	219	87	306	
計		2,481	3,656	6,137	8,411	1,443	9,854

注) 第31表に同じ

専門製材に近いかたちの製材生産をおこなっている。そして、そうした製材材種のちがいは、生産品目に III 階層以上層での針葉樹土建材生産への集中、II 階層での土建材、家具材、鉄道用材等々多様な品目の生産という形で反映している。

製材品市場において特徴的なのは、戦前期、昭和20年代と同様に、内地府県に一般的にみられる間屋、市売市場など製材品市場において集荷、選別、分配機能をもつ市場機能担当者への販売が、ほとんどみられないことである。製材品の小売業者である製材商への販売が生産量の55%、製材業者が直接需要者へ販売するのが大口、小口をあわせて34%と、両者で89%

販売量 (品目別, 地域別, 販売先別)

(単位: m<sup>3</sup>)

75.0~150.0 kW			?			合 計		
1			1			11		
N	L	計	N	L	計	N	L	計
1,708	—	1,708	664	135	799	10,953	1,079	12,032
—	114	114	—	—	—	482	709	1,191
—	—	—	—	—	—	—	1,347	1,347
—	—	—	—	—	—	310	95	405
—	—	—	—	—	—	214	60	274
—	—	—	—	—	—	95	272	367
—	309	309	140	50	190	1,350	2,145	3,495
1,708	423	2,131	804	185	989	13,404	5,707	19,111
—	114	114	—	—	—	—	114	114
658	—	658	—	—	—	3,060	2,627	5,687
(424)	—	(424)	—	—	—	(1,973)	(688)	2,661
—	—	—	—	—	—	1,175	—	1,175
1,050	—	1,050	—	—	—	4,349	1,836	6,185
—	309	309	—	—	—	1,495	402	1,897
—	—	—	804	185	989	2,729	728	3,457
—	—	—	(140)	(50)	(190)	(682)	(53)	(735)
—	—	—	—	—	—	596	—	596
1,708	423	2,131	804	185	989	13,404	5,707	19,111
750	114	864	664	135	799	8,718	1,698	10,416
658	—	658	—	—	—	1,938	2,422	4,360
—	—	—	—	—	—	1,866	351	2,217
300	—	300	—	—	—	300	—	300
—	309	309	—	—	—	97	744	841
—	—	—	140	50	190	485	492	977
1,708	423	2,131	804	185	989	13,404	5,707	19,111

を占めているのである。それらはいずれも相対取引を中心とするものであり、そこにおいて製材品の価格決定をみるべき公開市場が全く形成されていないのである。こうした製材品の販売市場については、針葉樹材、広葉樹材別、そして階層別の差はほとんどなく直接需要者、木材小売商が製材品の販売先となっているのである。

また、その販売地域は、自支庁管内である胆振地方、上川地方を中心に道内最大の木材消費地である石狩地方の3者がほとんどであり、この三地方で販売量の80%を占めている。このような限定された市場圏しかもちえないことが、先の販売先の特徴によくあらわれている。

この時期の流域製材工場における商品生産—製材生産が、昭和20年代ないし戦前期と大きく異なるところは、その生産品目が針葉樹土建材に集中していることにある。製材生産の土建材生産への集中は、一般的にいえば、昭和30年以降の高度経済成長のもとで、急速な都市への人口集中にともなう建築需要、住宅資材需要の拡大によるものであるということが出来る。そして、流域製材工場は、相対的に低廉な国有林からの針葉樹立木の購入、素材の購入を製材工場原木の基幹部分とし、紙パルプ資本、その他の木材業者からの製材工場適材の購入を補完的部分として、木材消費市場からの土建材の需要に対応したのであり、そうしたなかで、紙パルプ資本による大量な広葉樹材の利用は、流域製材工場の針葉樹土建材生産への集中に拍車をかけたといつてよいだろう。

### c. チップ生産

先にも述べたように鶴川流域の製材業者によるチップ生産は、昭和32年に始まり、同36年には3工場の操業をみている。さらに昭和30年代後半には製材業者によるチップ生産が拡大し、昭和41年には流域の37.5kW以上規模の工場すべて(8工場)が、チップ生産設備をそなえることとなった。

昭和36年の流域製材工場のチップ生産設備は、単独工場1、併置工場2であり、単独チップ工場のチップ原木消費量は、針葉樹580m<sup>3</sup>、広葉樹11,995m<sup>3</sup>、計12,575m<sup>3</sup>であった。併置チップ工場2工場のチップ生産量は、不明であるが、それを除いて考えても流域製材工場の総原木購入量のなかに占めるチップ用材のウエートの高さがうかがわれる。ちなみに同年流域製材工場から紙パルプ資本に売却されたパルプ用材は、5.4千m<sup>3</sup>、チップは、原木消費量と生産量がほぼ等しいとすると12.6千m<sup>3</sup>ということになり、ほぼ18千m<sup>3</sup>がパルプ原材料として販売されていることになる。またこれを流域製材工場の原木総購入量と比較すると、その(6万m<sup>3</sup>)の30%を占めることとなる。

このように昭和30年代に入ると鶴川流域の製材工場のもつ素材生産機能は、チップ生産を介在させたパルプ原材料生産に大きなウエートをもつものへと変化していったのである。

## (ハ) 沙流川流域の製材業

### ① 出力規模別製材工場の展開動向

第34表、第35表は、昭和30年代前半及び同後半の沙流川流域製材業の出力規模別の動向を示したものである。

まず昭和30年代前半は、工場数全体では昭和32年の17工場から同36年の19工場へと若干の増加を示した。この間製材工場の廃業は、7.5~22.5kW層で2、22.5~37.5kW層で1、37.5~75.0kW層で2と全階層にわたっており、昭和32年当時流域に存在した17工場の約3割が廃業したことになる。またこの間の製材工場の新設は、7.5~22.5kW層3、22.5~37.5kW層3、75.0~150.0kW層1と、37.5kW層未満の比較的小規模工場を中心としている。零細工

第34表 出力数規模による製材工場の相関表（沙流川流域）

昭和32年 (kW)	昭和36年 (kW)						？	廃業	計
	7.5~22.5	22.5~37.5	75.0~75.0	75.0~150.0	150.0~				
7.5~ 22.5	—	—	—	—	—	—	2	2	
22.5~ 37.5	—	—	1	1	—	3	1	6	
37.5~ 75.0	—	—	4	1	—	1	2	8	
75.0~150.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
150.0~	—	—	—	—	—	—	—	—	
？	—	—	—	—	1	—	—	1	
新設	3	3	—	1	—	—	—	7	
計	3	3	5	3	1	4	5	24	

注) 第29表に同じ

第35表 出力数規模による製材工場の相関表（沙流川流域）

昭和36年 (kW)	昭和41年 (kW)						？	廃業	計
	7.5~22.5	22.5~37.5	37.5~75.0	75.0~150.0	150.0~225.0	225.0~			
7.5~ 22.5	1	—	2	—	—	—	—	3	
22.5~ 37.5	—	—	1	2	—	—	—	3	
37.5~ 75.0	—	—	4	—	—	—	1	5	
75.0~150.0	—	—	—	2	—	1	—	3	
150.0~225.0	—	—	—	—	1	—	—	1	
225.0~	—	—	—	—	—	—	—	—	
？	—	2	—	1	—	—	1	4	
新設	—	—	2	—	1	—	—	3	
計	1	2	9	5	2	1	1	22	

注) 第30表に同じ

場の新設は，平取町，日高町の製炭業者，製紙業者，バット材業者など地場の零細資本が，新たに製材業を開始したものである。昭和36年当時に出力規模不明の工場があるため正確ではないが，全体として出力規模の拡大は明らかであり，37.5~75.0 kW以上層を流域製材工場の中心とするようになった。

昭和30年代後半は，さらに工場数が増加し21工場となった。この間の製材工場の消長は廃業1，新設3と安定的な動向を示した。昭和36年当時の37.5 kW未満層の工場の規模拡大が顕著にあらわれ，同41年には，37.5~75.0 kW層9，75.0 kW以上層8と流域全体として工場規模の拡大を示した。こうした製材工場の規模拡大は，昭和30年代前半に新設された37.5 kW未満層の工場が製材業として比較的安定的に拡大するとともに，上層で機械設備の近代化をはかり，さらにチップ生産設備の設置により底あげされたものである。

沙流川流域でのチップ生産は，昭和33年に岩倉組が門別町富川で開始したのに始まる。

同36年には、日高町3、平取町5、門別町富川3の計11工場でチップ生産がおこなわれており、この流域のチップ生産は、道内でも比較的早期に開始され、同30年代半ばには定着したのである。昭和30年代後半には、製材工場でのチップ生産がさらに拡大し、同41年にはすべての工場でチップ生産がおこなわれることとなった。

## ② 製材業経営の性格

鶴川流域のそれと同様に昭和30年代製材業の性格を検討するために製材業の兼業形態についてみていこう。昭和36年の流域製材工場数は、日高町6工場、平取町11工場、門別町富川4工場の計21工場である(但し、先にあげた第31表の製材業登録者名簿に記載されていない工場を2工場含んでいる)。これら21工場の兼業形態は、(i): 製材業と木材売買業との兼業と、製材業専業に近い工場が4工場あり、これらはいずれも出力規模22.5kW以下の小規模工場である。(ii): 製材業、素材生産業、木材売買業の兼業が7工場、(iii): (ii)のほかにチップ生産をおこなうものが5工場、(iv): (ii)のほかにチップ生産、土建業を兼業する工場が2工場、(v): (ii)のほかにチップ生産、合単板工場をもつものが2工場、これは合板工業資本がその附帯設備として製材工場を経営しているものである。(vi): (ii)のほかにチップ生産、土建業さらにその他の木材関連業種以外の業種を兼営している工場が1工場となっている。

この兼業形態には次のような特徴があらわれている。第1に比較的输出規模の大きな工場においては、いずれも素材生産業を兼営していることである。これは、道内製材業の特徴であるとともに、昭和30年代以降の紙パルプ資本による製材工場の支配、系列化の基盤のひとつをなすものである。第2に昭和36年時点ですでに10工場でのチップ生産がみられることである(この他に素材生産業者による単独チップ工場が1工場ある)。先に5の(3)の項で述べたように昭和20年代後半には、流域製材工場のパルプ原木販売は極めて少なく、製材工場のもつ素材生産部門が、紙パルプ資本によってパルプ原木集荷機構の中に組み込まれる度は小さかった。昭和30年代以降、流域の製材工場は、他地域にくらべ早期にチップ生産の体制が確立することにより、それを媒体として紙パルプ資本の系列化に組み込まれていったのである。第3に、土建業、その他の木材関連業種以外の兼営についてである。これは、地場に定着的な製材資本が、地場の需要にみあった規模での建築業、土建業などを兼営するものと、かつて企業製炭業者であったものが、石油、ガスなど家庭用燃料の需要拡大にともない、それらの小売業者として経営領域を拡大したものとがある。それらは、地場に定着的な資本である製材資本の経営活動領域拡大のひとつのパターンである。

次に流域製材業経営の基本的な兼業形態である素材生産、製材生産、木材売買業について、昭和30年代にそれぞれどのような性格をもつものとしてあったか、戦前期、昭和20年代の流域製材業の性格を念頭におきつつ検討することにする。但し以下の分析では、沙流川最上流部に位置する日高町の6工場を資料的制約から除いてある。しかしながら、日高町の製材工場は昭和30年代の流域製材業の展開動向のなかで重要な位置を占めていると思われるので、ここ

でその概略にふれておこう。昭和36年に日高町6工場の素材生産量は、25.5千 $m^3$ うち84%が針葉樹であり、素材の購入は3千 $m^3$ にすぎない。また、製材工場の原木消費量は、22千 $m^3$ のうち89%が針葉樹材である。したがって、まさに国有林針葉樹の随意契約による立木購入に規定された製材生産をおこなっていたといえるだろう。

#### a. 素材生産と素材購入，販売

以下の分析に使用した資料は、鵝川流域の場合と同様昭和37年9月に道庁林務部林産課と北海道総合経済研究所が作成した「昭和36年度木材流通調査」のうち沙流川流域に該当する製材工場に関するものである。

日高町を除く流域15工場が、昭和36年に購入した立木、素材の総量は、第36表に示したように12万3千 $m^3$ であった。針葉樹、広葉樹別の購入量では、後者が多く67%、8万2千 $m^3$ を占めていた。立木、素材購入いずれにおいてもその大部分がこの流域を中心とする自支庁内で生産された原木であり、この地域が依然として広葉樹を主体とする林業生産地であることを示している。また、立木、素材別の購入量は、それぞれ6万4千 $m^3$ (52%)、5万9千 $m^3$ (48%)となっており、合単板業を兼営する工場が2工場存在するため、素材購入のウェイトが50%近くを占めている。

立木購入つまり素材生産は、小規模な22.5kW未満のうち製材専門の2工場を除くすべての工場によっておこなわれており、その79%、5万1千 $m^3$ を国有林から、ついで19%、1万2千 $m^3$ を民有林からと、素材生産の8割弱を国有林立木に依存しているのである。また、針葉樹、広葉樹別の立木購入は、その購入先のいかんをとわず、広葉樹が多く66%を占めているが、針葉樹についてみるとその93%、20.5千 $m^3$ を国有林に依存しているのが特徴的である。製材工場出力規模別（以下鵝川流域での記述と同様に、7.5~22.5kWをI階層、22.5~37.5kWをII階層、37.5~75.0kWをIII階層、75.0~150.0kWをIV階層、150kW以上をV階層と略称する）の立木購入においては、その規模が大きくなるほど立木購入量が多くなりIV階層では流域総立木購入量の55%、3万5千 $m^3$ であり、1工場平均8.8千 $m^3$ 、またIII階層では同様に34%、2万2千 $m^3$  1工場平均2.7千 $m^3$ であった。したがって、III、IV階層による立木購入が、流域製材工場のその9割弱を占め、これらの階層において地場の素材生産が、担われているといえよう。

これらの素材生産に少しふれておこう。素材生産の時期は、冬山が主体であり、完全な通年の素材生産をおこなっているのは1業者にすぎない。昭和36年当時は、地場の素材生産業者のなかにも造材、運材工程での機械化が浸透しつつある時期でもあり、III階層の素材生産においては平均でチェーンソーが3.6台、トラック3台であり、伐木と運材工程での機械化がみられたが集運材機の所有は2業者にすぎなかった。IV階層では、チェーンソー、トラックの所有台数も多くなりそれぞれ平均6台、6.5台となり、さらにすべての素材生産業者が集運材機を所有しその台数は2台となっている。したがって素材生産規模の拡大にともない集運材工

第36表 昭和36年度沙流川流域製材工場の

工場規模 (kW)	工場数	材種	立 木 購 入				素			
			国有林	道有林	民有林	計	国有林	道有林	民有林	造材業者
7.5~22.5	3	N	980	—	—	980	—	—	—	—
		L	5,935	—	—	5,935	2,975	—	560	1,020
		計	6,915	—	—	6,915	2,975	—	560	1,020
22.5~37.5	0	N	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—
37.5~75.0	8	N	7,508	—	210	7,718	3,643	—	225	4,785
		L	9,202	300	4,399	13,901	842	—	839	3,548
		計	16,710	300	4,609	21,619	4,485	—	1,064	8,333
75.0~150.0	4	N	12,042	65	1,405	13,512	3,672	—	279	2,761
		L	15,030	598	6,122	21,750	1,529	—	62	13,737
		計	27,072	663	7,527	35,262	5,201	—	341	16,498
合 計	15	N	20,530	65	1,605	22,210	7,315	—	504	7,546
		L	30,167	898	10,521	41,586	5,346	—	1,407	18,305
		計	50,697	963	12,126	63,796	12,661	—	1,911	25,851

注) 第31表と同じ

程での機械化が進行していたといえよう。素材生産労働者の雇用形態は、常用と臨時雇用とにわかれるが、III、IV階層についてみると山頭、帳場、検尺とトラック運材夫のほとんどが常用であるが、それ以外の作業においては冬期間遊休化する地元の農民を臨時雇用していた。

素材購入は、すべての製材工場によっておこなわれている。素材総購入量は、5万9千<sup>m</sup>³であり、その購入先は、国有林に集中していた立木購入の場合と異なり、かなりの分散を示し素材生産業者からの購入が最も多く44%、国有林直営生産材が22%、製材業者からが14%、そして合単板用材を外材貿易業者から9%となっていた。針葉樹、広葉樹別の素材購入についてみると、これも立木購入の場合とは異なり、国有林、パルプ業者からの購入において針葉樹が多い。次に、出力規模階層別の素材購入は、製材工場の兼業形態をよく反映している。I階層の素材購入のうち民有林、素材生産業者からの購入は、製材専業の2工場にみられ、この2工場は国有林との売買関係が全くない。その他からの広葉樹素材の購入は、合単板工場を兼営する1工場によるものである。後者の場合、製材工場からの素材購入が多く、素材生産を兼業する製材工場が合単板用材の素材生産業者としても重要な位置を占めていることを物語っている。III階層は、木材関連業種では、素材生産、チップ生産を兼業業種としている。この階層における素材購入のなかで、国有林の直営生産材、素材生産業者、パルプ業者からの購入は製材工場原木の補完部分の役割を果たすものである。それは、IV階層においても同様であるが、

立木および素材購入量（工場規模別，購入先別）

（単位：m<sup>3</sup>）

道内木材 売買業者	材 購 入									合 計
	貿易業者	製材業者	合 単 板 業 者	パ ル プ 業 者	土 建 業 者	森 林 組 合	市 売 市 場	そ の 他	計	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	980
—	1,615	8,482	199	—	7	—	91	—	14,949	20,884
—	1,615	8,482	199	—	7	—	91	—	14,949	21,864
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
311	—	—	—	1,716	—	—	—	42	10,722	18,440
784	—	—	—	—	—	—	—	18	6,031	19,932
1,095	—	—	—	1,716	—	—	—	60	16,753	38,372
—	—	—	—	538	—	—	—	47	7,297	20,809
—	3,400	15	—	997	—	53	—	—	19,793	41,543
—	3,400	15	—	1,535	—	53	—	47	27,090	62,352
311	—	—	—	2,254	—	—	—	89	18,019	40,229
784	5,015	8,497	199	997	7	53	91	18	40,773	82,359
1,095	5,015	8,497	199	3,251	7	53	91	107	58,792	122,588

合単板工場を兼営する1工場があるため素材生産業者からの広葉樹材購入が大きなウエイトを占めている。

素材の販売があることは、製材業者が多様な使用価値をもつ木材の流通機能担当者でもあることを示している。それは、多様な使用価値をもつ立木集団としての森林を製材業者が伐採することの反映であり、製材業者は、最も有利な利用目的にみあうように、伐採された原木の仕分けをおこない、自工場適木以外を最大限有利に販売しようとするのである。

さて、流域15工場の素材販売は、第37表に示したように約2万m<sup>3</sup>である。したがって素材販売量の立木、素材購入量に占める割合は、16%とそう大きなものではないが、素材購入された原木のうちさらに転売されるものがほとんどないことを考えると、素材販売の製材工場経営内にもつ意味の大きいことがわかる。たとえば、販売された素材が、製材業者によりすべて素材生産されたものとするれば、立木購入量の30%を他の業者へ販売されたことになるからである。ここに製材業者が、その経営内部にもつ重要な部門として素材生産、木材販売業者の性格が端的にあらわれている。その販売先は、パルプ業者へ44%、道内木材業者へ23%、合単板業者へ13%と、この三者で80%を占めている。材種は、広葉樹が中心であり1万2千m<sup>3</sup>(62%)となっている。また、道外木材業者への販売も若干みられ、内地向け広葉樹の素材生産、販売業者としての性格も兼ねそなえている。これを工場階層別にみると、I階層では、製材専業

第37表 昭和36年度沙流川流域製材工場の素材販売量(工場規模別, 販売先別)

(単位: m<sup>3</sup>)

工場規模 (kW)	工場数	材種	道内木材 売買業者	道外木材 売買業者	製材業者	合単板 業者	パルプ 業者	土建業者	市売市場	一般 消費者	その他	計
7.5~22.5	3	N	1,321	—	—	—	—	—	—	—	—	1,321
		L	1,841	—	—	—	—	—	—	—	—	1,841
		計	3,162	—	—	—	—	—	—	—	—	3,162
22.5~37.5	0	N	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		L	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
37.5~75.0	8	N	—	—	535	—	2,741	25	—	—	254	3,555
		L	176	120	798	1,664	4,055	—	22	—	—	6,835
		計	176	120	1,333	1,664	6,796	25	22	—	254	10,390
75.0~150.0	4	N	685	—	65	—	1,449	366	—	83	—	2,648
		L	472	1,493	157	876	539	—	3	235	—	3,775
		計	1,157	1,493	222	876	1,988	366	3	318	—	6,423
合 計	15	N	2,006	—	600	—	4,190	391	—	83	254	7,524
		L	2,489	1,613	955	2,540	4,594	—	25	235	—	12,451
		計	4,495	1,613	1,555	2,540	8,784	391	25	318	254	19,975

注) 第31表に同じ

2工場による素材販売はなく合単板工場を兼営する1工場の工場不適材の販売だけであり、木材売買業者への販売が100%である。III階層においては、広葉樹材を主体としてパルプ業者への販売が65%と集中しており、そのほかにここでは製材業者相互間の原木流通が特徴的である。また、素材販売総量に占めるIII階層のウエイトが大きく(52%)、他階層にくらべパルプ材生産業者としての性格を色濃くもつものであることがわかる。IV階層の素材販売は、量的にも少なく立木購入量の18%を占めるにとどまり、I階層と同様に購入された原木のほとんどが自工場消費用であることを示している。

#### b. 製材生産とその市場

すでに述べてきたように、流域製材業の兼業形態として昭和30年代半ばには合板工業、チップ生産が大きな比重を占めているので、まず業種別の原木消費についてみると、製材工場5万7千 $m^3$ (55%)、チップ工場2万2千 $m^3$ (21%)、合板工場2万5千 $m^3$ (24%)となっている。したがって昭和30年代の流域の木材関連資本のなかで合板資本の展開が著しいことがうかがわれ、それ自体が大きな特徴である。

さて、流域15工場の製材生産とその市場についてみたのが第38表である。製材生産量3万5千 $m^3$ のうち針葉樹は60%、広葉樹40%であり、針葉樹製材は、土建用材に集中し、広葉樹製材は、土建用、家具用、鉄道用その他とその用途は多岐にわたっている。それを階層別にみると、I階層は広葉樹製材に集中しているが、III、IV階層においては全体的な傾向とほぼ一致している。これら製材品の地域的市場は、土建用材を中心とする針葉樹材のばあい、地元の日高支庁を中心に胆振、石狩支庁などであり、この3地域で販売量の91%を占め、なかでも地元日高支庁への販売のウエイトが大きい。広葉樹製材品は、地元日高支庁のほか胆振支庁と本州への販売が多い。したがって製材品市場の主体は、地元日高支庁を中心に近隣地域および札幌地方であるが、針葉樹製材品の場合には極めて限定された地域市場であるのに対し、広葉樹製材品は、本州、外国までも含む広範囲な市場と結びつきその生産地となっている。これを製材工場の出力規模階層別にみると、I階層は、地元日高支庁それも自市町村を中心とする局地的な地域市場しか形成していない。III、IV階層の針葉樹製材品の地域市場は、先にみた全体的な傾向とそう大きな差はないが、広葉樹製材品の場合には、III階層が地元および道央市場に、IV階層は本州、外国市場に傾斜した市場形成をおこなっている。

こうした製材生産、地域的な市場形成の特徴は、次のような製材品流通機構のなかにも反映している。製材品の販売先として多いのは、直売の大口、小口、製材商であり、この3者で販売量の83%を占めている。直売の大口は、一度に50 $m^3$ 以上の販売量をもつものであるが、針葉樹製材品の場合には建築用材が中心であり、相対取引によっておこなわれる住宅一戸分建築材のセット販売であり、その販売地域は、地元日高支庁、胆振支庁である。また、広葉樹製材品の大口直売は、本州向けが主であり、直接需要者に販売されるのであるが、販売上のリスクを考慮して三井物産、新宮商行などの商社を介在させるのが一般的である。製材商への製材品

第38表 昭和36年度沙流川流域製材工場の製材品

工場規模		7.5~22.5 kW			22.5~37.5 kW		
工場数		3			0		
材種		N	L	計	N	L	計
生産品目	土 建 用	—	208	208	—	—	—
	家 具 用	—	—	—	—	—	—
	鉄 道 用	—	678	678	—	—	—
	農 業 用	—	—	—	—	—	—
	漁 業 用	—	—	—	—	—	—
	炭 砒 用	—	—	—	—	—	—
	輸 出 向 他	—	—	—	—	—	—
計	233	850	1,083	—	—	—	
製品販売地域	後 志 支 庁	—	—	—	—	—	—
	胆 振 支 庁	—	638	638	—	—	—
	日 高 支 庁	233	1,098	1,331	—	—	—
	(うち自市町村)	(58)	(948)	(1,006)	—	—	—
	石 狩 支 庁	—	—	—	—	—	—
	空 知 支 庁	—	—	—	—	—	—
	釧 路 支 庁	—	—	—	—	—	—
本 州 国	—	—	—	—	—	—	
外 国	—	—	—	—	—	—	
計	233	1,736	1,969	—	—	—	
製品販売先	製 材 商	—	788	788	—	—	—
	直 売 大 口	—	—	—	—	—	—
	小 口	—	98	98	—	—	—
	賃 挽	—	—	—	—	—	—
	市 売 市 場	—	—	—	—	—	—
そ の 他	233	850	1,083	—	—	—	
計	233	1,736	1,969	—	—	—	

注) 第31表に同じ

の販売は、苫小牧市、室蘭市、札幌市など都市での建築需要に対応した販売形態である。このように市売市場への販売にみられるような公開された市場形成はごく一部分しかなくない。

### c. チップ生産

すでに述べたように沙流川流域の製材工場のチップ生産は、岩倉組が昭和33年に開始したのに始まり、昭和36年には日高町3、平取町5、門別町富川3の計11工場でおこなわれて

販売量（品目別，地域別，販売先別）

（単位：m<sup>3</sup>）

37.5~75.0 kW			75.0~150.0 kW			計		
8			4			15		
N	L	計	N	L	計	N	L	計
6,827	2,326	9,153	10,161	757	10,918	16,988	3,291	20,279
255	1,359	1,614	203	3,022	3,225	458	4,381	4,839
—	1,120	1,120	—	139	139	—	1,937	1,937
447	16	463	762	233	995	1,209	249	1,458
—	—	—	60	135	195	60	135	195
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	234	234	—	611	611	—	845	845
589	1,234	1,823	1,579	1,054	2,633	2,401	3,138	5,539
8,118	6,289	14,407	12,765	5,951	18,716	21,116	13,976	35,092
37	368	405	—	—	—	37	368	405
1,299	1,881	3,180	3,844	626	4,470	5,143	3,145	8,288
4,787	999	5,786	5,484	1,019	6,503	10,504	3,116	13,620
(1,836)	(592)	(2,428)	(3,549)	(773)	(4,322)	(5,443)	(2,313)	(7,756)
1,642	566	2,208	2,014	340	2,354	3,656	906	4,652
140	760	900	—	225	225	140	985	1,125
—	—	—	164	—	164	164	—	164
213	1,715	1,928	1,259	3,215	4,474	1,472	4,930	6,402
—	—	—	—	526	526	—	526	526
8,118	6,289	14,407	12,765	5,951	18,716	21,116	13,976	35,092
1,170	2,223	3,393	3,137	1,756	4,893	4,307	4,767	9,074
3,753	3,048	6,801	4,585	2,779	7,363	8,338	5,827	14,165
2,327	545	2,872	2,282	793	3,075	4,609	1,436	6,045
595	473	1,068	29	108	137	624	581	1,205
216	—	216	958	—	958	1,174	—	1,174
57	—	57	1,774	515	2,289	2,064	1,365	3,428
8,118	6,289	14,407	12,765	5,951	18,716	21,116	13,976	35,092

いた。その原木消費量は、針葉樹1万7千m<sup>3</sup>，広葉樹1万m<sup>3</sup>の計2万7千m<sup>3</sup>と、流域製材工場，合板工場のなかで、チップの原木消費量は大きな比重を占めることとなった。ちなみに昭和36年の流域製材工場，合板工場の原木消費量は、それぞれ5万7千m<sup>3</sup>，2万5千m<sup>3</sup>であり、チップ工場の原木消費量は、総消費量中の25%を占めていた。つまり昭和30年代半ばには、流域の製材工場は、パルプ原材料生産工場として位置づけられ、またパルプ原木生産業者としても位置づけられていたのである。

## 4) 鶴川, 沙流川流域製材業の系譜と紙パルプ資本

昭和36年に、鶴川、沙流川流域には、31企業で32の製材工場が存在し、うち法人は25工場、個人企業は6工場であった。これら32工場の系譜を、その操業開始時期によって整理すると第39表のようになる。昭和初期（といっても昭和6年から9年の間）に操業を開始した工場が4工場、昭和10年代が4工場、昭和20年から27年が9工場、昭和28年から36年が15工場となっており、戦前から製材工場の経営を継続させたものは、全体の4分の1にすぎず多くは戦後に創設された製材工場である。

第39表 鶴川, 沙流川流域製材業の系譜

製材工場の操業開始時期	系 譜	計
i) 昭和初期	商業1, 素材生産業1, 製紙業1, 不明1	4
ii) 昭和10年代	商業1, 素材生産業2, 鉱山業1	4
iii) 昭和20年~27年 (a)	製炭業1, 素材生産業4, 鉱山業1, 不明2	8
(b)	製材業1	1
iv) 昭和28年~36年 (a)	製炭業3, 合板業1, 製紙業1, パット材1, 不明1	7
(b)	製材業8	8
計		32

i) 昭和初期：昭和初期に操業を開始した工場のうち1工場は、鶴川町で昭和3年から商店経営をおこなっていたもの、つまり商人系譜であり、戦前期には農地及び山林地主また醸造業の経営もおこなっていた。さらに戦時体制期から昭和20年代にかけては製炭業者でもあった。この工場は、大正末期に製材業経営をやめた関造材部の工場を購入して、昭和7年から操業を開始した。製紙業の系譜をもつ1工場は、明治38年から沙流川河口門別町周辺で小規模な素材生産をおこなうとともに、手割紙の生産をおこなっており、昭和6年に門別町富川に定住し製材工場、製紙業の経営を始めた。なお紙の生産は、昭和20年まで継続された。素材生産業の系譜をもつ1工場は、昭和3年に平取町で始めて創設された製材工場が昭和恐慌期の木材需要の急激な減少のなかで倒産し、その工場を昭和6年に購入して家族経営的な規模で操業を始めたものである。

ii) 昭和10年代：昭和10年代の操業開始の工場のなかで商人系譜をもつ1工場は、門別町で大正9年から雑貨商を始め、昭和期に入って同町周辺からの木炭の購入及びその消費地への販売もおこなっていた。製材工場経営の開始は、昭和16年である。素材生産業者の系譜をもつ工場のうち1工場は、かつて高谷木材の山頭であった人が、昭和10年に占冠村で工場経営を開始したものであり、他の1工場は、明治40年に日高町に入殖した農業経営者が冬期間の素材生産により蓄積した資金をもって昭和10年に製材業経営を始めたものである。鉱山業の系譜をもつ1工場は、昭和12年平取町に設立され、当初クローム鉱山採掘経営の附帯設備的

なものであったが、戦時体制期、戦後の木材増産期に経営の一部門に拡大していった。

iii) 昭和20年から27年の(a): 製炭業の系譜をもつ1工場は、昭和3年に製炭原木を求めて胆振支庁早来町から平取町に入り、戦時体制期には炭ガマ約20基を所有し、また昭和16年から年間5千石規模の素材生産もおこなっていた。戦後昭和25年に製材業、土建業、昭和27年に油類販売業とその営業部門を拡大した。素材生産業者の系譜をもつ4工場のうち1工場は、王子製紙の専属素材生産請負業者であった坂本木材が昭和25年門別町に、2工場は岩倉組が昭和25年日高町で購入した工場と同26年に門別町で購入した工場である。岩倉組は、同年門別町で合板工場の経営も開始した。残りの1工場は、昭和9年から穂別町周辺で小規模な素材生産をおこなっていた業者が、同24年に製材業の経営も始めたものである。鉱山業の系譜をもつ工場は、ii)で述べた鉱山業者により昭和21年に穂別町に設立された工場である。

iv) 昭和28年から36年の(a): 製炭業の系譜をもつ3工場は、鶴川、沙流川流域において有数の企業製炭業者であった。いずれも昭和初期から同20年代にかけての製炭業者であり、それ以前においては農業、素材生産業の帳場、商店とそれぞれ異なった系譜を持っていた。このうち2業者は、戦時体制の木材増産期に国有林からの薪炭原木の購入、その他一般用材の素材生産のために立木購入をおこなっており、それぞれ昭和30年、同34年つまり木炭生産の崩壊期に国有林材を工場原料として製材工場経営を始めている。残りの1業者は、昭和16年から道有林立木の購入をおこなっているものの国有林との関係はほとんどない。前者2業者と同様に木炭生産の崩壊期昭和34年に製材工場を設立したが、以降の展開において国有林立木購入の実績のあった前者2工場と、その実績のないこの工場との間には決定的な差があらわれ、零細な規模の工場にとどまった。合板業の系譜をもつ1工場は、戦時体制期それも南洋材輸入が杜絶し、国内材で合板生産をおこなわざるをえなくなった時期の昭和18年に平取町に設立された合板工場であり、戦後輸出向け合板材の生産をおこなっていた。この合板工場による昭和36年の製材工場設立は、むしろ附帯設備的な小規模なものであった。製材業者の系譜をもつ1工場は、戦時体制期から昭和22年まで素材生産の帳場、山頭、同22年に、経木工場を日高町に設立、同30年に製材工場の経営を始めたものである。バット材業者の系譜をもつ1工場は、戦後バット材の生産を始め、昭和31年に丸鋸1台をそなえ製材工場を始めた。

以上の23工場については、鶴川、沙流川両域内での林業生産その他の経済活動のなかから生成した製材資本である。ただしこの中に含めた坂本木材は、王子製紙の専属素材生産請負業者として、沙流川流域のほか大正期から十勝地方の利別川流域陸別町、足寄町でもパルプ材の素材生産をおこなっており、戦後道内各地また内地での素材生産もおこなっている。また岩倉組は、すでに述べたように大正期の製炭業に始まり昭和10年代には相当規模の大きな素材生産業者としてその経済活動領域を全道的なものとしていた。さらに、戦時体制期には製材業経営を開始し、昭和20年代以降に急激な企業経営の拡大をなすうの基盤を作っていた。

これら両流域内での経済活動を中心として成立した製材資本の特徴は、その系譜からみて

戦前期には素材生産業や林業に関連する小商品生産者のほかに地場で一定の資本蓄積をおこなった商人資本による製材業の成立であり、戦後については、パルプ材請負生産業者による製材工場の設立のほかに、木炭生産の崩壊にともなう企業製炭業者の製材業への経営転換によるものであった。

iii) 昭和20から27年の(b)及びiv) 昭和28年から36年の(b)

次に戦後両流域に登場した製材業のもう1つの特徴として、道内他地域からの製材資本の参入があげられる。昭和20年から27年に1工場、昭和28年から36年に8工場と後者が多く、これらは木材資源を求めて他地域から移動してきた資本であり、昭和29年の風倒と33年以降の国有林の皆伐作業の導入による両流域での相対的な木材資源の豊富さを背景とするものであった。

以上のような系譜をもつ鶴川、沙流川流域の製材業のなかで、戦前期から紙パルプ資本との関連が密接であったのは坂本木材と岩倉組だけであった。坂本木材が、王子製紙の専属下請素材生産業者であったのに対し、岩倉組は、戦前期においても王子製紙の下請素材生産業者としてよりもパルプ材納材業者としてのウエイトが高く、また戦後は素材生産業、製材業、合板業などの木材関連産業のほかに土木建築業、運輸業などへも営業部門を拡げ、独自の企業展開をみせた。ちなみに昭和34年までに製材工場8工場、合板工場2工場、ホモゲン2工場、床板工場1工場、その他木材加工工場2工場、チップ工場2工場、ホルマリン・接着剤工場1工場を所有し<sup>18)</sup>、戦後木材関連産業の部門では製材業のほかに合板、ホモゲン、床板など附加価値生産性の高い木材加工部門への営業拡大を計った。したがって、戦後の岩倉組にとって王子製紙との関係は、一営業部門の取引関係にとどまる程度のもとなった。その他の鶴川、沙流川流域に成立した製材業、また他の地域から参入してきた製材業についても、紙パルプ資本との関連は戦後おこなわれるようになった製材工場不適材の紙パルプ資本への販売を除いて、昭和30年代に入るまでほとんどなく、それぞれ独自の経営展開をとげてきた。

昭和30年代に入り紙パルプ資本は、製材工場のチップ生産設備の設置のための資金、機械の貸与などにつうじて、あらたなパルプ原材料の供給機構をつくりだしていった。それを鶴川、沙流川流域についてみると昭和36年までに鶴川流域では3工場、沙流川流域では11工場のチップ工場が設置され、戦前から紙パルプ資本と密接な関連のあった坂本木材、岩倉組のほかに、両流域内で有力な製材業そして新たに流域に参入した製材業の一部にチップ生産設備の設置がみられた。昭和30年代後半にはさらにチップ工場が増加し、昭和40年10月までに鶴川流域では8工場、沙流川流域では21工場<sup>19)</sup>と両流域製材業の小規模工場も含めほとんどがチップ生産設備を所有した。このような昭和30年代後半のチップ工場の増加は、紙パルプ資本が両流域の製材業、素材生産業者によるチップ原木生産およびチップ生産を媒介とし、彼らを低廉な労働力をもってする安価なパルプ原料の生産者として、パルプ原料供給機構のなかに組み込んだことを物語っている。また、それは同時に紙パルプ生産工程の一部分、チップ生産

工程を製材業者に下請させることでもあった。

しかしながら、チップ生産をつうじた流域の製材業と紙パルプ資本との関係は、後に坂本木材と王子製紙との間にみられた役員の派遣，資金的なテコ入れ，さらにその子会社化といった資本系列ともいうべき強固な関係ではなかった。紙パルプ資本によるチップ生産を媒介とした流域の製材業の一定程度の系列化は，むしろ流域の製材業経営の独自の展開を前提としたものであり，そのうえでのチップ生産の下請化であった。つまり，紙パルプ資本は，製材業者によるチップ材の素材生産，製材工場経営の一部門として新たに設定されたチップ生産をつうじて紙パルプ資本の労働者と中小零細な製材工場労働者（素材生産の労働者も含む）の賃金格差を利用した間接的な収奪をおこなっているものであり，そこにおいては低賃金労働力の確保，維持のためにも地場の資本として製材工場経営の独自の展開（素材生産，製材生産，販売を軸とし，他の兼營業種をも含めて）が必要だったのである。

注

- 1) 旭川営林局。「旭川営林局史第1巻」，昭和35年，p. 253.
- 2) 北方林業会。「北海道の森林風害記録」，昭和34年，p. 71-73.
- 3) 日本林業協会。「林政20年史」，昭和41年，p. 382.
- 4) 前掲。「北海道の森林風害記録」，p. 5-6.
- 5) 同上書。 p. 242.
- 6) 同上書。 p. 243.
- 7) 前掲。「林政20年史」，p. 383.
- 8) 北海道内営林局連絡調整事務局。「北海道内営林局の事務連絡調整について—農林省訓令第64号をめぐる—」，『札幌林友』No. 102，昭和37年，p. 98.
- 9) 有永明人・石井 寛。「国有林経営をめぐる二つの道」，『農林統計調査，1970. 12』，昭和45年，p. 22.
- 10) 秋林幸男・有永明人・神沼公三郎。「北海道における林業労働力再編の動向—森林組合労務班と山林労働組合—」，『第82回日本林学会大会講演集』，昭和46年，p. 29-30.
- 11) 前掲。「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」，p. 95-96.
- 12) 本州製紙株式会社。「本州製紙社史」，昭和41年，p. 70-72.
- 13) 前掲。「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」，p. 122-130.
- 14) 委任状については，赤井英夫氏が次のように簡略に整理されている。「昭和27年に国有林の林産物販売規定が改正され，工場をもたない造材業者には，随契材が与えられなくなった……。昭和25年から27年までの間，木材価格は激しい上昇をみせたので，この間造材業者はかなり利潤を蓄積していた。そこでこの規定の改正とあいまって，この時期に造材業者で製材工場をはじめたものが少なくなかった。また製材工場をおこさなかった造材業者の場合，この持分の随契はパルプ会社のもつ『わく』のなかにくみこまれたわけだが，そのくみこまれた量については『委任状』なる形式がつくられ，形式的にはパルプ会社の随契配材のなかに入るが実質的には造材業者の権利となるような形が残された。これはパルプ会社が特定国有林立木を購入する場合，国有林とのせっしょう，契約，出材までを含めて造材業者に委任する形態である。この形態は細部にわたるといくつかの形がみられるが，一般にパルプ材の一定量をパルプ会社に収めることを条件とし，その他に関しては，造材業者の自由とするものが多い。」（前掲。「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」，p. 124）ここで赤井氏は，素材専業者と紙パルプ資本との委任状関係にだけふれているが，既に述べてきたように紙パルプ資本が素材生産機能をもつ製材業者（素材生産兼製材業者）をその系列支配下に組み入れるとともに，委任状関係は，紙パルプ資本と製材工

場との間でも一般的にみられるようになった。

- 15) 吉沢武勇. 「国内産チップ生産構造とチップ輸入」, 『林業経済』, No. 266, 昭和45年, p. 1.
- 16) 同上書. p. 3.
- 17) 同上書. p. 4.
- 18) 前掲. 「北海道における素材生産構造」, p. 49.
- 19) 北海道木材チップ協会. 「北海道木材チップ工場調」, 昭和41年.

## 7. 総 括

本論では、便宜的に時代区分を明治後期から大正期、昭和恐慌期、戦時体制期、昭和20年代、昭和30年代に分けて、鶴川、沙流川流域の製材業とその市場について検討してきた。その総括として、ここでは、両流域製材業の展開の様相を基準として、次の時期区分に再整理した。1. 明治30年代末から大正8年、2. 大正9年から昭和6年、3. 昭和7年から昭和20年、4. 昭和20年代、5. 昭和30年代である。以下、この時期区分にそって総括することにする。

### 1) 明治30年代末から大正8年

鶴川、沙流川流域の林業生産は、上流部針葉樹地帯＝国有林での王子製紙によるパルプ材生産、下流部広葉樹地帯＝民有林および国有未開地での三井物産による広葉樹素材生産と、いずれも内地大資本により本格的に開始された。両流域上流部での年期特売の設定による国有林資源の独占的掌握を背景とした王子製紙のパルプ材生産は、明治末期から大正年代をつうじて地場の木材関連資本の成立する余地をほとんど残さず、また当時の技術水準でほとんど唯一の原木輸送手段であった河川の王子製紙による独占的利用は、他の資本の流域上流部への参入をそして地場の資本の成立を徹底的にさまたげた。

しかしながら、両流域下流部では、明治30年代末から本格化した三井物産の素材生産より以前にも、部分的に地場の業者による国有未開地、牧場地を対象とする広葉樹生産、燐寸軸木生産がみられた。三井物産は、日露戦争による中国大陸市場の獲得、さらにはヨーロッパなど外国市場の拡大を背景に、両流域下流部を、それら市場の広葉樹原木生産地たらしめた。明治41年に、原木輸送のために鶴川～苫小牧間の馬車軌道の敷設をおこなった三井物産は、地場に成立しつつあった素材生産業者をその傘下に組み込み林業生産を展開し、その中から専属的素材生産下請業者を作りだしていった。この期、両流域下流部において、三井物産が生産の対象としたのは、その大部分が、明治30年、41年の「国有未開地処分法」にもとづき大規模に払い下げられた牧場地、耕地等の私有地上の立木であった。

製材業の設立についてみると、地場の製材業の成立はみられず、三井物産の素材生産に関連して、三井物産により下請の製材工場が設立されたにとどまった。また、第1次大戦後、三井物産とその素材生産下請業者による素材生産跡地において、道内他地域から流入した製炭業者や、三井物産の専属的製炭業者による木炭生産が広範にみられた。

したがって、この期の両流域の林業生産、木材加工資本の動向を次のように特徴づけることができよう。第1に内地資本、地場資本が生産の対象とした森林についてみると、まず王子製紙は、両流域上流部の国有林、針葉樹を年期特売の設定という形で独占的に掌握し、パルプ原木輸送の手段として両河川の独占的利用を確立した。それは、昭和20年代までのほぼ半世紀にわたって継続した。三井物産は、明治30年、41年の「国有未開地処分法」にもとづき、両流域下流部で大地積に払い下げられた牧場地、農耕地上の広葉樹立木を主な生産対象とした。第2に、この期さらに昭和20年代までの両流域の地場の資本の成立、展開に大きな影響を与えたのは三井物産であり、王子製紙のパルプ材生産は、両流域上流部での地場資本の成立、他資本の参入を徹底的に阻害した。第3に、三井物産は、部分的に成立しはじめた地場の素材生産業者をその支配下に組み込み、中国大陸、ヨーロッパなど外国を主な市場とする広葉樹素材生産をおこない、またみずから下請の製材工場をつくりだしていった。このように、三井物産は、この期成立しはじめた地場の資本を、三井物産＝商業資本の形成した市場にくり込み取奪し、ないしは取奪対象たる地場資本をつくりだしていったといえよう。

## 2) 大正9年から昭和6年

この期、両流域下流部に地場の素材生産業、製材業の成立がみられたが、鶴川流域と沙流川流域とではそれらの展開に大きな差がみられた。鶴川流域では、国有未開地、私有林を生産対象とした個人業者による素材生産と、それらの素材生産跡地での木炭生産が広範に展開した。また、大正10年代に入ると、鶴川流域では穂別町を中心とし、地場の製材業が一定程度の展開を示し、前期にみられた三井物産の下請工場的な性格を漸次失っていった。沙流川流域では、河口門別町に出張所を設けた三井物産とその下請業者による素材生産が継続し、地場の素材生産業の成立は、鶴川流域に較べ少なかった。また、素材生産跡地での地場の製炭業者による木炭生産の展開が、三井物産の専属製炭業者のそれと併行してみられるものの、製材業は、大正後期をつうじて沙流川流域河口の門別町によりやく成立したにとどまった。こうした展開の違いは、主に地場の資本がみずから作りだしえなかった交通条件の、地域的な発展度合により生じたものであり、鶴川流域における地場の素材生産業、製材業の一定程度の展開も鉱山資本による鉄道敷設を契機とし、与えられた市場条件のもとでの展開であった。

しかしながら昭和期に入ると、大正10年以降激しい消長をくりかえしながら展開をみた鶴川流域の製材業は、昭和6年まで工場数は維持するものの、原木消費量は減少傾向をたどり、昭和6年以降、工場規模のいかんをとわず没落し、昭和10年には戦前期のピークをなした大正14年に比較して工場数は半減、原木消費量は1割強にまで減少し、以降昭和20年代まで製材業の展開はほとんどみられなかった。沙流川流域では、大正末期から昭和恐慌期にかけての時期は、主に国家資本の投下により交通条件の整備がなされた時期でもあったため、むしろ昭和初期になってから一定の地域的な拡がりをもって地場の零細な製材工場が成立した。しかし

ながらそれらも、昭和恐慌期にはほとんど倒産した。

この時期の両流域の林業生産、地場の素材生産業、製材業を次のように特徴づけることができよう。両流域の地場の素材生産業、製材業は、第1次大戦後、大正9年から始まった日本経済の慢性的な不況のなかで成立し、その経営は激しい消長をくりかえしながら、一定程度の生産を続けた。地場の資本は、三井物産の素材生産の主力が、他地域に移動していくなかで、国家資本、内地資本による交通条件の整備を前提として成立し、私有林、牧場地上の立木を生産対象として徐々に道内の木材消費市場を対象とする製材生産地を形成しはじめた。したがって、三井物産が、第1次大戦後の不況下で増加し始めた地場の素材生産業、製材業に、林業生産、製材生産を肩がわりさせていったといえよう。

### 3) 昭和7年から昭和20年

前期における北海道木材界の不況に拍車をかけたのが、内地における南洋材輸入の増加であった。北海道木材業連合会は、昭和5年10月から南洋材輸入阻止運動を、輸入関税の引き上げを要求するという形で展開したが、それも実質的に輸入商社の勝利となって終わった。そうしたなかで、北海道木材業連合会は、昭和8年6月に道庁長官に「林産物規格制定並びに道営検査機関設置の請願書」を提出し、木材の品等規格、正量検査規則の制定など木材流通市場の側面から行政のテコ入れを要請した。それにより、昭和9年4月に「北海道林産物検査規則」が制定され、以降本来資本が担うべき流通機能の一部を地方行政に肩がわりさせた。

昭和12年の日華事変を契機とする戦時経済への突入とともに、歴大な軍需用材の生産、流通を円滑に遂行するために、同14年9月「用材生産統制規則」、同15年10月「用材配給統制規則」の制定、さらに同16年3月には「木材統制法」により木材統制機関として日木社、地木社が組織され、木材の生産統制、流通統制は急速に整備、確立していった。そして北海道の製材業、素材生産業は、「道営検査」を媒介としてすみやかに木材統制機構のなかに組み込まれていった。木材統制機構を軸とした戦時期の木材増産は、地場の素材生産業者、製材業者、製炭業者を総動員しつつ展開し、そのなかで戦時増伐の重要な位置を占めたのが、それら地場の資本に対する国有林材立木処分開始の開始であった。

鶴川流域では昭和恐慌期以降製材業の展開がみられなかったこともあって製炭業、素材生産業が戦時体制期の増伐をにない、沙流川流域では昭和恐慌期以後急速に生産領域を拡大した岩倉組などの素材生産業者、製材業者が広葉樹原木の増伐をおこなうとともに、製材業、合板業の成立とその拡大を背景に、内地向け広葉樹製材品生産地としても展開した。

この時期の両流域の林業生産、製材業の特徴は、第1に沙流川流域において地場の製材業が、とくに昭和恐慌期以降急速な展開をとげたことにある。第2に地場の製材業、素材生産業、製炭業に対する国有林、道有林の立木の払い下げが開始されたことにある。そして第3に昭和9年から始まった「北海道林産物検査」から昭和16年の「木材統制法」の制定に至る過程で、

組織化，統制化された木材市場のなかに組み込まれたことである。つまり，一定程度の地場の資本の成長と，「北海道林産物検査」を媒介としたそれらの組織化を前提とし，戦時統制下のもとの木材統制機構を実質的に支配した三井物産など独占資本が，地場の資本を木材統制機構のなかに組み込み取奪したといえよう。

#### 4) 昭和20年代

戦後日本経済の再建が，石炭，鉄鉱業を軸とする傾斜生産とそこへの資本の集中投資というかたちでおこなわれるなかで，低廉な労働力を確保，再生産するために，安価な建築用材の大量供給は，総資本による至上命令であった。そうしたなかで，昭和25年に公入札を原則として成立した「国有林の産物売払い規程」は，公入札を原則とする故に地場の製材業，素材生産業者に対する随意契約による国有林立木の売払いをおこないえず，急激に増大した復興需要に対応しうるものではなかった。そのため「国有林の産物売払い規程」の根拠法のひとつである「国有林野事業特別会計法施行令」を昭和27年に改正し，直需者直売という形で地場の製材業者に対する国有林立木の随意契約処分を可能ならしめた。道内の製材工場は，昭和26年までに1,171工場に増加しており，戦時統制期以降随意契約により国有林立木を購入していた多くの製材業者にとって昭和27年の国有林の産物売払い規程の改正と確立は，地場の製材業者に対する随意契約処分の法的，制度的な追認であった。と同時に，国有林と係わる地場の製材業者は素材生産業を兼ねそなえざるをえないものとして規定づけられ展開することとなった。

昭和20年代の製材業の増加は，鶴川，沙流川流域においてもその例にもれず，鶴川流域では，他地域から国有林立木を求めた比較的規模の大きな製材資本の参入と，地場の零細な製材工場の増加により戦時統制期の3工場から昭和26年には18工場に，また沙流川流域では戦時統制期に展開，拡大した地場の製材業を中心に昭和14年の14工場から同25年17工場へと増加した。流域製材業の国有林からの立木購入の増大は，道内市場に対応する針葉樹建築用材生産と内地，外国市場に対応する広葉樹製材との二つの市場対応を生みだし，主として道内市場向け製材品生産地としての展開方向を示した。また，流域製材業は，素材販売業者としてもその市場機能を担当していた。

この期の両流域製材業の特徴は，戦後復興需要，朝鮮特需を背景とする木材需要，とくに建築需要の拡大のなかで，第1に，地場の製材業が製材原木生産の対象山林として国有林に大きく依存し，国有林の地場の製材工場に対する立木処分の中心が随意契約処分という形で制度化されたことである。第2に，地場の製材資本がみずから道内を中心に市場形成をおこない，製材産地化の方向をたどったことである。第3に，三井物産などの独占資本との関係では，木材統制機構の崩壊，財閥解体などによる独占資本の混乱のなかで，国有林材随意契約処分の制度化をつうじて地場の資本の独自の展開がむしろ助長されたことである。

### 5) 昭和30年代

昭和30年代に入ると国有林の年間森林伐採量は、約500万 $m^3$ から約800万 $m^3$ へと増加するとともに、道内森林伐採量のなかに占める国有林の比率を針葉樹、広葉樹ともに増大させた。こうした道内国有林の伐採量の増大が、国有林経営の合理化とくに昭和33年以降の大面積積伐、一斉造林という施業方式の画一化によるものであることは周知の事実である。

そうした道内での国有林伐採量の多量性を物質的基盤として、国有林は、紙パルプ資本そして製材業を中心とする中小零細な木材関連資本の動向に、国有林の販売制度それ自体が直接反映する体制を作りだしていった。「地元工場に対する個別配材基準について」(昭和35年)、「国有林材の販売方法別販売総量ならびに需要部門別販売数量の決定方法について」(昭和36年)にはじまる昭和30年代後半の一連の販売制度の合理化と、その一環としてあった「北海道内営林局連絡調整事務室」の設置は、製材原木の多くを国有林に依存せざるをえない道内製材工場に対してまさに国有林経営優位の体制をつくりだした。また、道内製材工場の多くが製材生産者であるとともに、木材市場流通担当機能を兼ねそなえるため、国有林の販売制度が、製材工場に対して市場政策的な意義をもつものとしてたちあられ、一連の販売制度の合理化は、国有林経営優位の体制のもとに、製材工場の消長をも決するような構造をつくりだした。こうした国有林の販売制度は、昭和30年代後半には製材工場の合同、合併、協同組合化の促進をはかるスクラップ・アンド・ビルド政策として展開した。そして、それは同時に、北海道パルプ材協会を中心とする寡占体制をすでに作りだしていた紙パルプ資本に対する優遇政策としても展開した。

また昭和30年代は、紙パルプ資本が製材工場を支配、系列下に組み込みつつ道内木材市場を再編成していく時期でもあった。紙パルプ資本は、製材業者のもつ素材生産機能をパルプ原木生産に利用し、さらに資金、機械の貸与をもってするチップ生産は、製材業者によるパルプ原材料生産の側面をより強化した。つまり製材業者は、素材生産、チップ生産における低賃金労働力を媒介として低価格のパルプ原材料生産の下請をすることとなったのである。

鶴川、沙流川流域では、上流部針葉樹地帯での王子製紙による森林資源の独占的掌握の崩壊、下流部での木炭生産の崩壊、そして国有林直営生産の拡大が、昭和30年代の林業生産の変化のなかで特徴的であった。また地場の資本による素材生産は、木炭生産の崩壊と木炭業者の一部の製材業への転換のなかで、製材業者によるそれに集中していった。

両流域の製材生産は、自支庁及び石狩地方を市場とする針葉樹建築用材生産にさらに集中しつつ展開し、その工場原木は、国有林立木の素材生産(随意契約ないし指名競争により購入した)を基軸部分とし、国有林直営生産材また紙パルプ資本からの針葉樹原木の購入を補完部分としていた。このようにして、昭和20年代以降、この期を通じて道内向け針葉樹建築用材生産地としての位置をかためたのである。と同時に、昭和30年代前半に始まった製材工場の

チップ生産は、紙パルプ資本のチップ集荷圏のなかで大きな比重を占めることとなり、昭和30年代半ばには製材工場の購入原木のうち20～30%が、パルプ原木ないしはチップとして紙パルプ資本に販売されることとなった。このように道内的にみてもチップ生産開始時のはいわゆる流域の製材業は、低廉な労働力を利用し安価なパルプ原材料の獲得を目的とした紙パルプ資本のパルプ原材料生産業者として系列下に組み込まれていった。

### 参考および引用文献

#### 1. 経済学一般

- 1) レーニン：「ロシアにおける資本主義の発達」（大月書店），昭和44年。
- 2) レーニン：「いわゆる市場問題について」（大月書店），昭和46年。
- 3) 掛西光速：「日本資義発達史」（補訂版），昭和44年。
- 4) 掛西光速：「純日本資本主義発達史」，昭和32年。
- 5) 大内 力：「日本経済論」，昭和37年。
- 6) 大内 力：「農業恐慌論」，昭和29年。
- 7) 長 幸男：「昭和恐慌」，昭和48年。
- 8) 掛西光速・岩尾裕純・小林義雄・伊藤岱吉編：「講座中小企業1」，昭和35年。
- 9) 御園喜博：「農産物市場論」，昭和42年。
- 10) 柴垣和夫：「三井，三菱の百年」，昭和48年。
- 11) 伊藤俊夫編：「北海道における資本と農業」，昭和33年。
- 12) 湯沢 誠：「北海道農業論序説」，昭和29年。
- 13) 湯沢 誠：「北海道における地場資本の展開について」『研究季報』第7号（農業総合研究所北海道支所），昭和32年。

#### 2. 林業経済一般

- 1) 大日本山林会：「明治林業逸史」，昭和6年。
- 2) 赤井英夫：「木材市場の展開過程」，昭和43年。
- 3) 桑田 治：「日本木材統制史」，昭和38年。
- 4) 林 野 庁：「国有林10年の歩み」，昭和32年。
- 5) 山崎慎吾：「日本林業論」，昭和25年。
- 6) 日本林業協会：「林政20年史」，昭和41年。
- 7) 栗原百寿：「日本における木材市場および価格の史的展開」『月刊林材』，昭和28年12月号～昭和29年3月号所収。
- 8) 林業発達史調査会：「三井物産株式会社木材事業沿革史」，昭和33年。
- 9) 林業発達史調査会：「製材工業発達史」，昭和31年。
- 10) 林業発達史調査会：「北洋材輪移入史（上，下）」，昭和31年。
- 11) 萩野敏雄：「森林開発の理論」『林業経済』，No. 89，昭和31年。
- 12) 萩野敏雄：「木材資源の基礎理論」『林業経済』，No. 199，昭和40年。
- 13) 萩野敏雄：「木材消費構造問題」『林業経済』，No. 157，昭和36年。
- 14) 萩野敏雄：「北洋材経済史論」，昭和32年。
- 15) 鈴木尚夫編：「現代日本産業発達史 XII 紙・パルプ」，昭和42年。

#### 3. 北海道関係の林業経済

- 1) 北海道：「北海道山林史」，昭和28年。
- 2) 旭川営林局：「旭川営林局史第1巻」，昭和35年。
- 3) 北方林業会：「北海道の風害記録」，昭和34年。
- 4) 農商務省山林局：「室蘭外拾六市場木材商況調査書」，明治42年。
- 5) 須永欣夫：「北海道材話」，昭和13年。
- 6) 津村昌一：「北海道林業発展史」，昭和28年。

- 7) 津村昌一編：「北海道山林史余録」，昭和28年。
- 8) 北海道庁林務部：「北海道林産物検査35年の歩み」，昭和44年。
- 9) 小関隆祺：「北海道林業の発展過程」『北海道大学農学部演習林研究報告』，第22巻第1号，昭和37年。
- 10) 小関隆祺：「戦後の北海道林業の展開」（「北海道林業の諸問題」所収），昭和43年。
- 11) 加納互全・小関隆祺・霜鳥 茂：「北海道における素材生産構造」（林野庁，昭和34年）。
- 12) 小関隆祺・霜鳥 茂・和 孝雄・有永明人他5名：「北海道の素材生産業に関する調査」（北海道大学農学部林政学教室），昭和40年。
- 13) 霜鳥 茂：「北海道における素材生産業の性格」（「北海道林業の諸問題」所収），昭和43年。
- 14) 霜鳥 茂：「北海道における薪炭生産の実態」（「薪炭需要の減少に伴う林種転換とその方向に関する調査報告書」所収，林野庁，昭和36年）。
- 15) 霜鳥 茂：「道産有用広葉樹製材の生産と流通」（「第84回日本林学会大会講演集」所収），昭和49年。
- 16) 霜鳥 茂：「北海道における山村と林業問題」『北方林業』，第22巻第2号，昭和45年。
- 17) 霜鳥 茂・和 孝雄・石井 寛：「国有林材の流通圏および消費に関する調査（4）—北海道有用広葉樹—」（林野庁，昭和45年）。
- 18) 有永明人・石井 寛：「国有林経営をめぐる2つの道」『農林統計調査1970.12』，昭和45年。
- 19) 石井 寛・有永明人：「北海道における木材工業の成立過程—林業生産の資本制発展と関連して—」（「第80回日本林学会大会講演集」所収），昭和44年。
- 20) 石井 寛：「1955以降におけるパルプ産業の原木集荷機構の変化—北海道を中心にして—」（「第78回日本林学会大会講演集」所収），昭和42年。
- 21) 石井 寛：「北見地方における木材工業の展開過程—津別町の事例より—」（「第82回日本林学会大会講演集」所収），昭和46年。
- 22) 和 孝雄・石井 寛・成田雅美・秋林幸男・餅田治之：「戦前期における釧川流域の林業展開」『北海道大学農学部演習林研究報告』，第31巻第3号，昭和49年。
- 23) 秋林幸男・有永明人・神沼公三郎：「北海道における林業労働力再編の動向—森林組合労務班と山林労働組合—」（「第82回日本林学会大会講演集」所収），昭和46年。
- 24) 安藤嘉友：「北海道における国有林材の販売制度の変遷に関する研究（1）」『林業経営研究所研究報告'68-2』，昭和44年。
- 25) 赤井英夫：「北海道におけるパルプ材市場の展開過程」『林業経営研究所研究報告'66-12』，昭和41年。
- 26) 吉沢武勇：「国内産チップ生産構造とチップ輸入」『林業経済』，No. 266，昭和45年。
- 27) 北海道内営林局連絡調整事務室：「北海道内営林局の事務連絡調整について—農林省訓令第64号をめぐって—」『札幌林友』，No. 102，昭和37年。
- 28) 林業発達史調査会：「北海道及樺太における林業開発事情について」，昭和28年。
- 29) 八巻涉吾：「北海道における木材産地型市場の流通構造—上川産地市場を中心として—」『北海道農林研究』，第26号，昭和40年。
- 30) 八巻涉吾：「北海道における木材消費地型市場の流通構造—札幌市場を中心として—」『北海道農林研究』，第24号，昭和39年。
- 31) 高橋欣也・西村勝美：「製材流通に関する研究第I報」『北海道農林研究』，第31号，昭和42年。
- 32) 高橋欣也・西村勝美：「製材流通に関する研究第II報」『北海道農林研究』，第33号，昭和43年。
- 33) 高橋欣也：「木材需給動向に関する研究第I報」『北海道農林研究』，第31号，昭和42年。
- 34) 高橋欣也：「木材需給動向に関する研究第II報」『北海道農林研究』，第33号，昭和43年。
- 35) 高橋欣也：「林産物の価格形成に関する研究第I報」『北海道農林研究』，第35号，昭和44年。
- 36) 高橋欣也：「林産物の価格形成に関する研究第II報」『北海道農林研究』，第37号，昭和45年。
- 37) 高橋欣也：「製材流通の地域性」『木材の研究と普及』，第183号，昭和43年。
- 38) 高橋欣也：「製材工業の季節性の要因」（「北海道経済の季節性—実態」所収），昭和44年。
- 39) 西村勝美：「木材流通担当者の経営動向に関する研究第I報」『北海道農林研究』，第35号，昭和44年。
- 40) 西村勝美：「木材流通担当者の経営動向に関する研究第II報」『北海道農林研究』，第37号，昭和45年。
- 41) 西村勝美：「木材工業製品の市場構造に関する研究第III報」『北海道農林研究』，第43号，昭和48年。
- 42) 北海道立総合経済研究所：「木材市場対策基本調査報告書」，昭和40年。
- 43) 北海道立総合経済研究所：「高度成長下の地場産業」（地方調査機関全国協議会創立20周年記念「地域

と産業」所収), 昭和44年.

- 44) 北海道立総合経済研究所: 「北海道経済の現況と課題」, 昭和47年.
- 45) 北海道開発庁: 「昭和26年度北海道総合開発調査, 日高奥地林開発調査報告書」, 昭和26年.
- 46) 長池敏弘: 「北海道沙流川地方における地元製材工場の実態について」『札幌林友』, 昭和32年1月号, 昭和32年.
- 47) 財団法人山村振興調査会: 「道内国有林山村のすがたと進路—北海道沙流郡日高町」, 昭和41年.
- 48) 小林 裕: 「北海道における採取技術の展開」(「北海道林業の諸問題」所収), 昭和43年.
- 49) 大金永治・生井郁郎・前田 満・和 孝雄: 「北海道林業技術発達史論」, 昭和48年.
- 50) 北海道庁拓殖部: 「殖民公報」, 第1号~123号, (明治34年~大正10年).
- 51) 北海道林業会: 「北海道林業会報」, 第1号~459号, (明治36年~昭和17年).

#### 4. 社史, 町村史, その他

- 1) 成田潔英: 「王子製紙社史」, 昭和32年.
- 2) 本州製紙株式会社: 「本州製紙社史」, 昭和41年.
- 3) 北海道庁殖民部: 「北海道殖民状況報文日高国」, 明治32年.
- 4) 平取外八カ村小学校組合編: 「平取外八箇村誌」, 大正6年.
- 5) 平取村: 「平取開村50年史」, 昭和27年.
- 6) 平取町: 「平取町史」, 昭和49年.
- 7) 日高村: 「日高村50年史」, 昭和31年.
- 8) 門別町: 「門別町史」, 昭和36年.
- 9) 静内町: 「静内町史」, 昭和38年.
- 10) 北海道日高支庁: 「日高開発史」, 昭和29年.
- 11) 鷓川町: 「鷓川町史」, 昭和43年.
- 12) 穂別町: 「穂別町史」, 昭和43年.
- 13) 占冠村: 「占冠村史」, 昭和38年.
- 14) 林野庁: 「林業関係重要法令集」, 昭和29年.
- 15) 林野庁: 「昭和35年度国有林野産物販売通達集」.
- 16) 林野庁: 「昭和38年度国有林野産物販売関係通達集」.
- 17) 林野庁: 「昭和39年度国有林野産物販売関係通達集」.
- 18) 榎 重博: 「国有林野の産物売払規定解説」, 昭和41年.
- 19) 金子信尚: 「第式版北海道人名辞典」, 大正12年.

#### 5. 統計書

- 1) 北海道庁拓殖部: 「北海道森林統計書」, 第1次~第5次 (大正3年~大正7年).
- 2) 北海道庁拓殖部: 「国有林事業成績」, 第1次~第19次 (大正10年~昭和14年).
- 3) 北海道庁拓殖部: 「林産物移動状況」, 第1次~第9次 (大正10年~昭和4年).
- 4) 北海道庁拓殖部: 「林産物輸移出入状況」, 第1次~第5次 (昭和7年~昭和11年).
- 5) 林野庁: 「国有林事業統計書」, 第1次~第18次 (昭和23年~昭和40年).
- 6) 北海道林務部: 「北海道林業統計」, (昭和23年~昭和40年).
- 7) 農林省統計調査部: 「1960年世界農林業センサス」, 昭和37年.
- 8) 王子製紙株式会社: 「山林事業統計第1集」, 昭和26年.
- 9) 北海道庁林務部林産課, 北海道総合経済研究所: 「昭和36年度木材流通調査」.
- 10) 右左府村: 「右左府村勢一覽」, 大正12年.
- 11) 右左府村: 「右左府村一覽」, 昭和9年.
- 12) 平取村: 「平取村勢一斑」, 昭和3年, 4年, 5年, 8年.
- 13) 門別村: 「門別村統計一斑」, 明治44年.
- 14) 門別村: 「門別村勢一斑」, 大正10年, 昭和5年.
- 15) 門別村: 「門別村勢要覽」, 昭和8年.
- 16) 鷓川村: 「鷓川村勢一覽」, 昭和3年.
- 17) 鷓川村: 「鷓川村勢一斑」, 大正15年, 昭和8年.

- 18) 穂別村：「穂別村勢一覽」，昭和8年。
- 19) 占冠村：「占冠村勢要覽」，昭和8年。
- 20) 北海道木材新聞社：「北海道木材業者名簿」，昭和26年。
- 21) 北海道木材協会：「北海道木材業者及製材業者名簿」，昭和33年，昭和37年。
- 22) 北海道木材林産協同組合連合会：「北海道木材業者及製材業者登録名簿」，昭和41年。
- 23) 北海道パルプ材協会：「パルプ材統計要覽」，昭和42年，昭和46年。

### Summary

In this paper, the author studied on the historical development process of sawing industry and the lumber market in both Mukawa and Saru watersheds.

#### 1. 1908-1919

The lumber production in both Mukawa and Saru watersheds was begun very lively by Oji Paper Company and Mitsuibussan Company at the end of Meiji period. Along the downstream of those watersheds, few saw mills started their business on a extensive scale at the beginning of Taisho period, those saw mills were under supervision of Mitsuibussan Company.

#### 2. 1920-1931

On the other hand, especially in the Mukawa watersheds, saw mills also started their business on a small scale since 1921. Such a local sawing industry being formed since 1921 reduced its scale under the despression directly based on World War I and saw mills went into bankrupt regardless of their factory scale in Showa panic period.

#### 3. 1932-1945

The timber controlled structure was built under the wartime economy since 1933. The local sawing industry and lumber makers were incorporated into this structure, the national demand for increasing lumber production mobilized them entirely under the wartime economy. The places for producing lumber in those watersheds moved gradually from private forest to national forest because the former devastated for a fairly vast area after Taisho period.

#### 4. 1946-1954

The number of saw mills increased not only in those watersheds but also in the whole of Hokkaido in order to supply reconstructed materials and national forest authorities established the lumber selling system in 1947. Thus, sawing industry in those watersheds realized the district for producing construction timber of soft wood.

#### 5. 1955-1964

As the cut volume of national forest grew larger after 1958, the lumber selling system came to have a significance in the Hokkaido lumber market policy. The capital of paper pulp companies being supported well by national forest authorities reorganized the lumber market in Hokkaido. Under such circumstances, the saw mills in those watersheds ensured their position as the place for producing timber of construction, at the same time, they came to the subcontract maker of paper pulp companies and produced pulp material by employing cheap wage labourers. Therefore, the paper pulp companies secured an advantageous position by supporting their own subcontract makers.